

## 第 10 回

# 掛川市・大東町・大須賀町合併協議会

日時：平成16年2月17日（火）午後2時

場所：掛川グランドホテル 王冠の間

掛川市・大東町・大須賀町合併協議会



# 目 次

## 報告事項

### [ 報告 ]

頁

報告第9号 新市建設計画策定小委員会報告について ----- 1

## 協議事項

### [ 協議 ]

協議第24号 その他各種事務事業（その1）の取扱いについて ----- 3

### [ 提案 ]

協議第25号 その他各種事務事業（その2）の取扱いについて ----- 7



報告第9号

新市建設計画策定小委員会報告について

掛川市・大東町・大須賀町合併協議会新市建設計画策定小委員会設置規程第7条の規定により委員長から報告があったので、裏面のとおりに報告する。

平成16年2月17日提出

掛川市・大東町・大須賀町合併協議会

会長 榛 村 純 一

平成16年2月5日

掛川市・大東町・大須賀町合併協議会  
会長 榛村 純 一 様

掛川市・大東町・大須賀町合併協議会  
新市建設計画策定小委員会  
委員長 小櫻 義 明

掛川市・大東町・大須賀町合併協議会新市建設計画策定小委員会を開催したので、掛川市・大東町・大須賀町合併協議会新市建設計画策定小委員会設置規程第7条の規定により、次のとおり報告します。

## 1 小委員会の活動の経緯

開催日	会議名等	協議の内容
平成15年 6月14日	第1回小委員会	計画の策定方針及び1市2町の資源・特徴、課題の検討を行った。
6月16日	第2回協議会	第1回小委員会で定めた策定方針等の報告を行った。
6月23日	第2回小委員会	1市2町のタウンウォッチングを行った。
7月7日	第3回小委員会	新市の資源・特徴、課題の検討を行った。
7月10日 ～30日	経済団体等への 意向調査	新市が目指すまちのあり方等について、農業、商工、自治及び福祉に関する団体等を対象に意向調査を行った。
7月28日	第4回小委員会	新市のまちづくりの骨子について検討を行った。
8月11日	第5回小委員会	新都市ビジョン（原案）の検討を行った。
8月19日	第4回協議会	新都市ビジョン（原案）の報告を行った。
8月25日	第6回小委員会	新市の将来像、基本目標、主要施策の再検討を行った。
9月22日	第7回小委員会	新都市ビジョン（案）の検討を行った。
10月21日	第5回協議会	新都市ビジョン（案）の報告を行った。
10月20日	第8回小委員会	重点事業及び主要事業の検討を行った。
11月10日	第9回小委員会	新市建設計画（素案）の概要について検討を行った。
11月25日	第10回小委員会	財政予測を踏まえて重点プロジェクト及び新市の主要施策の検討を行った。
12月16日	第8回協議会	新市建設計画（素案）の中間報告を行った。
12月22日	第11回小委員会	財政計画を踏まえた重点プロジェクト及び主要施策について検討を行った。
平成16年 2月5日	第12回小委員会	新市建設計画（素案）の最終調整を行った。

## 2 新都市建設計画（素案） 別添のとおり

協議第 2 4 号

その他各種事務事業（その 1）の取扱いについて

その他各種事務事業（その 1）の取扱いについて、協議を求める。

平成 1 6 年 1 月 2 0 日提出

掛川市・大東町・大須賀町合併協議会

会 長 榛 村 純 一

## 留意点

### 1 その他各種事務事業の取扱い

各市町村で行われている事務事業には、自治、防災、福祉、環境衛生、産業、建設、教育文化など、あらゆる分野において住民に密着した行政サービスや住民負担がある。合併に伴い、これら事務事業について調整が必要となるが、調整に当たってはこれまでの経緯や実情を考慮し、住民サービスの低下にならないよう留意するとともに、過剰な財政負担とならないよう合理化・効率化の観点も踏まえておくことが重要となる。

特に、住民生活に大きく影響を与えるものについては、事前に合併協議会にて基本方針を協議し、その方針に基づいて事務事業一元化作業の中で調整していくことが必要となる。

### 2 協議項目について

本協議会では、「その他各種事務事業の取扱い」として、下記の23項目について協議を行うが、項目数が多数になるため、「その1」「その2」に区分することとした。

#### 【その1】

- (1) 姉妹都市・国際交流事業
- (2) 男女共同参画事業
- (3) 広報広聴事業
- (4) 情報公開・個人情報保護制度
- (5) 地域振興事業
- (6) 交通関係事業
- (7) 窓口業務
- (8) 防災消防関係事業
- (9) 生活保護事業
- (10) 高齢者福祉事業
- (11) 児童福祉事業
- (12) 保育事業
- (13) 障害者福祉事業

#### 【その2】

- (14) 廃棄物関係事業
- (15) 環境・衛生関係事業
- (16) 保健・医療関係事業
- (17) 商工・観光関係事業
- (18) 農林関係事業
- (19) 建設関係事業
- (20) 上・下水道事業
- (21) 学校教育関係事業
- (22) 社会教育関係事業
- (23) 文化振興関係事業

### 3 調整の基本方針

その他各種事務事業の取扱いについては、これまでの1市2町のまちづくりの経緯を尊重しつつ、新市における速やかな融合・一体化の促進と新たな発展に向け、以下の原則を踏まえて調整する。

#### (1) 一体性確保の原則

新市移行に際し、住民生活に支障のでないよう、速やかな一体性の確保に努める。

#### (2) 福祉向上の原則

住民サービス、福祉の向上に努める。

#### (3) 負担公平の原則

新市において住民負担格差を生じさせないように努める。

#### (4) 健全な行財政運営の原則

新市における健全財政運営の確保に努める。

#### (5) 行財政改革推進の原則

費用対効果、行政と民間の役割分担、行政支援のあり方など、行財政改革の観点から事務事業の見直しに努める。

#### (6) 適正規模準拠の原則

新市の規模を視野に入れ、県内類似団体における事務事業の実施内容等にも配慮し、新市の規模にふさわしい事務事業の内容とするため、積極的な見直しに努める。

## 調整方針

その他各種事務事業（その１）の取扱いについては、次のとおり調整する。

### 1 姉妹都市・国際交流事業

- (1) 国際姉妹都市については、新市に引き継ぎ、国内姉妹都市については、これまでの経緯、実情を踏まえ、合併時まで調整する。
- (2) 国際交流事業については、これまでの経緯、実情を踏まえ、統合又は再編する。

### 2 男女共同参画事業

- (1) 男女共同参画計画については、現在の計画を踏まえ、新市において速やかに策定する。
- (2) 男女共同参画条例については、新市において制定する。

### 3 広報広聴事業

- (1) 広報紙については月２回の発行を原則とし、掛川市の例により調整する。
- (2) 広聴事業については、市政モニター制度等、市民の意見を広く聴けるシステムを新市において速やかに構築する。

### 4 情報公開・個人情報保護制度

情報公開条例及び個人情報保護条例については、掛川市の例により合併時に制定する。

### 5 地域振興事業

- (1) 自治会連合組織については、新市の一体性を確保するため、合併時に統合するよう調整する。
- (2) 自治会への交付金については、現行の予算総額の範囲内を基本とし、合併時に統一するよう調整する。
- (3) 自治会事業への補助制度については、合併時に統一するよう調整する。

### 6 交通関係事業

- (1) 交通安全対策協議会及び交通指導隊については、合併時に統合する。
- (2) 自主運行バス事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。

### 7 窓口業務

- (1) 窓口業務時間延長については、本庁、支所において、実施する。なお、実施曜日、延長時間、取扱業務内容等については、合併時まで調整する。
- (2) 既存の出張所については、現行のとおりとする。
- (3) 霊柩車の取扱いについては、掛川市の例により実施する。

## 8 防災消防関係事業

- (1) 地域防災計画については、新市において速やかに策定する。
- (2) 災害対策本部については、合併時までに新たな体制を構築する。自主防災組織については、現行の組織を存続する。
- (3) 防災無線については、速やかに整備計画を策定し、新市において計画的に整備する。ただし、同報無線については、緊急放送が同時発信できるよう合併時までに整備する。

## 9 生活保護事業

生活保護事業については、国の制度に基づき引き続き実施するものとし、1市2町独自の事業については、統一する。

## 10 高齢者福祉事業

- (1) 国県の制度に基づく事業については、引き続き実施するものとし、1市2町独自の事業については、新市全体の均衡を保つよう統合又は再編する。ただし、統合又は再編が困難なものについては、新市において速やかに調整する。
- (2) 高齢者保健福祉計画については、合併時までに新市の計画を策定する。

## 11 児童福祉事業

- (1) 国県の制度に基づく事業については、引き続き実施するものとし、1市2町独自の事業については、新市全体の均衡を保つよう統合又は再編する。ただし、統合又は再編が困難なものについては、新市において速やかに調整する。
- (2) 次世代育成支援行動計画については、合併時までに新市の計画を策定する。

## 12 保育事業

国県の制度に基づく事業をはじめ、現在実施している保育事業については、引き続き実施する。

## 13 障害者福祉事業

- (1) 国県の制度に基づく事業については、引き続き実施するものとし、1市2町独自の事業については、新市全体の均衡を保つよう統合又は再編する。ただし、統合又は再編が困難なものについては、新市において速やかに調整する。
- (2) 障害者計画については、現行の計画を新市に引き継ぐ。

協議第 2 5 号

その他各種事務事業（その 2）の取扱いについて

その他各種事務事業（その 2）の取扱いについて、協議を求める。

平成 1 6 年 2 月 1 7 日提出

掛川市・大東町・大須賀町合併協議会  
会 長 榛 村 純 一

## 調整方針

その他各種事務事業（その２）の取扱いについては、次のとおり調整する。

### 14 廃棄物関係事業

廃棄物の収集及び処理については、当分の間、現行のとおりとする。

### 15 環境・衛生関係事業

- (1) 環境条例については、掛川市の例により、新市において制定する。
- (2) 環境に関する各種計画については、現在の計画を踏まえ、新市において策定する。
- (3) 環境・衛生事業については、合併時に統一する。

### 16 保健・医療関係事業

- (1) 保健計画については、現行の計画を踏まえ、新市において策定する。
- (2) 予防接種、各種健診、休日・夜間の救急医療体制については、実施内容・方法等について医師会等と調整し、合併時に再編する。
- (3) 各種保健事業については、合併時に統一する。

### 17 商工・観光関係事業

- (1) 商工業及び観光の各事業については、引き続き実施する。ただし、同一又は類似する事業は、従来からの経緯、実情を十分踏まえ、統合又は再編する。
- (2) 融資制度については、合併時に統一する。

### 18 農林関係事業

- (1) 農業振興地域整備計画等各種計画については、現在の計画を踏まえ、新市において策定する。
- (2) 農林事業に伴う受益者負担金については、合併時に統一する。ただし、合併時における継続事業については、現行の負担割合で新市に引き継ぐ。
- (3) 農林関係事業については、引き続き実施する。ただし、同一又は類似する事業については、新市全体の均衡が図られるよう統合又は再編する。

### 19 建設関係事業

- (1) 都市計画（地域地区、都市施設等）については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (2) 都市計画マスタープランについては、現行の計画を踏まえ、新市において策定する。
- (3) 道路認定基準については、合併時に統一する。ただし、既存の認定道路については、現行のとおり引き継ぎ、新市において調整を図る。
- (4) 建設関係事業に伴う地元負担金は、廃止する。
- (5) 継続中の建設事業については、新市に引き継ぐ。

## 20 上・下水道事業

- (1) 上水道事業及び下水道事業については、引き続き実施し、新市において策定される各事業計画に基づき、速やかに統一を図る。
- (2) 使用料の徴収方法については、掛川市の例により合併時に統一する。

## 21 学校教育関係事業

- (1) 市（町）立小中学校の通学区域については、現行のとおりとし、幼稚園の通園区域については、設けないこととする。
- (2) 教育相談事業については、合併時に統一する。
- (3) 遠距離通学対策事業については、当分の間現行のとおりとする。
- (4) 幼児教育に係る振興計画については、現在の計画を踏まえ、新市において速やかに策定する。
- (5) 学校給食事業については、当分の間現行のとおりとする。ただし、給食費については、合併時に統一する。

## 22 社会教育関係事業

- (1) 各種講座等の社会教育関係事業については、合併時に統合又は再編する。
- (2) 成人式については、新市において統一的に開催する。
- (3) 図書館の運営方法については、合併時まで調整し、公民館図書室と相互利用ができるようネットワーク化を図る。移動図書館については、統一して実施する。
- (4) 社会教育施設等の運営方法については、当分の間現行のとおりとし、新市において調整する。

## 23 文化振興関係事業

- (1) 文化振興事業及び文化財保護事業については、合併時に統合又は再編する。
- (2) 指定文化財については、現行のとおり新市に引き継ぎ、指定基準については、合併時に統一する。
- (3) 文化芸術施設の運営方法については、現行のとおりとする。



# その他各種事務事業(その2)の取扱い

## 参 考 資 料

[ 目次 ]	頁
(14) 廃棄物関係事業 -----	12
(15) 環境・衛生関係事業 -----	16
(16) 保健・医療関係事業 -----	18
(17) 商工・観光関係事業 -----	24
(18) 農林関係事業 -----	26
(19) 建設関係事業 -----	32
(20) 上・下水道事業 -----	36
(21) 学校教育関係事業 -----	40
(22) 社会教育関係事業 -----	48
(23) 文化振興関係事業 -----	56

14 廃棄物関係事業

分類	掛川市	大東町
ゴミ処理施設	<p>掛川市清掃センター（千羽地内）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>運営主体 掛川市</li> <li>竣工年月 昭和59年4月</li> <li>施設規模 80 t / 日（40 t / 16 h × 2 炉）</li> <li>H14焼却量 13,363 t</li> <li>稼働予定期間 平成17年9月まで</li> </ul> <p>環境資源ギャラリー（建設中）（満水地内）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>建設主体 掛川市、菊川町及び小笠町衛生施設組合</li> <li>施設概要 焼却能力 140 t / 日（70 t / 24 h × 2 炉） リサイクル施設 30 t / 5 h</li> <li>稼働予定時期 平成17年9月</li> </ul>	<p>大東町大須賀町環境保全センター （大東町地内）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>運営主体 大東町大須賀町衛生施設組合</li> <li>竣工年月 平成7年3月</li> <li>施設規模 35 t / 日（17.5 t / 8 h × 2 炉）</li> <li>H14焼却量 6,090 t</li> <li>稼働予定期間 平成21年度まで</li> </ul>
最終処分場	<p>掛川市最終処分場（板沢地内）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>埋立対象物 清掃センターからの焼却灰及び燃やさないごみ  <ul style="list-style-type: none"> <li>ガラス類、せともの類、紙おむつ類、化学繊維、金属類、プラスチック類、スプレー缶、化粧ビン、ライター等</li> </ul> </li> <li>全体容量 256,600m<sup>3</sup></li> <li>残余容量 67,864m<sup>3</sup>（H14末）</li> <li>埋立予定期間 平成30年度まで</li> <li>受入体制 平日：9:00～12:00 13:00～16:00 休日：毎月第4日曜日 9:00～11:00</li> </ul>	<p>大東町大須賀町一般廃棄物最終処分場 （大須賀町地内）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>埋立対象物 環境保全センターからの焼却灰</li> <li>全体容量 33,000m<sup>3</sup></li> <li>残余容量 24,246m<sup>3</sup>（H14末）</li> <li>埋立予定期間 平成23年度まで</li> </ul> <p>高瀬瓦礫処理場</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>埋立対象物 瓦礫類</li> <li>全体容量 37,248m<sup>3</sup></li> <li>残余容量 13,781m<sup>3</sup>（H14末）</li> <li>埋立予定期間 平成20年度まで</li> <li>受入体制 毎週 月・水・金 9:00～12:00 13:00～16:30（11月～3月は16:00）</li> </ul>



分 類	掛 川 市	大 東 町
ごみ収集	<p>焼却ごみ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>燃やすごみ 週 2 回 〔生ごみ、紙くず、貝類、剪定枝、落ち葉、木片〕</li> </ul> <p>埋立ごみ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>燃やさないごみ 週 1 回 〔ガラス類、せともの類、紙おむつ類、化学繊維、ゴム、金属類、化粧ビン、食器、鏡、皮革、プラスチック類、ライター、スプレー缶〕</li> </ul> <p>資源ごみ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>カン類 月 1 回</li> <li>ビン類 月 1 回</li> <li>ペットボトル 月 1 回</li> <li>プラスチック製容器包装 週 1 回</li> <li>紙類・古紙等 月 1 回</li> <li>乾電池類 月 1 回</li> <li>蛍光管類 年 2 回</li> </ul> <p>粗大ごみ地区回収 年 1 回</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>料金（税別） 一品300円</li> </ul>	<p>焼却ごみ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>燃やすごみ 週 2 回 〔生ごみ、紙くず、貝類、剪定枝、落ち葉、木片、プラスチック類、紙おむつ類、化学繊維、ゴム、皮革、ライター〕</li> </ul> <p>埋立ごみ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>燃やさないごみ 月 1 回 〔ガラス類、せともの類、化粧ビン、食器、鏡〕</li> </ul> <p>資源ごみ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>カン類 月 2 回</li> <li>ビン類 月 1 回</li> <li>ペットボトル 月 2 回</li> <li>プラスチック製容器包装 月 2 回</li> <li>新聞・雑誌・段ボール類 月 1 回</li> <li>雑紙、紙コップ類 月 2 回</li> <li>その他金物類 〔電球類、乾電池類、小型家電、コード類、スプレー缶、小型金物、刃物類、古着類、〕 月 1 回</li> </ul>
指 定 袋	<p>燃やすごみ袋（紙製）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地区・氏名記入義務： なし</li> <li>10枚入り税別 18円約180円 23円約200円</li> </ul> <p>燃やさないごみ袋（ポリエチレン製）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地区・氏名記入義務： なし</li> <li>20枚入り税別 20円約130円 30円約150円</li> </ul> <p>（注）市で袋の規格を定め、製造販売は民間が行う。（価格自由）</p>	<p>燃やすごみ袋（ポリエチレン製）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地区・氏名記入義務： あり</li> <li>20枚入り税別 30円約150円 45円約200円</li> </ul> <p>カン類ごみ袋（ポリエチレン製）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地区・氏名記入義務： あり</li> <li>20枚入り税別 30円約248円 45円約300円</li> </ul> <p>（注）組合で袋の規格を定め、製造販売は民間が行う。（上限価格を設定）</p>

大 須 賀 町	備 考
同左	<p><b>3 先進事例（抜粋）</b></p> <p><b>【山口県 周南市】</b>  (1) ごみ収集  新市移行後もと当分の間現行どおりとし、随時調整する。  (2) 指定ごみ袋  新市移行後速やかに調整する。</p> <p><b>【岐阜県 山県市】</b>  (1) 可燃ごみの収集については、当分の間、現行のとおりとする。ただし、新市においては各自治会との協議等により調整を図るものとする。  (2) 不燃ごみ、粗大ごみ及び資源ごみの収集については、現行のとおりとする</p> <p><b>【埼玉県 さいたま市】</b>  ごみ処理事業については、ごみの減量化・資源化を推進するとともに、新市サービスの低下を生じないよう再編するものとする。</p> <p><b>【岐阜県 瑞穂市】</b>  (1) 一般廃棄物（ごみ）収集運搬については、当面、現行の制度を継続する。新市において制度等の統一を図り、調整を行う。  (2) 一般家庭用ごみ処理については、生ごみについては、ごみ袋50円/枚、小30円/枚として当面継続する。粗大ごみについては、持ち込み、ステーション排出、戸別収集について、当面現行の制度を継続し、新市において制度の統一を図り、調整を行う。</p>
同左	<p>(3) ごみ持ち込みについては、当面現行の制度を継続する。新市において制度の統一を図り、調整を行う。</p>

15 環境・衛生関係事業

分類	掛川市	大東町
環境条例	<p>掛川市環境条例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 制定時期 平成12年 3月</li> <li>・ 趣旨 市民、事業者、行政等すべての者が、環境の創生と保全に向けた取組を推進する。</li> </ul>	未制定
環境計画	<p>掛川市環境基本計画</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 策定時期 平成13年 3月</li> <li>・ 計画概要 5つの基本目標と25の個別目標を設定し、それぞれに数値目標を定め、各環境施策を推進する。</li> </ul> <p>地球温暖化防止対策実行計画 「スマートオフィスプラン」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 策定時期 平成13年 3月</li> <li>・ 計画概要 省エネルギー・省資源活動、廃棄物の減量化・リサイクルの推進、グリーン製品購入推進等により、市役所から排出されるの温室効果ガスを6%削減する。</li> </ul> <p>地域新エネルギービジョン</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 策定時期 平成14年 3月</li> <li>・ 計画概要 太陽光発電・熱利用の普及、生ゴミ・畜産廃棄物バイオガス利用、木質資源利用、クリーンエネルギー自動車の普及等により、市全域からの温室効果ガス排出を6%削減する。</li> </ul>	<p>地球温暖化防止対策実行計画 「大東町地球温暖化防止実行計画」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 策定時期 平成13年 3月</li> <li>・ 計画概要 省エネルギーの推進、省資源、リサイクルの推進、グリーン製品購入推進等により、役場から排出されるの温室効果ガスを17%削減する。</li> </ul>
環境・衛生事業	<p>河川・ため池水質調査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 河川15箇所、ため池 8 箇所</li> </ul> <p>環境協定・公害防止協定の締結</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 協定締結企業 市内22事業所</li> </ul> <p>住宅用太陽光発電システム設置事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 5万円 / kwh (限度額20万円)</li> </ul> <p>富士見台霊園</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 敷地面積 : 90,760m<sup>2</sup> ( 1 ~ 11号墓域 )</li> <li>・ 区画数 : 2,974区画</li> <li>・ 貸付区画数 : 2,575区画 ( 平成16年 1月 )</li> <li>・ 永代使用料 : 1 ~ 9号墓域 180,000円 10、11号墓域 300,000円</li> <li>・ 清掃料 : 2,520円 / 年</li> </ul>	<p>河川水質調査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 河川16箇所</li> </ul> <p>環境協定・公害防止協定の締結</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 協定締結企業 町内21事業所</li> </ul>

大 須 賀 町	備 考
<p>未制定</p> <hr/> <p>地球温暖化防止対策実行計画 「大須賀町地球温暖化防止実行計画」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 策定期間 平成13年3月</li> <li>・ 計画概要 エネルギーの適正利用、省資源・リサイクル対策、グリーン製品購入により、役場から排出されるの温室効果ガスを6%削減する。</li> </ul>	<p><b>1 概要</b></p> <p>環境保全、公害防止、環境衛生などの環境対策は、住民が安全・安心・快適に暮らせるための必須条件であり、近年における環境への関心の高まりは、非常に大きくなっている。</p> <p>特に、環境問題における地球温暖化防止対策の推進は、地球規模で叫ばれており、人類の生存にも関わる重要な課題であることから、地球温暖化防止対策の推進に関する法律により、国、地方公共団体、事業者等、すべての国民の責務とされている。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">環境基本法（抄） （地方公共団体の責務）</p> <p>第7条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、環境の保全に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">地球温暖化対策の推進に関する法律（抄） （地方公共団体の責務）</p> <p>第4条 地方公共団体は、その区域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出の抑制等のための施策を推進するものとする。</p> <p>2 地方公共団体は、自らの事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のための措置を講ずるとともに、その区域の事業者又は住民が温室効果ガスの排出の抑制等に関して行う活動の促進を図るため、前項に規定する施策に関する情報の提供その他の措置を講ずるように努めるものとする。</p> </div>
<p>河川水質検査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 河川13箇所</li> </ul> <p>環境協定・公害防止協定の締結</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 協定締結企業 町内15事業所</li> </ul>	<p><b>2 先進事例</b></p> <p>【さいたま市】</p> <p>環境対策事業のについては、市民サービスの低下を生じないように再編するものとする。</p> <p>公害監視業務については、新市において引き続き実施するものとする。</p>

16 保健・医療関係事業

分 類	掛 川 市	大 東 町
保健計画	<p>市町村健康増進計画 健康かけがわ21「私の人生改革」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画期間：平成13～21年度</li> <li>・計画概要 ライフステージに合わせた健康づくり 個人を支える地域活動 健康を支える環境づくり 平成22年への挑戦</li> </ul> <p>掛川市母子保健計画</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画期間：平成15～19年度</li> <li>・計画概要 ライフステージに合わせた健康づくり 母子保健の健康指標の目標値 掛川に住んでよかったなと思える子育て支援のための施策</li> </ul>	<p>市町村健康増進計画 だいとう健康プラン21</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画期間：平成15～23年度</li> <li>・計画概要 ライフステージに合わせた健康づくり 各指標については平成15年度策定</li> </ul> <p>未策定</p>
保健予防	<p>各種予防接種</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ポリオ 徳育保健センターでの集団接種</li> <li>・3種（2種）混合 期は市内指定医療機関での個別接種 期は各小学校での集団接種</li> <li>・麻しん 市内指定医療機関での個別接種</li> <li>・風しん 市内指定医療機関での個別接種</li> <li>・日本脳炎 期は市内指定医療機関での個別接種 、 期は各小学校での集団接種</li> <li>・高齢者のインフルエンザ 市内外の指定医療機関での個別接種 自己負担金：1,000円</li> </ul> <p>結核予防</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・乳幼児ツベルクリン反応・BCG接種 徳育保健センターでの集団接種</li> <li>・結核検診 各地域生涯学習センター、公会堂等を 検診車にて巡回</li> </ul>	<p>各種予防接種</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ポリオ 保健福祉センターでの集団接種</li> <li>・3種（2種）混合 期は委託医療機関での個別接種 期は保健福祉センターでの集団接種</li> <li>・麻しん 委託医療機関での個別接種</li> <li>・風しん 委託医療機関での個別接種</li> <li>・日本脳炎 期は委託医療機関での個別接種 、 期は保健福祉センターでの集団 接種</li> <li>・高齢者のインフルエンザ 町内外の指定医療機関での個別接種 自己負担金：2,200円</li> </ul> <p>結核予防</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・乳幼児ツベルクリン反応・BCG接種 保健福祉センターでの集団接種</li> <li>・結核検診 各地区防災センター、介護保険施設等 を検診車にて巡回</li> </ul>

大 須 賀 町	備 考
<p>未策定</p> <p>未策定</p>	<p>1 概要</p> <p>高齢化や社会環境の変化、または社会保障制度の一環である健康保険財政の現状から、発病の予防と健康づくりを担う保険・医療行政の役割は、一層重要となっている。</p> <p>このため、健康増進法その他の法律においては、住民の健康の増進に関する事並びに健康の増進に係る人材の育成及び資質の向上を図ること、保険事業が健全かつ円滑に実施されるよう必要な各般の措置を講ずること、母性並びに乳児及び幼児に対する保健指導、健康診査、医療その他の措置を講じ、健康保持及び増進に努めること等を国及び地方公共団体に求めている。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center;">健康増進法（抄）</p> <p style="text-align: center;">（目的）</p> <p>第1条 この法律は、我が国における急速な高齢化の進展及び疾病構造の変化に伴い、国民の健康の増進の重要性が著しく増大していることにかんがみ、国民の健康の増進の総合的な推進に関し基本的な事項を定めるとともに、国民の栄養の改善その他の国民の健康の増進を図るための措置を講じ、もって国民保健の向上を図ることを目的とする。</p> <p style="text-align: center;">（国及び地方公共団体の責務）</p> <p>第3条 国及び地方公共団体は、教育活動及び広報活動を通じた健康の増進に関する正しい知識の普及、健康の増進に関する情報の収集、整理、分析及び提供並びに研究の推進並びに健康の増進に係る人材の養成及び資質の向上を図るとともに、健康増進事業実施者その他の関係者に対し、必要な技術的援助を与えることに努めなければならない。</p> <p style="text-align: center;">（都道府県健康増進計画等）</p> <p>第8条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の住民の健康の増進の推進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県健康増進計画」という。）を定めるものとする。</p> <p>2 市町村は、基本方針及び都道府県健康増進計画を勘案して、当該市町村の住民の健康の増進の推進に関する施策についての計画（以下「市町村健康増進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。</p> <p>3 略</p> </div>
<p>各種予防接種</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ポリオ 保健センターでの集団接種</li> <li>・3種（2種）混合 <ul style="list-style-type: none"> <li>・期共に保健センターでの集団接種</li> </ul> </li> <li>・麻疹 委託医療機関での個別接種</li> <li>・風しん 保健センターでの集団接種</li> <li>・日本脳炎 期は保健センターでの集団接種 、 期は各小中学校での集団接種</li> <li>・高齢者のインフルエンザ 町内外の指定医療機関での個別接種 自己負担金：2,200円</li> </ul> <p>結核予防</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・乳幼児ツベルクリン反応・BCG接種 保健センターでの集団接種</li> <li>・結核検診 各地区公民館、介護保険施設等を検診車にて巡回</li> </ul>	

分類	掛川市	大東町
保健指導、 健診等	<p>母子保健健康診査事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・妊婦健診（妊娠前期）</li> <li>・妊婦健診（妊娠後期）</li> <li>・4か月児健診</li> <li>・6か月児相談</li> <li>・10か月健診</li> <li>・1歳6か月児健診</li> <li>・2歳2か月児健診</li> <li>・3歳児健診</li> </ul> <p>母子健康教育事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・妊婦相談</li> <li>・ママセミナー</li> <li>・パパセミナー</li> <li>・乳幼児訪問</li> <li>・3か月児説明会</li> <li>・ひよこ・こっこ教室</li> <li>・親の日学習会</li> <li>・三つ子の魂を育てる講演会</li> <li>・離乳食、幼児食、食育教室</li> <li>・ママとクッキング</li> <li>・子育て相談</li> <li>・個別相談</li> <li>・子供との関わりに悩みを持つ親の相談日</li> <li>・双子の会</li> <li>・乳幼児処遇検討会</li> </ul> <p>生活習慣病予防健康診査事業</p> <p>老人保健事業健診</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本健診</li> <li>・肝炎ウイルス検査（C型・B型）</li> <li>・骨粗しょう症検診</li> <li>・歯周疾患予防検診（歯ぐきの健診）</li> <li>・健康度評価事業</li> </ul> <p>がん検診</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・胃がん検診</li> <li>・子宮がん検診</li> <li>・乳がん検診</li> <li>・大腸がん検診</li> <li>・肺がん検診</li> </ul>	<p>母子保健健康診査事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・妊婦健診（妊娠前期）</li> <li>・妊婦健診（妊娠後期）</li> <li>・4か月児健診</li> <li>・7か月児相談</li> <li>・10か月健診</li> <li>・1歳児教室</li> <li>・1歳6か月児健診</li> <li>・2歳児歯科健診</li> <li>・2歳6か月児親子歯科健診</li> <li>・3歳児健診</li> </ul> <p>母子健康教育事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・母子健康相談</li> <li>・乳幼児訪問</li> <li>・親子療育教室（げんきっこ）</li> <li>・救急法講習会</li> <li>・離乳食講習会</li> <li>・幼児食講習会</li> <li>・子ども料理教室</li> <li>・育児相談</li> <li>・めばえ巡回相談</li> <li>・母子保健連絡会議</li> </ul> <p>生活習慣病予防健康診査事業</p> <p>老人保健事業健診</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本健診</li> <li>・肝炎ウイルス検査（C型・B型）</li> <li>・骨粗しょう症検診</li> <li>・健康度評価事業</li> <li>・前立腺検査</li> </ul> <p>がん検診</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・胃がん検診</li> <li>・子宮がん検診</li> <li>・乳がん検診</li> <li>・大腸がん検診</li> <li>・肺がん検診</li> </ul> <p>20代・30代総合検診</p> <p>超音波検診（肝臓・胆のう）</p>

大 須 賀 町	備 考
<p>母子保健健康診査事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 妊婦健診（妊娠前期）</li> <li>・ 妊婦健診（妊娠後期）</li> <li>・ 3 か月児相談</li> <li>・ 4 か月児健診</li> <li>・ 7 か月児相談</li> <li>・ 10か月健診</li> <li>・ 1 歳児教室</li> <li>・ 1 歳 6 か月児健診</li> <li>・ 2 歳児相談</li> <li>・ 2 歳 6 か月児相談</li> <li>・ 3 歳児健診</li> </ul> <p>母子健康教育事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 母子健康相談</li> <li>・ 3 か月児予防接種説明会</li> <li>・ 乳幼児訪問</li> <li>・ 親子療育教室（げんきっこ）</li> <li>・ 乳歯の大切さのおはなし</li> <li>・ 離乳食講習会</li> <li>・ 幼児食講習会</li> <li>・ めばえ巡回相談</li> <li>・ 大須賀町児童育成部会</li> <li>・ お母さんと赤ちゃんの交流会</li> <li>・ 幼児クッキング</li> </ul> <p>生活習慣病予防健康診査事業</p> <p>老人保健事業健診</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基本健診</li> <li>・ 肝炎ウィルス検査（C型・B型）</li> <li>・ 骨粗しょう症健診</li> <li>・ 歯周疾患予防健診（歯ぐきの健診）</li> <li>・ 健康度評価事業</li> <li>・ 前立腺検査</li> <li>がん検診</li> <li>・ 胃がん検診</li> <li>・ 子宮がん検診</li> <li>・ 乳がん検診</li> <li>・ 大腸がん検診</li> <li>・ 肺がん検診</li> </ul>	<p><b>2 1市2町の現況</b></p> <p>現在、1市2町それぞれに、健康増進法、学校保健法、母子保健法、老人保健法等の規定により、様々な保健予防事業や保健指導事業を行っている。また、医療体制に関しては、掛川市立総合病院をはじめ、小笠医師会と連携した休日・夜間の救急医療を確保している。</p> <p>これら保健・医療関係事業は、住民生活に極めて密接に関係し、かつ、重要なものであるため、できるだけ早く新市の一体性を確保できるよう調整することが適切とされており、これら事業に対して指導・助言をいただいている小笠医師会等とも十分協議をし、調整を図る必要がある。</p> <p><b>3 先進事例</b></p> <p><b>【静岡市】</b></p> <p>保健衛生事業については、合併時までに、保健所業務を中心とした中核市以上事務の円滑な実施体制を確立するとともに、両市それぞれの実績を尊重しつつ、新市全体の均衡を保ちながら、市民サービスの向上に向けて統一を図るよう調整するものとする。</p> <p><b>【さいたま市】</b></p> <p>公立病院等の診療体制については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。</p> <p>成人・母子保健事業、予防対策事業及び休日急患診療事業については、実施内容・方法等について医師会等との調整が必要なことから合併後速やかに再編する。</p> <p><b>【西東京市】</b></p> <p>予防接種に関すること  現行の内容を基準に新市において調整し実施する。</p> <p>結核検診に関すること  現行の内容を基準に新市において調整し実施する。</p> <p>休日診療に関すること  現行の内容を基準に新市において調整し実施する。</p> <p>母子保健に関すること  現行の内容を基準に新市において調整し実施する。</p> <p>歯科健診に関すること  現行の内容を基準に新市において調整し実施する。</p> <p>老人保健に関すること  現行の内容を基準に新市において調整し実施する。</p> <p>がん検診に関すること  現行の内容を基準に新市において調整し実施する。</p> <p>予防対策等に関すること  現行の内容を基準に新市において調整し実施する。</p>

分 類	掛 川 市	大 東 町
医療体制	<p>掛川市立総合病院</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 病院開設 : 昭和34年4月1日</li> <li>・ 新病院移転: 昭和59年4月1日</li> <li>・ 診療科目 内科、消化器科、呼吸器科、外科、整形外科、産婦人科、小児科、眼科、脳神経外科、放射線科、皮膚科、耳鼻咽喉科、泌尿器科、リハビリテーション科、麻酔科、歯科口腔外科、移植外科、循環器科</li> <li>・ 認可病床数 病床数: 450 室 数: 116</li> </ul> <p>休日・夜間の救急医療体制 休日・祝日・年末年始</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 掛川医療センター（小笠医師会運営）</li> <li>・ 診療日及び時間 日曜日・祝日 9:00～17:00 年末年始 10:00～16:00</li> <li>・ 診療科目 内科・外科</li> </ul> <p>平日夜間</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小笠医師会 掛川市内開業医による在宅輪番制</li> <li>・ 診察時間 18:00～21:00</li> </ul> <p>休日・祝日・年末年始・夜間</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 掛川市立総合病院</li> <li>・ 診察時間 24時間体制</li> </ul> <p>第2次救急医療施設の運営</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 目的 東中遠地域の休日及び夜間の入院治療を必要とする重症患者の診療を確保すること。</li> <li>・ 構成市町 東中遠地域の3市10町</li> <li>・ 医療施設 管内の公立6病院 〔掛川市・袋井市・磐田市・菊川町・森町・浜岡町〕</li> </ul>	<p>休日・夜間の救急医療体制 休日・祝日・年末年始</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 同左</li> </ul> <p>平日夜間</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小笠医師会 小笠郡内開業医による在宅輪番制</li> <li>・ 診察時間 18:00～21:00</li> </ul> <p>第2次救急医療施設の運営</p> <p>同左</p>

大 須 賀 町	備 考
<p>休日・夜間の救急医療体制 休日・祝日・年末年始</p> <p>・同左</p> <p>平日夜間 ・小笠医師会 小笠郡内開業医による在宅輪番制 ・診察時間 18:00～21:00</p> <p>第2次救急医療施設の運営</p> <p>同左</p>	<p><b>4 参考</b></p> <p>【休日・夜間の各救急医療施設の受診実績：平成14年度】</p> <p>掛川医療センター 内 科 : 1,719人 外 科 : 537人</p> <p>平日夜間の開業医による在宅輪番制 掛川市 : 1,438人 小笠5町 : 1,424人</p> <p>掛川市立総合病院 17,282人</p> <p>【第2次救急医療施設とは】</p> <p>第1次救急医療施設（開業医等）による救急処理が行われ、入院・手術が必要であると判断された患者、又は救急現場で重傷と判断される患者を治療する施設である。</p>

17 商工・観光関係事業

分類	掛川市	大東町
商工業事業	<p>融資制度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>掛川市小口資金利子補給事業 融資対象：市内の中小企業 補助率：融資残高の0.18% 融資期間：最高5年</li> <li>掛川市短期経営改善資金利子補給事業 融資対象：市内中小企業 補助率：融資残高の0.2% 融資期間：最高5か月</li> </ul> <p>企業誘致</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>エコポリス工業団地 企業数13社</li> <li>新エコポリス工業団地（建設中） 事業主体：（財）掛川市開発公社 事業推進：小笠山麓開発（株）</li> </ul> <p>商工業団体への支援</p>	<p>融資制度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>大東町小口資金利子補給事業 同左</li> <li>大東町商工業振興資金利子補給事業 融資対象：町内小規模事業者設備資金 補助率：融資残高の1.5% 利子補給期間：3年 限度額：25万円</li> </ul> <p>企業誘致</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>上土方工業団地 企業数2社</li> <li>大東工業団地 企業数24社</li> <li>大東町企業立地促進事業 概要：上土方工業団地への企業進出を促進するため、新規雇用等に対する補助制度</li> </ul> <p>商工業団体への支援</p>
観光事業	<p>観光宣伝事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>観光パンフレットの作成 掛川観光ガイドブック等</li> <li>広告看板の掲出</li> </ul> <p>観光イベントの開催・支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>4月上旬 ならここの里桜まつり</li> <li>5月上旬 掛川戦国城下市</li> <li>6月上旬 東海道旅の詩人ウォーク</li> <li>8月上旬 掛川納涼まつり</li> <li>10月上旬 掛川祭</li> <li>通年 三の丸楽市</li> </ul> <p>主な観光施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>掛川城及び周辺施設（これっしか処等）</li> <li>ならここの里（居尻キャンプ場）</li> <li>森林果樹公園</li> <li>粟ヶ岳</li> <li>花鳥園、つま恋、加茂荘等</li> </ul>	<p>観光宣伝事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>観光パンフレットの作成 大東観光ガイドブック等</li> <li>広告看板の掲出</li> </ul> <p>観光イベントの開催・支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>3月下旬 高天神社例大祭</li> <li>5月下旬 だいとうエンジョイウォーク</li> <li>8月上旬 大東遠州灘砂の祭典 大東市民まつり</li> <li>10月上旬 八坂神社祇園祭、各地区祭典</li> </ul> <p>主な観光施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>高天神城趾</li> <li>大東温泉シートピア</li> <li>小笠山</li> <li>大浜公園</li> <li>潮騒橋</li> </ul>

大 須 賀 町	備 考
<p>融資制度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大須賀町小口資金利子補給金事業 同左</li> <li>・大須賀町短期経営改善資金利子補給事業 融資対象：町内中小企業 補助率：融資残高の0.2% 融資期間：最高5か月</li> <li>・大須賀町商工業振興資金利子補給事業 交付対象：町内小規模事業者設備資金 補助率：融資残高の2% 利子補給期間：3年 限度額：10万円</li> </ul> <p>企業誘致</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・岡原工業団地                      企業数1社</li> <li>・大洲沖之須団地                  企業数1社</li> </ul> <p>商工業団体への支援</p> <hr/> <p>観光宣伝事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・観光パンフレットの作成 大須賀観光ガイドブック等</li> <li>・広告看板の掲出</li> </ul> <p>観光イベントの開催・支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2月上旬 遠州横須賀凧揚げまつり</li> <li>・4月上旬 三熊野神社大祭</li> <li>・8月上旬 おおすかふるさと夏まつり</li> <li>・10月下旬 遠州横須賀街道ちっちゃな文化展</li> <li>・大晦日 年越し三社会</li> </ul> <p>主な観光施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・横須賀城趾</li> <li>・清水邸庭園</li> <li>・三熊野神社</li> <li>・サンサンファーム</li> <li>・普門寺等の町内寺院</li> </ul>	<p>1 概要</p> <p>商工・観光関係事業における商工業振興については、各種融資制度や助成制度などの支援のほか、企業の育成・誘致などの商・工業全般にわたる産業振興に向けた事業がある。観光振興については、地域の文化、観光拠点を生かした施設の整備や宣伝等のPR活動、または各種観光イベントを開催し、その発展に努めている。</p> <p>合併に伴う調整にあたっては、これら事業の従来からの経緯、実情等について十分配慮し、より一層の効果が期待できるよう、また新市全体の均衡が図れるよう調整に努める必要がある。</p> <p>2 1市2町の現況</p> <p>商工関係事業については、掛川市、大東町、大須賀町ともに、融資制度、地域特性を反映した企業誘致を行っており、観光関係事業においても、それぞれの歴史、文化、特産品、観光拠点を背景とした宣伝事業、施設整備、各種イベントを実施し、活気あるまちづくりの推進に努めている。</p> <p>3 先進事例</p> <p>【南アルプス市】</p> <p>基本的には現状のまま継続することとし、拡大あるいは一本化すべきものについては新市において調整する。</p> <p>【東かがわ市】</p> <p>(1) 融資事業については、引田町の例により調整する。 (2) 企業誘致事業については、新市に移行後、速やかに調整する。</p> <p>【さいたま市】</p> <p>商工・観光事業については、引き続き事業の推進に努めるものとする。 同一又は類似する事業は統合又は再編するものとする。</p>

18 農林関係事業

分類	掛川市	大東町
<p><b>[農業]</b> 現況</p>	<p>農家戸数等（2000農林業センサス他）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農家戸数：3,067戸</li> <li>・農家人口：14,968人</li> <li>・耕地面積：3,540ha（田1,430ha、普通畑139ha、樹園地1,970ha、牧草地4ha）</li> </ul>	<p>農家戸数等（2000農林業センサス他）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農家戸数：1,270戸</li> <li>・農家人口：6,475人</li> <li>・耕地面積：1,448ha（田653ha、普通畑335ha、樹園地456ha、牧草地4ha）</li> </ul>
<p>農業振興に関する計画</p>	<p>掛川市農業振興地域整備計画</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・策定時期：平成12年9月</li> <li>・計画期間：平成12年～平成22年</li> </ul> <p>農業経営基盤の強化に関する基本構想</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・策定時期：平成12年3月</li> <li>・計画期間：平成12年～平成21年度</li> </ul> <p>掛川市地域農業マスタープラン</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・策定時期：平成12年4月</li> <li>・計画期間：平成12～16年度</li> </ul> <p>水田農業振興計画</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・策定時期：平成12年4月</li> <li>・計画期間：平成12～16年度</li> </ul> <p>酪農肉牛近代化計画</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・策定時期：平成13年6月</li> <li>・計画期間：平成12年～平成22年度</li> </ul>	<p>大東町農業振興地域整備計画</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・策定時期：平成10年3月</li> <li>・計画期間：平成10年～平成20年</li> </ul> <p>農業経営基盤の強化に関する基本構想</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・策定時期：平成12年3月</li> <li>・計画期間：平成12年～平成21年度</li> </ul> <p>大東町地域農業マスタープラン</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・策定時期：平成12年4月</li> <li>・計画期間：平成12～16年度</li> </ul> <p>水田農業振興計画</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・策定時期：平成12年4月</li> <li>・計画期間：平成12～16年度</li> </ul> <p>酪農肉牛近代化計画</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・策定時期：平成14年3月</li> <li>・計画期間：平成12～22年度</li> </ul>
<p>農業関係事業</p>	<p>主な農業振興事業</p> <p><b>【茶業振興】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・茶園機械化農業近代化事業</li> <li>・茶園管理機械化事業</li> <li>・環境保全モデル園設置事業</li> <li>・総合園地再編整備事業</li> <li>・全国茶品評会出品対策事業</li> </ul> <p><b>【水田農業振興】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水田農業経営確立対策事業</li> <li>・生産調整推進対策事業</li> </ul> <p>〔生産調整推進、集落推進、景観形成作物種子〕</p>	<p>主な農業振興事業</p> <p><b>【茶業振興】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境保全茶栽培研究事業</li> <li>・総合園地再編整備事業</li> <li>・製茶工場施設改善事業</li> </ul> <p><b>【水田農業振興】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水田農業経営確立対策事業</li> <li>・生産調整推進対策事業</li> </ul> <p>〔麦・大豆・加工米出荷、団地化転作〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・麦産地システム化推進事業</li> <li>・水田農業支援事業</li> </ul>

大 須 賀 町	備 考
<p>農家戸数等（2000農林業センサス他）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農家戸数： 431戸</li> <li>・農家人口： 2,293人</li> <li>・耕地面積： 837ha（田294ha、普通畑248ha、樹園地293ha、牧草地2ha）</li> </ul> <hr/> <p>大須賀町農業振興地域整備計画</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・策定期期：平成12年6月</li> <li>・計画期間：平成12年～平成22年</li> </ul> <p>農業経営基盤の強化に関する基本構想</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・策定期期：平成12年3月</li> <li>・計画期間：平成12年～平成21年度</li> </ul> <p>大須賀町地域農業マスタープラン</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・策定期期：平成12年4月</li> <li>・計画期間：平成12～16年度</li> </ul> <p>水田農業振興計画</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・策定期期：平成12年4月</li> <li>・計画期間：平成12～16年度</li> </ul> <p>酪農肉牛近代化計画</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・策定期期：平成13年6月</li> <li>・計画期間：平成12～22年度</li> </ul>	<p><b>1 概要</b></p> <p>農林業には、住民に良質で安全・安心な食材の供給や木材の産出を行うばかりでなく、国土の保全、水源のかん養又はC o 2の吸収による自然環境の保全等多面的な機能がある。</p> <p>このため、国、県では農林業のあらゆる分野において様々な制度を創設し、これを受け各市町村でも生産基盤整備のため、ほ場・農道・ため池等の整備を行うほかに、担い手育成や農作物栽培技術の向上などの農業経営支援、農地保全や農地の集積による経営規模の拡大などの事業を推進している。</p> <p><b>2 1市2町の現況</b></p> <p>農林関係事業を行うにあたり、1市2町ともにそれら施策を実行するため各種計画を策定し、地域特性を踏まえた農林振興事業に取り組んでいる。</p> <p>本地域の特徴としては、米作も比較的盛んであるが、掛川市では全耕地面積の約55%が茶畑等の樹園地となっており、茶の栽培が非常に盛んなことが判る。大東町、大須賀町でも樹園地がそれぞれ約31%、約35%を占め同様に盛んではあるが、普通畑は掛川市の約4%と比べるとそれぞれ約23%、30%を占め、イチゴ、メロン、芋などの砂地農業も盛んに行われている。</p> <p>一方、林業では北部に広大な森林を有する掛川市において木材生産を目的に森林施業が一部行われているが、大東町、大須賀町では実施されていない。</p>
<p>主な農業振興事業</p> <p>【茶業振興】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・営農機械等導入支援事業</li> <li>・環境保全茶栽培研究事業</li> <li>・大須賀町茶業協会（各茶品評会出品）</li> </ul> <p>【水田農業振興】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水田農業経営確立対策事業</li> <li>・生産調整推進対策事業</li> </ul> <p>〔団地化促進、集落推進〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・麦産地システム化推進事業</li> <li>・水田農業支援事業</li> </ul>	<p><b>3 参考（語句の説明）</b></p> <p>【農業振興地域整備計画】</p> <p>「農業振興地域の整備に関する法律」の規定に基づき定められるもので、農業振興の積極的推進を図るための農用地利用計画をはじめ、農業生産基盤、農業近代化施設及び農村環境整備計画など、農業振興における総合計画である。</p> <p>【農業経営基盤の強化に関する基本構想】</p> <p>「農業経営基盤強化促進法」の規定に基づき定められるものであり、効率的かつ安定的な農業経営体を育成するため、経営目標を設定し、目標の考え方、育成しようとする経営の作目別規模、生産体系、経営管理などについての指標と、これら農業経営に対する農用地利用集積の目標を定め、実現するための措置が盛り込まれたものである。</p>

分類	掛川市	大東町
農業関係事業 ( 続き )	<p>【畜産振興】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・畜産環境整備事業</li> <li>・B S E 対策事業</li> <li>・家畜防疫事業</li> <li>・畜産振興対策事業</li> <li>・資源リサイクル畜産環境整備事業</li> </ul> <p>【その他農業振興事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農地利用集積奨励事業</li> <li>・中山間地域等直接支払事業</li> <li>・オレゴン農場派遣事業</li> <li>・農業振興団体の支援事業</li> </ul> <p>〔掛川市自立経営農家振興会：15支部、後継者部会、農業塾長会、パイオ会等〕</p> <p>主な土地改良事業（平成15年度現在）</p> <p>【県営事業】（11件）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農免農道整備事業：千羽八坂線 1期・2期</li> <li>・一般農道整備事業：掛川高瀬線 2期・3期</li> <li>・農地総合整備開発事業：東山口地区</li> <li>・かんがい排水路事業：東山口地区</li> <li>・畑地帯総合整備事業〔担い手育成型〕 ：牧ノ原掛川地区、東山口地区</li> <li>・地域用水環境整備事業：原野谷川地区</li> <li>・樹園地基盤整備事業〔担い手育成型〕 ：東山口地区</li> <li>・農業農村整備調査：原里地区</li> </ul> <p>【団体営事業】（4件）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域用水環境整備事業：桜木池</li> <li>・老朽ため池等整備事業：谷ノ池、鞍骨池、久泉寺</li> </ul> <p>【県単独事業】（2件）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・梅橋かんがい排水、幡鎌農道</li> </ul> <p>【県単独農業農村整備調査】（1件）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上内田地区茶園再編整備</li> </ul> <p>【非補助土地改良事業】（2件）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大谷代土地改良、南坪土地改良</li> </ul>	<p>【畜産振興】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・畜産環境整備事業</li> <li>・家畜防疫事業</li> </ul> <p>【砂地畑作振興】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境保全型農業の推進(エコファーマー)</li> <li>・イチゴ・トマトハウスリース事業</li> <li>・農地集積の推進</li> </ul> <p>【その他農業振興事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・遊休農地の対策</li> <li>・農地利用集積奨励事業</li> <li>・就農支援リース農場整備モデル事業</li> <li>・農業振興団体の支援事業</li> </ul> <p>〔大東町自立経営農業研究会：9部会、オペレーター協会、水田集団栽培推進協会、大城茶業委員会等〕</p> <p>主な土地改良事業（平成15年度現在）</p> <p>【県営事業】（7件）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般農道整備事業：掛川高瀬2期地区 高天神地区</li> <li>・ふるさと農道緊急整備事業：高天神地区</li> <li>・畑地帯総合整備事業〔担い手育成型〕 ：大浜地区、千浜地区</li> <li>・土地総事業〔省力化対策特別型〕 ：中地区</li> <li>・ため池等整備事業：小笠池</li> </ul> <p>【県単独事業】（2件）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・垣之内地区用水路</li> <li>・西之谷地区農道</li> </ul> <p>【県単独農業農村整備調査】（1件）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・畑ヶ谷平塚地区土地改良総合整備</li> </ul> <p>【町単独事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農道改良、舗装、用水路</li> </ul>

大 須 賀 町	備 考
<p>【畜産振興】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・畜産環境整備事業</li> <li>・家畜防疫事業</li> </ul> <p>【砂地畑作振興】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・イチゴ・トマトハウスリース事業</li> <li>・農地集積の推進</li> </ul> <p>【その他農業振興事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・遊休農地の対策</li> <li>・農地利用集積奨励事業</li> <li>・農業振興団体の支援事業</li> </ul> <p>〔大須賀町自立経営農業振興会：6部会、女性農業グループみのり会、水田集団栽培推進協会、大城茶業委員会、大須賀町茶業協会、畜産再編推進協議会等〕</p> <p>主な土地改良事業（平成15年度現在）</p> <p>【県営事業】（2件）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防災ダム事業：西大谷池</li> <li>・田園空間整備事業 ：遠州南部地区 大須賀町・浅羽町・福田町</li> </ul> <p>【団体営事業】（1件）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域用水環境整備事業：中新井池</li> </ul> <p>【県単独事業】（1件）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今沢農道</li> </ul> <p>【県単独農業農村整備調査】（1件）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・沖之須地区畑地帯総合整備</li> </ul> <p>【農村地域工業団地整備】（2件）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・岡原団地、大淵沖之須団地</li> </ul>	<p>【地域農業マスタープラン】</p> <p>「食料・農業・農村基本法」の基本理念である国内の農業生産の増大を図り良質な食料の安定的供給の確保</p> <p>国土・自然環境保全や余暇空間の提供など、農業・農村の多面的機能の発揮</p> <p>農業資源や担い手の確保を図り、専門家等に対する支援を明確にし、農業の持続的な発展</p> <p>生産条件や生活環境の整備など農村の振興を具体化し、実現するため、地域農政の中期ビジョン・目標を定めたもの</p> <p>【水田農業振興計画】</p> <p>「食料・農業・農村基本法」の基本理念を踏まえ、水田農業の再構築を図るための対策として定められた「水田農業経営確立対策」により市町村が策定する計画であり、需要に応じた米の計画的生産と麦・大豆・飼料作物の主産地形成に向け、計画目標年を平成16年度として生産計画やその具体的取り組み内容について定めたもの</p> <p>【酪農肉牛近代化計画】</p> <p>「酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律」に基づき、資源循環と環境対策に十分配慮した酪農・肉用牛生産を振興することにより、高品質な牛乳・乳製品及び牛肉を安定的に供給できる体制を総合的に整備する計画</p> <p>【市町村森林整備計画】</p> <p>「森林法」の規定に基づき、間伐、保育等の森林整備を的確に推進していくために、市町村が主導的な立場に立って地域の実情に即した森林整備の取り組みについて定めたもの</p> <p>【県営事業】</p> <p>県が事業主体となり、事業種類毎に一定割合の国の補助及び施行箇所市町村の負担金により実施される事業</p> <p>【団体営事業】</p> <p>市町村が事業主体となり、事業種類毎に一定割合の国、県の補助により実施される事業</p> <p>【県単独事業】</p> <p>市町村が事業主体となり、事業種類毎に一定割合の県の補助により実施される事業</p>

分類	掛川市	大東町
<b>【林業】 現況</b>	林家戸数等（2000農林業センサス） ・林家戸数：499戸（保有1ha以上） ・林業従事世帯人口：113人 ・森野面積：9,425ha （国有林199ha、民有林9,226ha）	林家戸数等（2000農林業センサス） ・林家戸数：160戸（保有1ha以上） ・林業従事世帯人口：14人 ・森野面積：1,048ha （国有林 - ha、民有林1,048ha）
林業に関する計画	掛川市森林整備計画 ・策定年月：平成14年3月 ・計画期間：平成11～20年度	大東町森林整備計画 ・策定年月：平成14年3月 ・計画期間：平成11～20年度
林業関係事業	主な林業関係事業 ・植樹祭 ・みどりの資源総合支援事業 ・流域公益保全林整備事業（公共間伐） ・松くい虫防除事業 ・造林事業 ・森林組合山林労務者対策事業 ・林業構造改善事業 ・公共林道事業：森林基幹道大尾大日山線 ・県単林道事業：林道松平線、林道坂角線 ・単独林道・作業道事業：林道丹間線、林道黒俣線、作業道坂角線 ・県単、市単治山事業 ・地すべり防止事業 ・林業振興団体への支援事業 〔掛川市森林組合、林業青年団、椎茸研究会等〕 ・緑の募金事業 ・鳥獣保護及び狩猟事業	主な林業関係事業 ・みどりの資源総合支援事業 ・松くい虫防除事業 ・海岸防災林事業 ・県単、町単治山事業 ・緑の募金事業 ・鳥獣保護及び狩猟事業
<b>【受益者負担金】</b>	<b>【県営事業】</b> ・県営畑地帯総合整備事業 （畑灌、農道、排水路） 農道 8% 畑灌 16% ・県営かんがい排水事業 （計画断面積が1.00㎡以下） 10% <b>【県単事業】</b> ・県単農道整備事業 （幅員4.00m以上の農道新設） 20% <b>【単独事業】</b> ・市単農道整備事業 （幅員4.00m以下の農道新設） 20%	<b>【県営事業】</b> ・県営畑地帯総合整備事業 （畑灌、農道、排水路） 3.75% （補助残の15%） ・県営かんがい排水事業 （計画断面積が1.00㎡以下） 3.75% （補助残の15%） <b>【県単事業】</b> ・県単農道整備事業 （幅員4.00m以上の農道新設） 6.7% （補助残の10%） <b>【単独事業】</b> ・町単農道整備事業 （幅員4.00m以下の農道新設） 20%

大 須 賀 町	備 考
<p>林家戸数等（2000農林業センサス）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・林家戸数： 91戸（保有1ha以上）</li> <li>・林業従事世帯人口： 3人</li> <li>・森野面積： 1,059ha （国有林237ha、民有林822ha）</li> </ul> <hr/> <p>大須賀町森林整備計画</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・策定年月：平成14年3月</li> <li>・計画期間：平成11～20年度</li> </ul> <hr/> <p>主な林業関係事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・みどりの資源総合支援事業</li> <li>・松くい虫防除事業</li> <li>・海岸防災林事業</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県単、町単治山事業</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緑の募金事業</li> <li>・鳥獣保護及び狩猟事業</li> </ul>	<p>【農免農道】 農業と免税の頭文字をとった呼称。正式には農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業のこと。</p> <p>【かんがい排水路】 「かんがい」とは、農業を行うために農地に水を引き、土地を潤すことをいう。「排水路」とは、農業生産に必要な余分な水を農地外に排除する水路のことをいい、両者を併せて「かんがい排水路」と呼ぶ。</p> <p>【農地総合開発整備事業】 農地を総合的に開発するため、農地造成、区画整理、農道、用排水路整備を行う事業</p> <p>【畑地帯総合整備事業】 畑の多い地域において、畑かん、区画整理、用排水路整備を行う事業</p> <p><b>4 先進事例</b></p> <p>【静岡市】 各種産業に係る制度のうち、同一又は類似する事業は、統合、再編に向けて作業を進めるとともに、両市それぞれ独自に実施している事業は、これまでの経緯に配慮する中で調整するものとする。</p> <p>【瑞穂市】 生産調整対策事業については、国の転作目標について、100%完全達成する。また、当面は現行のとおり実施し、新市において新しい農業政策の制度を確立する。</p>
<p>【県営事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県営畑地帯総合整備事業 （畑灌、農道、排水路） 約5%の土地</li> <li>・県営かんがい排水事業 （計画断面積が1.00㎡以下） 5～7% （断面積による）</li> </ul> <p>【県単事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県単農道整備事業 （幅員4.00m以上の農道新設） 5～7% （幅員による）</li> </ul> <p>【単独事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・町単農道整備事業 （幅員4.00m以下の農道新設） 10%</li> </ul>	<p>【さいたま市】 農業振興事業については、同一又は類似する事業を統合又は再編するものとする。 基盤整備事業及び農業団体の育成事業については継続するものとする。</p>

19 建設関係事業

分類	掛川市	大東町
都市計画 (H15.3.31)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画区域名 東遠広域都市計画区域 (掛川市・菊川町・小笠町の一部)</li> <li>・行政区面積 18,579ha</li> <li>・都市計画区域面積 13,180ha</li> <li>・都市計画区域割合 70.9%</li> <li>・地域地区(用途地域等) 1,931.5ha</li> <li>・都市計画道路路線数 64路線</li> <li>    " 延長 117,475m</li> <li>・都市公園箇所数 48箇所</li> <li>    " 面積 139.07ha</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画区域名 小笠南部広域都市計画区域 (大東町・大須賀町)</li> <li>・行政区面積 4,631ha</li> <li>・都市計画区域面積 4,631ha</li> <li>・都市計画区域割合 100%</li> <li>・地域地区(用途地域等) 324.8ha</li> <li>・都市計画道路路線数 8路線</li> <li>    " 延長 22,590m</li> <li>・都市公園箇所数 -</li> <li>    " 面積 -</li> </ul>
都市計画 マスター プラン	<p>掛川市都市計画マスタープラン</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・策定年月 平成11年2月</li> <li>・計画期間 平成11～27年</li> <li>・計画概要 掛川市の将来像を目標として定め、「全体構想(森・農・街の循環共生)」と、6つの流域とそれを構成する17地区の「地区別基本構想」を策定し、まちづくりの具体的な施策方針を示す。</li> </ul>	<p>大東町都市計画マスタープラン</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・策定年月 平成10年6月</li> <li>・計画期間 平成10～27年</li> <li>・計画概要 大東町の将来像を目標として定め、「全体構想(土地利用、都市環境、都市整備)」と、小学校区を基本とした5地区の「地区別基本構想」を策定し、まちづくりの具体的な施策方針を示す。</li> </ul>
道路認定	<p>市道認定の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・認定道路路線数 2,258路線</li> <li>・認定道路延長 747,809m</li> <li>・認定基準の概要 <ul style="list-style-type: none"> <li>1. 有効幅員4m以上(新設は6m以上)</li> <li>2. 登記処理がなされている</li> <li>3. 側溝が完備され、舗装されている</li> <li>4. 道路構造令に適合していること</li> </ul> 「市道寄付承諾条件」等を準用 </li> </ul>	<p>町道認定の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・認定道路路線数 1,954路線</li> <li>・認定道路延長 523,590m</li> <li>・認定基準の概要 <ul style="list-style-type: none"> <li>1. 道路幅員の基準</li> <li>2. 隅切、勾配の基準</li> <li>3. 舗装、排水施設の整備</li> <li>4. 安全施設の整備</li> </ul> 「道路の位置の指定基準」等を準用 </li> </ul>

大 須 賀 町	備 考
<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画区域名 小笠南部広域都市計画区域 (大東町・大須賀町)</li> <li>・行政区面積 3,371ha</li> <li>・都市計画区域面積 3,371ha</li> <li>・都市計画区域割合 100%</li> <li>・地域地区(用途地域等) 197.1ha</li> <li>・都市計画道路路線数 6路線</li> <li style="padding-left: 20px;">" 延長 8,270m</li> <li>・都市公園箇所数 1箇所</li> <li style="padding-left: 20px;">" 面積 0.22ha</li> </ul>	<p><b>1 概要</b></p> <p>建設関係事業は、住民が安全・安心で快適な生活環境を確保すると共に地域の健全な発展のため、まちづくりの基盤となる幹線道路、河川の整備、公園の設置や緑化対策、土地区画整理による基盤整備、または住民生活に密着した地区内の道路、水路等の整備、維持管理を行っている。</p> <p>この内、主に市街地を対象とした都市計画事業では、都市計画法に基づき土地利用の適正化を図るため、用途地域の指定をしたり、都市施設として設置される街路、都市公園等の整備を行っている。なお、これら都市計画事業の実施にあたっては、都市計画法の規定により策定される「都市計画マスタープラン」が施策の柱となっている。</p> <p>また、その他の建設事業では、地方部を含めた市町村全域を対象として基幹市町村道の建設や河川整備をはじめ、地域に密着した道路・水路整備等の地区要望事業の実施、または維持管理を行っている。</p> <p>合併に際し、これら建設関係事業における各種計画、建設事業の取扱いや、速やかな新市の一体性の確保のため、地元要望事業の取扱いなど調整が必要となる。</p>
<p>-----</p> <p>大須賀町都市計画マスタープラン</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・策定年月 平成15年1月</li> <li>・計画期間 平成15～32年</li> <li>・計画概要 大須賀町の将来像を目標として定め、「全体構想(土地利用、交通体系・都市環境等)」と、小学校区を基本とした2地区の「地区別基本構想」を策定し、まちづくりの具体的な施策方針を示す。</li> </ul>	<p><b>2 関係法令</b></p> <p>都市計画法(抄)</p> <p>(市町村の都市計画に関する基本的な方針)</p> <p>第18条の2 市町村は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針(以下この条において「基本方針」という。)を定めるものとする。</p> <p>2～4 略</p> <p>【都市計画マスタープラン＝都市計画に関する基本的方針】</p>
<p>-----</p> <p>町道認定の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・認定道路路線数 798路線</li> <li>・認定道路延長 303,243m</li> <li>・認定基準の主な概要 <ul style="list-style-type: none"> <li>1. 一般交通上重要であること</li> <li>2. 道路構造令に適合していること</li> <li>3. 舗装、路面排水が整っていること</li> <li>4. 道路境界が明確であること</li> </ul> </li> </ul> <p>「大須賀町道認定基準」等を準用</p>	<p><b>3 参考</b></p> <p>【都市計画区域】</p> <p>市町村の行政区域にとらわれず、一体的都市として総合的に整備、開発及び保全する必要がある区域として県知事が指定する区域</p> <p>【地域地区(用途地域等)】</p> <p>地域地区とは、都市計画区域内の一定の地域を住居系地域、工業系地域といった様に、どのような用途に利用すべきかを定め、生活環境の保護、商工業の利便性の向上等土地利用の適正化を図ることを目的に、主に市町村長が定める都市計画をいう。</p>

分類	掛川市	大東町																													
建設関係事業における地元負担金	地元負担金  該当無し	地元負担金 <table border="1" data-bbox="906 320 1449 981"> <thead> <tr> <th>事業区分</th> <th>負担率</th> <th>区分基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">町道整備</td> <td>0%</td> <td>2車線以上の主要幹線道路</td> </tr> <tr> <td>10%</td> <td>幅員4.0m以上</td> </tr> <tr> <td>20%</td> <td>幅員4.0m未満</td> </tr> <tr> <td>溝蓋設置</td> <td>10%</td> <td>30cm×30cm以上の側溝</td> </tr> <tr> <td>交通安全</td> <td>0%</td> <td>自転車・歩行者専用道路</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">河川</td> <td>0%</td> <td>断面積1.0㎡以上</td> </tr> <tr> <td>15%</td> <td>断面積1.0㎡未満</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">防災事業</td> <td>0%</td> <td>治山・治水・崖地及び土砂崩壊で公共施設に係るもの</td> </tr> <tr> <td>補助残額</td> <td>治山・治水・崖地及び土砂崩壊で上記以外</td> </tr> <tr> <td>公共土木施設 災害復旧</td> <td>0%</td> <td>国庫災害復旧事業</td> </tr> </tbody> </table>	事業区分	負担率	区分基準	町道整備	0%	2車線以上の主要幹線道路	10%	幅員4.0m以上	20%	幅員4.0m未満	溝蓋設置	10%	30cm×30cm以上の側溝	交通安全	0%	自転車・歩行者専用道路	河川	0%	断面積1.0㎡以上	15%	断面積1.0㎡未満	防災事業	0%	治山・治水・崖地及び土砂崩壊で公共施設に係るもの	補助残額	治山・治水・崖地及び土砂崩壊で上記以外	公共土木施設 災害復旧	0%	国庫災害復旧事業
事業区分	負担率	区分基準																													
町道整備	0%	2車線以上の主要幹線道路																													
	10%	幅員4.0m以上																													
	20%	幅員4.0m未満																													
溝蓋設置	10%	30cm×30cm以上の側溝																													
交通安全	0%	自転車・歩行者専用道路																													
河川	0%	断面積1.0㎡以上																													
	15%	断面積1.0㎡未満																													
防災事業	0%	治山・治水・崖地及び土砂崩壊で公共施設に係るもの																													
	補助残額	治山・治水・崖地及び土砂崩壊で上記以外																													
公共土木施設 災害復旧	0%	国庫災害復旧事業																													
建設関係事業 (H15年度に実施している主要事業)	街路事業 ・掛川駅西郷線 ・下俣二瀬川 都市公園整備事業 ・22世紀の丘公園 緑の精神回廊事業 ・逆川堤防遊歩道等 土地区画整理事業 ・市施行（宮脇第一） ・組合施行（長谷、上屋敷・西郷、東名掛川IC周辺） 中心市街地活性化事業 ・駅前東街区 地方特定道路整備事業 ・市道掛川袋井線 ・ボンテン橋 県費補助河川整備事業 ・神代地川他2河川 市単土木事業 ・市道、市管理河川の整備	緊急地方道路整備事業 ・町道北村線 ・町道掛塚線 下小笠川捷水路事業 ・橋梁整備 町営住宅整備事業 ・千浜西団地建設 町単土木事業 ・町道、町管理河川の整備 ・まちづくり町道整備事業																													

大 須 賀 町			備 考																	
<p>地元負担金</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業区分</th> <th>負担率</th> <th>区分基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">道路関係 (橋梁含む)</td> <td>5%</td> <td>幅員5.0m以上</td> </tr> <tr> <td>7%</td> <td>幅員4.0m以上5.0m未満</td> </tr> <tr> <td>10%</td> <td>幅員4.0m未満</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">河川・排水路 関係</td> <td>0%</td> <td>断面積1.0㎡以上</td> </tr> <tr> <td>5%</td> <td>断面積0.5㎡以上 1.0㎡未満</td> </tr> <tr> <td>7%</td> <td>断面積0.5㎡未満</td> </tr> </tbody> </table>			事業区分	負担率	区分基準	道路関係 (橋梁含む)	5%	幅員5.0m以上	7%	幅員4.0m以上5.0m未満	10%	幅員4.0m未満	河川・排水路 関係	0%	断面積1.0㎡以上	5%	断面積0.5㎡以上 1.0㎡未満	7%	断面積0.5㎡未満	<p>【道路の認定】</p> <p>道路には、道路法で定められた高速自動車道・一般国道・都道府県道・市町村道と4種類に区分される公道と、私道など道路法の定めを受けない道路がある。市町村が管理する市町村道の「認定」には、議会の議決を必要とし、その管理のため、道路の幅員、延長等の必要事項を記載した道路台帳が整備されている。</p>
事業区分	負担率	区分基準																		
道路関係 (橋梁含む)	5%	幅員5.0m以上																		
	7%	幅員4.0m以上5.0m未満																		
	10%	幅員4.0m未満																		
河川・排水路 関係	0%	断面積1.0㎡以上																		
	5%	断面積0.5㎡以上 1.0㎡未満																		
	7%	断面積0.5㎡未満																		
<p>緊急地方道路整備事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・町道沖之須大淵2号線</li> </ul> <p>ふるさとづくり事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水と緑のコミュニティー道路(西大淵)</li> </ul> <p>都市公園整備事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・二番町公園</li> </ul> <p>土地区画整理事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・組合施行(釜ヶ谷)</li> </ul> <p>町単土木事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・町道、町管理河川の整備</li> </ul>			<p>4 先進事例(抜粋)</p> <p>【さいたま市】</p> <p>都市計画事業については、既に決定されている事業について引き続き推進する。</p> <p>道路事業については、道路交通の円滑化と生活環境の向上を図るため、道路の整備及び適切な維持管理に努めるものとする。</p> <p>河川事業については、新市においても引き続き整備を推進するとともに、適切な管理に努めるものとする。</p> <p>【篠山市】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 町道については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</li> <li>(2) 町道・橋梁工事にかかる受益者の費用負担については、篠山町及び丹南町の例による。</li> <li>(3) 建設関係事業については、新町建設計画等に基づき計画的に実施し、継続事業については、新町においても引き続き実施する。</li> <li>(4) 生活環境整備事業補助制度については、合併時に廃止する。</li> </ol> <p>【南アルプス市】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画の取扱い</li> </ul> <p>現在継続中の都市計画用途地域などについては、現行のとおり新市に引き継ぎ、都市計画マスタープランについては、各町村の基本理念に基づいて新市において策定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建設・建築事業の取扱い</li> </ul> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 道路、水路、継続中の事業については、現状のまま新市に引き継ぐ。</li> <li>(2) 河川清掃等の報奨金、助成金については、現状のまま新市に引き継ぎ、各地域の実情を踏まえる中で基準の見直しを検討する。</li> </ol>																	

20 上・下水道事業

分 類	掛 川 市	大 東 町																				
〔上水道〕 給水状況 (H14年度)	上水道	上水道																				
	<table border="1"> <tr><td>給水世帯</td><td>29,897世帯</td></tr> <tr><td>給水人口</td><td>81,095人</td></tr> <tr><td>普及率</td><td>99.5%</td></tr> <tr><td>年間給水量</td><td>10,770,325m3</td></tr> <tr><td>1日平均給水量</td><td>29,508m3</td></tr> </table>	給水世帯	29,897世帯	給水人口	81,095人	普及率	99.5%	年間給水量	10,770,325m3	1日平均給水量	29,508m3	<table border="1"> <tr><td>給水世帯</td><td>6,683世帯</td></tr> <tr><td>給水人口</td><td>22,585人</td></tr> <tr><td>普及率</td><td>99.9%</td></tr> <tr><td>年間給水量</td><td>3,511,156m3</td></tr> <tr><td>1日平均給水量</td><td>9,620m3</td></tr> </table>	給水世帯	6,683世帯	給水人口	22,585人	普及率	99.9%	年間給水量	3,511,156m3	1日平均給水量	9,620m3
	給水世帯	29,897世帯																				
	給水人口	81,095人																				
普及率	99.5%																					
年間給水量	10,770,325m3																					
1日平均給水量	29,508m3																					
給水世帯	6,683世帯																					
給水人口	22,585人																					
普及率	99.9%																					
年間給水量	3,511,156m3																					
1日平均給水量	9,620m3																					
簡易水道	<table border="1"> <tr><td>給水世帯</td><td>266世帯</td></tr> <tr><td>給水人口</td><td>927人</td></tr> <tr><td>年間給水量</td><td>77,868m3</td></tr> <tr><td>1日平均給水量</td><td>213m3</td></tr> </table>	給水世帯	266世帯	給水人口	927人	年間給水量	77,868m3	1日平均給水量	213m3													
給水世帯	266世帯																					
給水人口	927人																					
年間給水量	77,868m3																					
1日平均給水量	213m3																					
	<p>事業地区(6簡易水道) 松葉、佐夜鹿、泉、居尻、萩間、大和田 飲料水供給施設 給水人口:57人 事業地区(2地区) 田代、上西之谷</p>																					
上水道事業	<p>水源確保事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>自己水源 <ul style="list-style-type: none"> <li>原里水源 浅井戸 7,000m3 / 日</li> <li>原谷水源 浅井戸 2,100m3 / 日</li> <li>細谷水源 浅井戸 3,000m3 / 日</li> <li>逆川水源 表流水 3,300m3 / 日</li> </ul> </li> <li>大井川広域水道企業団からの受水量 27,500m3 / 日 (H14実績)</li> </ul> <p>第8次拡張事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事業期間 平成11~20年度</li> <li>事業概要 <ul style="list-style-type: none"> <li>給水人口 88,000人</li> <li>日最大給水量 53,000m3 の施設整備</li> <li>遊家配水池(3,600m3)の築造</li> <li>基幹配水管網の整備</li> </ul> </li> </ul>	<p>水源確保事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>自己水源 <ul style="list-style-type: none"> <li>浜野水源 深井戸 1,000m3 / 日</li> <li>大坂水源 深井戸 1,750m3 / 日</li> <li>西部水源 深井戸 1,750m3 / 日</li> </ul> </li> <li>大井川広域水道企業団からの受水量 10,100m3 / 日 (H14実績)</li> </ul> <p>第5次拡張事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事業期間 平成8~16年度</li> <li>事業概要 <ul style="list-style-type: none"> <li>給水人口 27,160人</li> <li>日最大給水量 21,350m3 の施設整備</li> </ul> </li> </ul>																				
使用料の徴収 (上・下水道)	<p>使用料の徴収</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>徴収方法: 上・下水道一括徴収</li> <li>納付回数: 6回/年(隔月)</li> <li>納付書: 上・下水道は同じ納付書</li> </ul>	<p>使用料の徴収</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>徴収方法: 上、下水道使用料金を毎月交互に徴収</li> <li>納付回数: 6回/年ずつ(隔月)</li> <li>納付書: 上・下水道は別納付書</li> </ul>																				

大 須 賀 町	備 考										
<p>上水道</p> <table border="1" data-bbox="185 398 699 595"> <tr> <td>給水世帯</td> <td>3,599世帯</td> </tr> <tr> <td>給水人口</td> <td>12,020人</td> </tr> <tr> <td>普及率</td> <td>94.7%</td> </tr> <tr> <td>年間給水量</td> <td>1,385,264m<sup>3</sup></td> </tr> <tr> <td>1日平均給水量</td> <td>3,795m<sup>3</sup></td> </tr> </table> <p>飲料水供給施設 給水人口：88人 事業地区（1地区） 本谷</p> <hr/> <p>水源確保事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>自己水源 <ul style="list-style-type: none"> <li>第1水源 深井戸 1,250m<sup>3</sup>/日</li> <li>第2水源 深井戸 1,450m<sup>3</sup>/日</li> <li>東部第1水源 深井戸 1,400m<sup>3</sup>/日</li> <li>東部第2水源 深井戸 250m<sup>3</sup>/日</li> </ul> </li> <li>大井川広域水道企業団からの受水量 2,800m<sup>3</sup>/日（H14実績）</li> </ul> <p>第1次拡張事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事業期間 平成9～18年度</li> <li>事業概要 <ul style="list-style-type: none"> <li>給水人口 13,500人</li> <li>日最大給水量 8,400m<sup>3</sup> の施設整備</li> <li>東西大谷ダム付近及び釜ヶ谷への配水池設置、送配水管の整備</li> </ul> </li> </ul> <hr/> <p>使用料の徴収</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>徴収方法：上水道のみ（下水道は未供用）</li> <li>納付回数：6回/年（隔月）</li> <li>納付書：上水道のみ</li> </ul>	給水世帯	3,599世帯	給水人口	12,020人	普及率	94.7%	年間給水量	1,385,264m <sup>3</sup>	1日平均給水量	3,795m <sup>3</sup>	<p>1 概要</p> <p>上・下水道事業については、ライフラインの一環を担う事業であり、住民生活に極めて密接に関係する重要なものである。</p> <p>上水道事業においては、給水人口・給水量に見合った配水計画の確保を目的とした水源の確保、配水管の整備を行っている。</p> <p>下水道事業においては、各市町村の区域を公共下水道事業、農業集落排水事業、コミュニティープラント、合併処理浄化槽設置事業の各事業ごとに効率的な整備区域を定め、水質保全及び生活環境の改善を目的に整備を行っている。</p> <p>水道事業、下水道事業を行う場合は、それぞれ水道法、下水道法等の規定により、認可を得なければならないとされている。</p> <p>2 関係法令等</p> <p>水道法（抄）</p> <p>第2条の2 地方公共団体は、当該地域の自然的社会的諸条件に応じて、水道の計画的整備に関する施策を策定し、及びこれを実施するとともに、水道事業及び水道用水供給事業を経営するに当たっては、その適正かつ能率的な運営に努めなければならない。</p> <p>2 略 （事業の認可及び経営主体）</p> <p>第6条 水道事業を営もうとする者は、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。</p> <p>2 水道事業は、原則として市町村が経営するものとし、市町村以外の者は、給水しようとする区域をその区域に含む市町村の同意を得た場合に限り、水道事業を営むことができるものとする。</p> <p>【上水道の種類】</p> <p>水道法の適用を受けるもの</p> <p>上水道：計画給水人口が5001人以上の水道事業</p> <p>簡易水道：計画給水人口が101人以上5000人以下の水道事業</p> <p>水道法の適用を受けないもの</p> <p>飲料水供給施設：計画給水人口が20人以上100人以下の水道施設</p> <p>【拡張事業とは】</p> <p>給水量増加による施設整備で、厚生労働省の認可によるもの</p>
給水世帯	3,599世帯										
給水人口	12,020人										
普及率	94.7%										
年間給水量	1,385,264m <sup>3</sup>										
1日平均給水量	3,795m <sup>3</sup>										

分類	掛川市	大東町																																				
〔下水道〕 下水道等の状況 (H14年度)	<p>掛川市公共下水道事業(供用済)</p> <table border="1"> <tr><td>全体計画区域面積</td><td>1,846 ha</td></tr> <tr><td>〃 処理人口</td><td>50,500人</td></tr> <tr><td>〃 処理能力</td><td>36,400m<sup>3</sup>/日</td></tr> <tr><td>認可計画区域面積</td><td>249 ha</td></tr> <tr><td>〃 処理人口</td><td>11,570人</td></tr> <tr><td>〃 処理能力</td><td>9,100m<sup>3</sup>/日</td></tr> <tr><td>〃 期間</td><td>平成6～17年</td></tr> <tr><td>供用開始時期</td><td>平成13年3月</td></tr> <tr><td>普及率(H14年度末)</td><td>7.2%</td></tr> </table>	全体計画区域面積	1,846 ha	〃 処理人口	50,500人	〃 処理能力	36,400m <sup>3</sup> /日	認可計画区域面積	249 ha	〃 処理人口	11,570人	〃 処理能力	9,100m <sup>3</sup> /日	〃 期間	平成6～17年	供用開始時期	平成13年3月	普及率(H14年度末)	7.2%	<p>大東町公共下水道事業(供用済)</p> <table border="1"> <tr><td>全体計画区域面積</td><td>486 ha</td></tr> <tr><td>〃 処理人口</td><td>12,200人</td></tr> <tr><td>〃 処理能力</td><td>7,690m<sup>3</sup>/日</td></tr> <tr><td>認可計画区域面積</td><td>367 ha</td></tr> <tr><td>〃 処理人口</td><td>8,610人</td></tr> <tr><td>〃 処理能力</td><td>5,470m<sup>3</sup>/日</td></tr> <tr><td>〃 期間</td><td>平成7～20年</td></tr> <tr><td>供用開始時期</td><td>平成13年4月</td></tr> <tr><td>普及率(H14年度末)</td><td>23.3%</td></tr> </table>	全体計画区域面積	486 ha	〃 処理人口	12,200人	〃 処理能力	7,690m <sup>3</sup> /日	認可計画区域面積	367 ha	〃 処理人口	8,610人	〃 処理能力	5,470m <sup>3</sup> /日	〃 期間	平成7～20年	供用開始時期	平成13年4月	普及率(H14年度末)	23.3%
	全体計画区域面積	1,846 ha																																				
	〃 処理人口	50,500人																																				
	〃 処理能力	36,400m <sup>3</sup> /日																																				
	認可計画区域面積	249 ha																																				
	〃 処理人口	11,570人																																				
	〃 処理能力	9,100m <sup>3</sup> /日																																				
	〃 期間	平成6～17年																																				
	供用開始時期	平成13年3月																																				
	普及率(H14年度末)	7.2%																																				
	全体計画区域面積	486 ha																																				
	〃 処理人口	12,200人																																				
	〃 処理能力	7,690m <sup>3</sup> /日																																				
	認可計画区域面積	367 ha																																				
	〃 処理人口	8,610人																																				
〃 処理能力	5,470m <sup>3</sup> /日																																					
〃 期間	平成7～20年																																					
供用開始時期	平成13年4月																																					
普及率(H14年度末)	23.3%																																					
<p>農業集落排水事業 日坂地区(供用済)</p> <table border="1"> <tr><td>計画処理人口</td><td>1,530人</td></tr> <tr><td>〃 処理能力</td><td>414m<sup>3</sup>/日</td></tr> <tr><td>事業期間</td><td>平成8～13年</td></tr> <tr><td>供用開始時期</td><td>平成13年8月</td></tr> </table>	計画処理人口	1,530人	〃 処理能力	414m <sup>3</sup> /日	事業期間	平成8～13年	供用開始時期	平成13年8月	<p>農業集落排水事業 海戸地区(供用済)</p> <table border="1"> <tr><td>計画処理人口</td><td>410人</td></tr> <tr><td>〃 処理能力</td><td>111m<sup>3</sup>/日</td></tr> <tr><td>事業期間</td><td>平成4～7年</td></tr> <tr><td>供用開始時期</td><td>平成7年5月</td></tr> </table>	計画処理人口	410人	〃 処理能力	111m <sup>3</sup> /日	事業期間	平成4～7年	供用開始時期	平成7年5月																					
計画処理人口	1,530人																																					
〃 処理能力	414m <sup>3</sup> /日																																					
事業期間	平成8～13年																																					
供用開始時期	平成13年8月																																					
計画処理人口	410人																																					
〃 処理能力	111m <sup>3</sup> /日																																					
事業期間	平成4～7年																																					
供用開始時期	平成7年5月																																					
<p>上内田地区(未供用)</p> <table border="1"> <tr><td>計画処理人口</td><td>2,710人</td></tr> <tr><td>〃 処理能力</td><td>732m<sup>3</sup>/日</td></tr> <tr><td>事業期間</td><td>平成12～18年</td></tr> <tr><td>供用開始時期</td><td>平成19年度予定</td></tr> </table>	計画処理人口	2,710人	〃 処理能力	732m <sup>3</sup> /日	事業期間	平成12～18年	供用開始時期	平成19年度予定	<p>土方地区(供用済)</p> <table border="1"> <tr><td>計画処理人口</td><td>3,460人</td></tr> <tr><td>〃 処理能力</td><td>935m<sup>3</sup>/日</td></tr> <tr><td>事業期間</td><td>平成10～18年</td></tr> <tr><td>供用開始時期</td><td>平成16年4月予定</td></tr> </table>	計画処理人口	3,460人	〃 処理能力	935m <sup>3</sup> /日	事業期間	平成10～18年	供用開始時期	平成16年4月予定																					
計画処理人口	2,710人																																					
〃 処理能力	732m <sup>3</sup> /日																																					
事業期間	平成12～18年																																					
供用開始時期	平成19年度予定																																					
計画処理人口	3,460人																																					
〃 処理能力	935m <sup>3</sup> /日																																					
事業期間	平成10～18年																																					
供用開始時期	平成16年4月予定																																					
<p>コミュニティープラント(団地下水)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・城北団地 計画人口2,000人</li> <li>・葛ヶ丘団地 計画人口3,500人</li> <li>・旭ヶ丘団地 計画人口2,200人</li> </ul>	<p>コミュニティープラント(団地下水)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大坪台団地 計画人口788人</li> </ul>																																					
<p>合併処理浄化槽設置 (浄化槽市町村整備推進事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象 公共下水道・農業集落排水事業・コミュニティープラント区域外で10人槽以下の合併処理浄化槽を設置するもの</li> </ul>	<p>合併処理浄化槽設置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象 公共下水道・農業集落排水事業・コミュニティープラント区域外で50人槽以下の合併処理浄化槽を設置するもの</li> </ul>																																					

大 須 賀 町	備 考																		
<p>大須賀町公共下水道事業（未供用）</p> <table border="1" data-bbox="183 358 702 705"> <tr> <td>全体計画区域面積</td> <td>409 h a</td> </tr> <tr> <td>〃 処理人口</td> <td>13,600人</td> </tr> <tr> <td>〃 処理能力</td> <td>7,400m<sup>3</sup> / 日</td> </tr> <tr> <td>認可計画区域面積</td> <td>120ha</td> </tr> <tr> <td>〃 処理人口</td> <td>4,700人</td> </tr> <tr> <td>〃 処理能力</td> <td>3,700m<sup>3</sup> / 日</td> </tr> <tr> <td>〃 期 間</td> <td>平成 6 ~ 18年</td> </tr> <tr> <td>供用開始時期</td> <td>平成17年 4月予定</td> </tr> <tr> <td>普及率（H14年度末）</td> <td>-</td> </tr> </table> <p>該当なし</p> <p>該当なし</p> <p>合併処理浄化槽設置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対象 <ul style="list-style-type: none"> <li>公共下水道の区域外で10人槽以下の合併処理浄化槽を設置するもの</li> </ul> </li> </ul>	全体計画区域面積	409 h a	〃 処理人口	13,600人	〃 処理能力	7,400m <sup>3</sup> / 日	認可計画区域面積	120ha	〃 処理人口	4,700人	〃 処理能力	3,700m <sup>3</sup> / 日	〃 期 間	平成 6 ~ 18年	供用開始時期	平成17年 4月予定	普及率（H14年度末）	-	<p>下水道法（抄） （管理） 第3条 公共下水道の設置、改築、修繕、維持その他の管理は、市町村が行うものとする。</p> <p>2 略 （事業計画の認可） 第4条 前条の規定により公共下水道を管理する者（以下「公共下水道管理者」という。）は、公共下水道を設置しようとするときは、あらかじめ、政令で定めるところにより、事業計画を定め、国土交通大臣（政令で定める事業計画にあつては、都道府県知事。第6条において同じ。）の認可を受けなければならない。認可を受けた事業計画の変更（政令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときも、同様とする。</p> <p>2 略</p> <p>【下水道等の種類】 公共下水道 主として市街地における下水を排除し、または処理するもの。設置及び管理は、原則として市町村が行う。 下水道法の適用を受ける。 農業集落排水事業 農村集落におけるし尿、生活雑排水等の汚水を処理するもの。設置及び管理は、主に市町村が行う。 浄化槽法の適用を受ける。 コミュニティプラント 地方公共団体、公社、公団等の開発行為による住宅団地等に設置される汚水処理施設であり、維持管理は主に市町村が行う。 浄化槽法の適用を受ける。 合併処理浄化槽 下水道等の事業区域外、また接続までに年数がかかる地域で設置され、トイレだけでなく台所や風呂からの汚水を処理する。 浄化槽法の適用を受ける。</p> <p>3 先進事例 【南アルプス市】 上水道については、現行の各事業会計を新市に移行し管理体制を一元化する。 また、新市の水道整備計画を策定し住民生活に支障のないよう調整しながら一本化を図る。 【さいたま市】 下水道事業については、合併後速やかに整備計画を策定し、事業の進捗を図るとともに、下水道施設の適切な管理に努めるものとする。</p>
全体計画区域面積	409 h a																		
〃 処理人口	13,600人																		
〃 処理能力	7,400m <sup>3</sup> / 日																		
認可計画区域面積	120ha																		
〃 処理人口	4,700人																		
〃 処理能力	3,700m <sup>3</sup> / 日																		
〃 期 間	平成 6 ~ 18年																		
供用開始時期	平成17年 4月予定																		
普及率（H14年度末）	-																		

21 学校教育関係事業

分類	掛 川 市			大 東 町				
	中学校	小学校	対 象 地 区	中学校	小学校	対 象 地 区		
小中学校の 通学区域・ 児童生徒 数・学級数	栄川 生徒140 学級 5	日坂 児童 93 学級 6	古宮、下町、本町、沓掛、御林、川向、大野、佐夜鹿及び東山の区域	大浜 生徒427 学級 12	千浜 児童275 学級 12	千浜地域全域 (千浜、坂里、国安、国包、菊浜、菊浜のうち菊浜708番地の3、724番地、725番地、756番地の3、756番地の15は除く。)		
		東山口 児童155 学級 7	宮村、海老名、影森、塩井川原、寺ヶ谷、伊達方、本所、大原子、小原子、新田、池下、牛頭、山鼻、千羽、木割及び池下雇用促進住宅の区域			大坂 児童522 学級19	大坂地域全域 (大坂、三俣、浜川新田、浜野、浜野新田、海戸、菊浜のうち菊浜708番地の3、724番地、725番地、756番地の3、756番地の15)	
	東 生徒610 学級 19	西山口 児童433 学級 14	満水、園ヶ谷、宮脇、成滝、葛川、青葉台及び金城の区域	城東 生徒308 学級 10	土方 児童246 学級 10	土方地域のうち川久保を除く地域 (入山瀬、上土方落合、今滝、上土方旦付新田、上土方工業団地、大坪台、上土方嶺向、上土方、下土方)	佐東 児童200 学級 7	
		上内田 児童155 学級 7	桶田、五百済、段金谷、下板沢、上板沢、和田、子隣、岩井寺、大谷及び城山の区域					中 児童180 学級 7
		第一 児童595 学級 20	仁藤町、肴町、塩町、喜町、新町、道神町、六軒町、神明町、旭町、栄町、紺屋町、中町、緑町、連雀、大手町、松尾町、城内、杉谷、上張、新道、緑ヶ丘1区、緑ヶ丘2区、矢崎、葵町及び旭ヶ丘町の区域					
	西 生徒619 学級 17	第二 児童343 学級 13	二瀬川、上屋敷、秋葉通り、鳥居町、橘町、末広町、長谷、七日町及び秋葉路の区域					
		中央 児童639 学級 20	研屋町、西町、瓦町、十王、下俣町、十九首、小鷹町、中央1丁目、中央2丁目、中央3丁目、中央高町、城西、下俣、久保、亀の甲、神代地及び結縁寺の区域					
		曾我 児童177 学級 7	細田、沢田、岡津、原川、徳泉、領家、高御所、篠場、平野及び梅橋の区域					
	桜が丘 生徒490 学級16	桜木 児童675 学級22	上垂木、家代、家代の里、遊家、下垂木1区、下垂木2区、下垂木3区、下南、森平及び富部の区域					
		和田岡 児童220 学級8	吉岡、高田、各和、吉岡市営住宅団地及びつくしの区域					
	原野谷 生徒254 学級8	原谷 児童237 学級8	本郷西、本郷東、細谷、幡鎌、西山、本郷南及びサングリーンの区域					
		原田 児童114 学級6	明ヶ島、寺島、桑地、栃原、高山、正道、平島、久居島、中西之谷、上西之谷、田代及び柚葉の区域					

大 須 賀 町			備 考
中学校 大須賀 生徒410 学級 14	小学校 横須賀 児童476 学級 16	対 象 地 区 川原町、十六軒町、大谷町、 新屋町、西大谷、東本町、 中本町、西本町、軍全町、 沢上町、東新町、西新町、 松尾町、西田町、東田町、 大工町、西番町、中番町、 東番町、南番町、上西、上 東、その、みその、村西、 芝原、下、神田、今沢、川 原崎、雇用促進第1、本郷 西、本郷東、浜田、宮下、 札木、川原、新田西、新田 東、石津、横砂、小谷田、 清ヶ谷、本谷、雇用促進第 2、汐見ヶ丘、柏平	<p>1 概要</p> <p>学校教育事業については、学校教育法などの法律に基づいて事業が行われているが、最近では、核家族化、少子高齢化、国際化などの環境の変化に伴い、児童生徒の生活環境も大きく変わる中で、いじめ、不登校、問題行動なども増えており、教職員の資質向上や教育環境の充実を図っていくことが重要となってきている。</p> <p>合併に際しては、特に通学区域について、旧市町で設定されていた通学区域を新市全体で検討した際に不合理が生じる場合があるため、事前に協議をしておく必要がある。</p> <p>学校教育法施行令では、小中学校が市町村内にそれぞれ2校以上ある場合は、就学すべき小学校又は中学校を指定しなければならないと規定されている（幼稚園についての規定はない）が、新たな通学区域を設定する場合には、学区審議会等で適正な学区のあり方等について十分な論議が必要である。</p> <p>2 関係法令</p> <p>教育基本法（抄）</p> <p>第1条（教育の目的） 教育は、人格の完成をめざし、平和的な国家及び社会の形成者として、真理と正義を愛し、個人の価値をたつとび、勤労と責任を重んじ、自主的精神に充ちた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。</p> <p>第2条（教育の方針） 教育の目的は、あらゆる機会に、あらゆる場所において実現されなければならない。この目的を達成するためには、学問の自由を尊重し、實際生活に即し、自発的精神を養い、自他の敬愛と協力によつて、文化の創造と発展に貢献するように努めなければならない。</p> <p>第3条（教育の機会均等） すべて国民は、ひとしく、その能力に応ずる教育を受ける機会を与えられなければならないものであつて、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によつて、教育上差別されない。</p> <p>2 国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によつて修学困難な者に対して、奨学の方法を講じなければならない。</p>
	大淵 児童232 学級 9	野賀、新井、中新井、岡原、 浜、東大谷、野中、藤塚、 雨垂	

分 類	掛 川 市			大 東 町																										
	<table border="1"> <tr> <td>中学校</td> <td>小学校</td> <td>対 象 地 区</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">北 生徒534 学級 16</td> <td>城北 児童632 学級 19</td> <td>北門、下西郷雇用促進住宅、城北町、弥生町、水垂、初馬、葛ヶ丘町、下西郷及び小市のうち上屋敷・西郷土地区画整理事業地内の区域</td> </tr> <tr> <td>原泉 児童 34 学級 4</td> <td>大和田、孕丹、萩間、居尻及び泉の区域</td> </tr> <tr> <td>倉真 児童 91 学級 6</td> <td>小市、方ノ橋、構江、石畑、石ヶ谷、美人ヶ谷、滝ノ谷、長間及び五明の区域</td> </tr> <tr> <td>西郷 児童289 学級 11</td> <td>倉真1区、倉真2区、倉真3区、倉真4区、倉真5区、倉真6区及び倉真7区の区域</td> </tr> </table>	中学校	小学校	対 象 地 区	北 生徒534 学級 16	城北 児童632 学級 19	北門、下西郷雇用促進住宅、城北町、弥生町、水垂、初馬、葛ヶ丘町、下西郷及び小市のうち上屋敷・西郷土地区画整理事業地内の区域	原泉 児童 34 学級 4	大和田、孕丹、萩間、居尻及び泉の区域	倉真 児童 91 学級 6	小市、方ノ橋、構江、石畑、石ヶ谷、美人ヶ谷、滝ノ谷、長間及び五明の区域	西郷 児童289 学級 11	倉真1区、倉真2区、倉真3区、倉真4区、倉真5区、倉真6区及び倉真7区の区域																	
中学校	小学校	対 象 地 区																												
北 生徒534 学級 16	城北 児童632 学級 19	北門、下西郷雇用促進住宅、城北町、弥生町、水垂、初馬、葛ヶ丘町、下西郷及び小市のうち上屋敷・西郷土地区画整理事業地内の区域																												
	原泉 児童 34 学級 4	大和田、孕丹、萩間、居尻及び泉の区域																												
	倉真 児童 91 学級 6	小市、方ノ橋、構江、石畑、石ヶ谷、美人ヶ谷、滝ノ谷、長間及び五明の区域																												
	西郷 児童289 学級 11	倉真1区、倉真2区、倉真3区、倉真4区、倉真5区、倉真6区及び倉真7区の区域																												
幼稚園の 通園区域・ 児 童 数・ 学 級 数	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>対 象 地 区</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>さかがわ幼稚園 児童 78 学級 4</td> <td rowspan="10">幼稚園については、通学区を設けていない。</td> </tr> <tr> <td>乳幼児センター すこやか幼稚園部 児童137 学級 6</td> </tr> <tr> <td>上内田幼稚園 児童 26 学級 2</td> </tr> <tr> <td>掛川幼稚園 児童 77 学級 3</td> </tr> <tr> <td>曾我幼稚園 児童 28 学級 2</td> </tr> <tr> <td>桜木幼稚園 児童128 学級 5</td> </tr> <tr> <td>和田岡幼稚園 児童 53 学級 3</td> </tr> <tr> <td>原田幼稚園 児童 16 学級 2</td> </tr> <tr> <td>三笠幼稚園 児童114 学級 6</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	対 象 地 区	さかがわ幼稚園 児童 78 学級 4	幼稚園については、通学区を設けていない。	乳幼児センター すこやか幼稚園部 児童137 学級 6	上内田幼稚園 児童 26 学級 2	掛川幼稚園 児童 77 学級 3	曾我幼稚園 児童 28 学級 2	桜木幼稚園 児童128 学級 5	和田岡幼稚園 児童 53 学級 3	原田幼稚園 児童 16 学級 2	三笠幼稚園 児童114 学級 6		<table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>対 象 地 区</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>千浜幼稚園 児童 59 学級 3</td> <td>千浜地域全域（千浜、坂里、国安、国包、菊浜、菊浜のうち菊浜708番地の3、724番地、725番地、756番地の3、756番地の15は除く。）千浜町営住宅、千浜雇用促進住宅</td> </tr> <tr> <td>大坂幼稚園 児童 66 学級 4</td> <td>大坂区（1～7、10、13～20、23～27、29、32～50、52～班）、三浜区（26班）三井区、東大坂区、大坂雇用促進住宅</td> </tr> <tr> <td>土方幼稚園 児童 59 学級 3</td> <td>土方地域のうち川久保を除く地域（入山瀬、上土方落合、今滝、上土方旦付新田、上土方工業団地、大坪台、上土方嶺向、上土方、下土方）</td> </tr> <tr> <td>佐束幼稚園 児童 66 学級 3</td> <td>佐束地域全域（高瀬、小貫、中方、岩滑）高瀬雇用促進住宅</td> </tr> <tr> <td>中幼稚園 児童 58 学級 3</td> <td>中地域全域及び川久保地区（西之谷、中、川久保）中雇用促進住宅</td> </tr> <tr> <td>陸浜幼稚園 児童 54 学級 3</td> <td>三浜区（含三俣町営住宅、除26班）浜野区、大坂区（8、9、11、12、21、22、28、30、31、51）菊浜のうち菊浜708番地の3、724番地、725番地、756番地の3、756番地の15</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	対 象 地 区	千浜幼稚園 児童 59 学級 3	千浜地域全域（千浜、坂里、国安、国包、菊浜、菊浜のうち菊浜708番地の3、724番地、725番地、756番地の3、756番地の15は除く。）千浜町営住宅、千浜雇用促進住宅	大坂幼稚園 児童 66 学級 4	大坂区（1～7、10、13～20、23～27、29、32～50、52～班）、三浜区（26班）三井区、東大坂区、大坂雇用促進住宅	土方幼稚園 児童 59 学級 3	土方地域のうち川久保を除く地域（入山瀬、上土方落合、今滝、上土方旦付新田、上土方工業団地、大坪台、上土方嶺向、上土方、下土方）	佐束幼稚園 児童 66 学級 3	佐束地域全域（高瀬、小貫、中方、岩滑）高瀬雇用促進住宅	中幼稚園 児童 58 学級 3	中地域全域及び川久保地区（西之谷、中、川久保）中雇用促進住宅	陸浜幼稚園 児童 54 学級 3	三浜区（含三俣町営住宅、除26班）浜野区、大坂区（8、9、11、12、21、22、28、30、31、51）菊浜のうち菊浜708番地の3、724番地、725番地、756番地の3、756番地の15	
名 称	対 象 地 区																													
さかがわ幼稚園 児童 78 学級 4	幼稚園については、通学区を設けていない。																													
乳幼児センター すこやか幼稚園部 児童137 学級 6																														
上内田幼稚園 児童 26 学級 2																														
掛川幼稚園 児童 77 学級 3																														
曾我幼稚園 児童 28 学級 2																														
桜木幼稚園 児童128 学級 5																														
和田岡幼稚園 児童 53 学級 3																														
原田幼稚園 児童 16 学級 2																														
三笠幼稚園 児童114 学級 6																														
名 称		対 象 地 区																												
千浜幼稚園 児童 59 学級 3	千浜地域全域（千浜、坂里、国安、国包、菊浜、菊浜のうち菊浜708番地の3、724番地、725番地、756番地の3、756番地の15は除く。）千浜町営住宅、千浜雇用促進住宅																													
大坂幼稚園 児童 66 学級 4	大坂区（1～7、10、13～20、23～27、29、32～50、52～班）、三浜区（26班）三井区、東大坂区、大坂雇用促進住宅																													
土方幼稚園 児童 59 学級 3	土方地域のうち川久保を除く地域（入山瀬、上土方落合、今滝、上土方旦付新田、上土方工業団地、大坪台、上土方嶺向、上土方、下土方）																													
佐束幼稚園 児童 66 学級 3	佐束地域全域（高瀬、小貫、中方、岩滑）高瀬雇用促進住宅																													
中幼稚園 児童 58 学級 3	中地域全域及び川久保地区（西之谷、中、川久保）中雇用促進住宅																													
陸浜幼稚園 児童 54 学級 3	三浜区（含三俣町営住宅、除26班）浜野区、大坂区（8、9、11、12、21、22、28、30、31、51）菊浜のうち菊浜708番地の3、724番地、725番地、756番地の3、756番地の15																													

大 須 賀 町	備 考								
	<p>学校教育法（抄） （学校の範囲） 第1条 この法律で、学校とは、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾（ろう）学校、養護学校及び幼稚園とする。 （学校の設置者） 第2条 学校は、国、地方公共団体及び私立学校法第3条に規定する学校法人（以下学校法人と称する。）のみが、これを設置することができる。 2 この法律で、国立学校とは、国の設置する学校を、公立学校とは、地方公共団体の設置する学校を、私立学校とは、学校法人の設置する学校をいう。 （目的） 第17条 小学校は、心身の発達に応じて、初等普通教育を施すことを目的とする。 （小学校設置義務） 第29条 市町村は、その区域内にある学齢児童を就学させるに必要な小学校を設置しなければならない。 （目的） 第35条 中学校は、小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、中等普通教育を施すことを目的とする。 （目的） 第77条 幼稚園は、幼児を保育し、適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする。</p>								
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="167 891 387 920">名 称</th> <th data-bbox="387 891 716 920">対 象 地 区</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="167 920 387 1021"> <b>大淵幼稚園</b> 児童 74 学級 4 </td> <td data-bbox="387 920 716 1021"> 野賀、新井、中新井、岡原、浜、東大谷、野中、藤塚、雨垂 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="167 1021 387 1397"> <b>横須賀幼稚園</b> 児童109 学級 5 </td> <td data-bbox="387 1021 716 1397"> 川原町、十六軒町、大谷町、新屋町、西大谷、東本町、中本町、西本町、軍全町、沢上町、大工町、西番町、中番町、東番町、南番町、上西、上東、その、みその、村西、芝原、下、神田、今沢、川原崎、雇用促進第1、本郷西、本郷東、浜田、宮下、札木、川原、新田西、新田東、汐見ヶ丘、柏平 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="167 1397 387 1527"> <b>西部幼稚園</b> 児童 35 学級 3 </td> <td data-bbox="387 1397 716 1527"> 東新町、西新町、松尾町、西田町、東田町、石津、横砂、小谷田、清ヶ谷、本谷、雇用促進第2 </td> </tr> </tbody> </table>	名 称	対 象 地 区	<b>大淵幼稚園</b> 児童 74 学級 4	野賀、新井、中新井、岡原、浜、東大谷、野中、藤塚、雨垂	<b>横須賀幼稚園</b> 児童109 学級 5	川原町、十六軒町、大谷町、新屋町、西大谷、東本町、中本町、西本町、軍全町、沢上町、大工町、西番町、中番町、東番町、南番町、上西、上東、その、みその、村西、芝原、下、神田、今沢、川原崎、雇用促進第1、本郷西、本郷東、浜田、宮下、札木、川原、新田西、新田東、汐見ヶ丘、柏平	<b>西部幼稚園</b> 児童 35 学級 3	東新町、西新町、松尾町、西田町、東田町、石津、横砂、小谷田、清ヶ谷、本谷、雇用促進第2	<p>学校教育法施行令（抄） （入学期日等の通知、学校の指定） 第5条 略 2 市町村の教育委員会は、当該市町村の設置する小学校又は中学校（法第51条の10の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すもの（以下「併設型中学校」という。）を除く。以下この項、次条第7号、第6条の3、第6条の4、第7条、第8条、第11条の2、第12条第3項及び第12条の2において同じ。）が2校以上ある場合においては、前項の通知において当該就学予定者の就学すべき小学校又は中学校を指定しなければならない。 3 略</p>
名 称	対 象 地 区								
<b>大淵幼稚園</b> 児童 74 学級 4	野賀、新井、中新井、岡原、浜、東大谷、野中、藤塚、雨垂								
<b>横須賀幼稚園</b> 児童109 学級 5	川原町、十六軒町、大谷町、新屋町、西大谷、東本町、中本町、西本町、軍全町、沢上町、大工町、西番町、中番町、東番町、南番町、上西、上東、その、みその、村西、芝原、下、神田、今沢、川原崎、雇用促進第1、本郷西、本郷東、浜田、宮下、札木、川原、新田西、新田東、汐見ヶ丘、柏平								
<b>西部幼稚園</b> 児童 35 学級 3	東新町、西新町、松尾町、西田町、東田町、石津、横砂、小谷田、清ヶ谷、本谷、雇用促進第2								
<p>（注）平成16年4月から西部幼稚園は廃止し、横須賀幼稚園へ統合する予定</p>									

分 類	掛 川 市	大 東 町
教育相談	<p>心の教室相談員 生徒の悩み相談、話し相手、指導等を行う。栄川・原野谷中学校に各1人配置</p> <p>スクールカウンセラー 臨床心理士による専門的なカウンセリングを行う。西・東・北・桜が丘中学校に各1人配置</p> <p>適応教室 指導員2人により、不登校の児童生徒の集団生活への適応指導を行う。市教育センターにて開設</p> <p>教育相談 適応教室の指導員2人により、児童生徒や親等からの相談受付。市教育センターにて実施</p>	<p>心の教室相談員 生徒の悩み相談、話し相手、指導等を行う。大浜中学校に2人、城東中学校に1人配置</p> <p>スクールカウンセラー 臨床心理士による専門的なカウンセリングを行う。大浜中学校に1人配置</p> <p>外国人児童生徒相談員</p>
遠 距 離 通学対策	<p>スクールバス運営</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対象 通学距離が4 km以上の小学生、6 km以上の中学生等で路線バスがない等の理由により通学手段の確保が困難な者 さかがわ幼稚園に通園する日坂・東山地区の4歳児及び5歳児で、対象園から半径2 km以上に居住する者</li> <li>・ 実施校 日坂小学校・栄川中学校、原田小学校・原田幼稚園 さかがわ幼稚園</li> </ul> <p>遠距離バス通学費助成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対象 通学距離が4 km以上の小学生、6 km以上の中学生 さかがわ幼稚園及び三笠幼稚園に通園する日坂・東山地区及び倉真地区の4歳児及び5歳児で、対象園から半径2 km以上に居住する者</li> <li>・ 助成内容 原則として、4半期ごとに通学必要区間のバス通学3ヶ月定期券を支給。 ただし、小学生については、7～8月の夏休み期間は回数券、7・9月は1ヶ月の定期券を支給 路線バスの乗車に要する経費の1/2以内</li> </ul>	該当なし

大 須 賀 町	備 考
<p>スクールカウンセラー 臨床心理士による専門的なカウンセリングを行う。大須賀中学校に1人配置 教育相談室 スクールカウンセラーの方により、児童生徒や親等からの相談受付。週1回程度中央公民館にて実施</p> <hr/> <p>遠距離通学補助 ・対象 本谷地区居住の児童（小学1～6年生） ・助成内容 通学に係るタクシー代全額</p> <p>（注）本事業は、平成16年度から山崎地区の幼稚園児も含め、スクールバスに移行する予定</p>	<p>学校給食法（抄） （この法律の目的） 第1条 この法律は、学校給食が児童及び生徒の心身の健全な発達に資し、かつ、国民の食生活の改善に寄与するものであることにかんがみ、学校給食の実施に關し必要な事項を定め、もつて学校給食の普及充実を図ることを目的とする。 （学校給食の目標） 第2条 学校給食については、義務教育諸学校における教育の目的を実現するために、次の各号に掲げる目標の達成に努めなければならない。 (1) 日常生活における食事について、正しい理解と望ましい習慣を養うこと。 (2) 学校生活を豊かにし、明るい社交性を養うこと。 (3) 食生活の合理化、栄養の改善及び健康の増進を図ること。 (4) 食糧の生産、配分及び消費について、正しい理解に導くこと。 （義務教育諸学校の設置者の任務） 第4条 義務教育諸学校の設置者は、当該義務教育諸学校において学校給食が実施されるように努めなければならない。 （国及び地方公共団体の任務） 第5条 国及び地方公共団体は、学校給食の普及と健全な発達を図るように努めなければならない。 （2以上の義務教育諸学校の学校給食の実施に必要な施設） 第5条の2 義務教育諸学校の設置者は、その設置する義務教育諸学校の学校給食を実施するための施設として、2以上の義務教育諸学校の学校給食の実施に必要な施設（次条において「共同調理場」という。）を設けることができる。</p>

分 類	掛 川 市	大 東 町
幼児教育に関する振興計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 名称 掛川市幼児教育振興計画</li> <li>・ 内容 幼稚園・保育園再編計画 適正規模 適正配置 公設民営化の導入 幼保一元化の方向をめざした仮称「幼保園」 3歳児就園 職員の資質向上 開かれた園づくりと家庭・地域社会との連携 心身に障害のある幼児の保育</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 名称 大東町幼稚園教育振興計画</li> <li>・ 内容 3歳児保育の推進 1学級幼児数の見直し 施設・設備の整備、充実 教職員の資質向上 人的教育環境の整備 家庭・地域社会との連携 幼児教育センター的役割 外国人子女教育及び心身に障害がある幼児の教育の充実</li> </ul>
学校給食	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 方式 中学校はセンター方式、小学校は自校方式と共同調理方式。幼稚園については未実施</li> <li>・ 中学校給食センター（給食文化苑こうようの丘） 位置：掛川市光陽211-1 竣工年月：平成15年3月 処理能力：3,500食/日</li> <li>・ 自校方式 上内田、城北、第二、中央小学校</li> <li>・ 共同調理場 日坂学校給食共同調理場 対象校：日坂小、東山口小学校 西山口学校共同調理場 対象校：西山口、第一小学校 桜木学校給食共同調理場 対象校：桜木、曾我小学校 西郷学校給食共同調理場 対象校：西郷、原泉、倉真小学校 原野谷学校給食共同調理場 対象校：原谷、和田岡小学校</li> <li>・ 給食費 小学校 1食あたり 241.81円 中学校 1食あたり 287.42円</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 方式 小中学校、幼稚園をセンター方式にて実施</li> <li>・ 学校給食センター 位 置：大東町大坂4552-5 竣工年月：平成13年3月 処理能力：3,000食/日</li> <li>・ 給食費 小学校 1食あたり 222.00円 中学校 1食あたり 226.00円 幼稚園 1食あたり 191.00円 1週間のうち米飯持参回数 小学校2回、中学校5回、幼稚園3回</li> </ul>

大 須 賀 町	備 考
<p>・名称 大須賀町幼稚園教育振興計画</p> <p>・内容 2園体制について 3年保育について 教員の資質向上について 預かり保育について 幼児教育のセンター的な役割について 心身に障害のある幼児の保育について 外国籍の幼児の保育について 家庭・地域との連携について 保育所との連携について 小学校との連携について 幼児教育関係者との連携について</p> <hr/> <p>・方式 小中学校、幼稚園をセンター方式にて実施</p> <p>・学校給食センター 位 置：大須賀町西大淵168 竣工年月：平成2年4月 処理能力：2,500食/日</p> <p>・給食費 小学校 1食あたり 244.80円 中学校 1食あたり 286.63円 幼稚園 1食あたり 206.25円</p>	<p>3 先進事例</p> <p>【静岡市】 学校教育については、教育環境の充実を図るよう調整するものとする。 なお、学校給食については、当面現行のとおりとする。</p> <p>【さいたま市】 学校教育事業については、引き続き教職員の資質の向上や施設の整備に努め、教育環境の充実を図るものとする。</p> <p>【西東京市】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 教育委員会表彰に関すること 新市に移行後、速やかに制度化を図る</li> <li>2 通学区域に関すること 当面、現行のままとするが、市境の地域については、弾力的運用に努める。また、児童生徒数の動向を踏まえ、新市において速やかに小・中学校の適正規模、適正配置の検討と合わせて通学区域の見直しを行う。</li> <li>3 児童・生徒の就学援助等に関すること 国、都制度のため、現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、準要保護関係については、田無市の例により調整する。</li> <li>4 学校給食に関すること 小学校給食の実施方法については、当面、現行のまま継続するが、新市において、速やかに基本的な方針を定める。 中学校牛乳給食については、過去の経緯等に配慮しつつ今後調整する。</li> <li>5 児童・生徒の健康管理に関すること 合併後も現行の内容を継続して実施する。</li> <li>6 就学時健康診断に関すること 合併後も現行の内容を継続して実施する。</li> </ol>

## 22 社会教育関係事業

分 類	掛 川 市	大 東 町
各種講座等	桔梗大学 生涯学習講座（一般、青年、女性） とはなにか学舎 16ミリ映写機技術講習会 人権教育研修会 青少年講座 少年リーダー教室 高校通信制課程掛川学習会 野外活動講座 わんぱく水の探偵団 レクリエーション講習会 むらさき学級 女性リーダー講座 三歳児を持つ親の学級 幼児を持つ親の学級 家庭教育講演会 社会教育振興基金講演会 父親のための家庭教育出前講座 よみきかせ実践講座 本のカバー掛け教室 はじめてのビデオカメラ講座 未知の星を探して 夏休み手づくり工作教室 絵画鑑賞講座 歴史講座 図書館フェスティバル講演 民話の語り クリスマスカードづくり 読書講演会 新春音楽会	少年少女ふるさと教室 地域ふるさと教室 仲よし学校 人権講演会 教育講演会 図書館ボランティア養成講座 地域リーダー研修講座 成人グループ講座 中学生ボランティア講座 パソコン教室 家庭教育学級 親業訓練講座  ・北公民館 親子いきいき教室 星の教室 レディースライフセミナー 中高生陶芸ステップ講座 初心者陶芸教室 かんたんリフォーム講座 初心者水墨画教室 幼君子育て教室 若葉講座 シルバーカレッジ 公民館まつり  ・農村環境改善センター 親子映画教室 子ども囲碁教室 初心者囲碁教室 若葉講座 加工食品作り教室 シルバーカレッジ 親子折り紙教室 初心者アクセサリー教室 初心者俳句教室 初心者絵画教室 子ども茶道教室 読み聞かせとお話し語り講座 平家物語を学ぶ 子ども七宝焼教室 初心者七宝焼教室 親子切り絵教室 ライフアップセミナー 公民館まつり

大 須 賀 町	備 考
<p> おおすか学びあいセミナー  おもと学級中央学習  おもと学級各クラブ  いきわくクラブ（7講座）  こころ豊かに講演会（教育講演会）  フェスタおおすか2004  女性学級  妊娠期子育て講座  思春期子育て講座  就学児子育て講座  家庭教育学級  絵本パラダイス  俳句を作る会  子どもの本を読む会  古典を読む会  朗読勉強会  高齢者による読み聞かせ勉強会    ・中央公民館  異文化理解講座  ダンボールパラダイス  ゆきあそび隊ふじてんツアー  こどもといっしょに英会話  なつやすみお楽しみ会  造形講座  公民館映画会 </p>	<p> 1 概要  社会教育事業については、社会教育法等に基づき、1市2町において、各種講座の開催をはじめ、公民館活動、スポーツ行事、青少年健全育成、成人式、図書館等の各種事業を展開している。  合併に際しては、引き続き適切な学習機会、情報提供等に努めつつ統合又は再編し、充実を図っていく必要がある。 </p> <p> 2 関係法令  社会教育法（抄）  （この法律の目的）  第1条 この法律は、教育基本法(昭和22年法律第25号)の精神に則り、社会教育に関する国及び地方公共団体の任務を明らかにすることを目的とする。  （社会教育の定義）  第2条 この法律で「社会教育」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）に基き、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）をいう。  （国及び地方公共団体の任務）  第3条 国及び地方公共団体は、この法律及び他の法令の定めるところにより、社会教育の奨励に必要な施設の設置及び運営、集会の開催、資料の作製、頒布その他の方法により、すべての国民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、自ら実際生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成するように努めなければならない。  2 国及び地方公共団体は、前項の任務を行うに当たっては、社会教育が学校教育及び家庭教育との密接な関連性を有することにかんがみ、学校教育との連携の確保に努めるとともに、家庭教育の向上に資することとなるよう必要な配慮をするものとする。  （市町村の教育委員会の事務）  第5条 市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会は、社会教育に関し、当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において、次の事務を行う。  (1) 社会教育に必要な援助を行うこと。  (2) 社会教育委員の委嘱に関すること。  (3) 公民館の設置及び管理に関すること。  (4) 所管に属する図書館、博物館、青年の家その他社会教育に関する施設の設置及び管理に関すること。  (5) 所管に属する学校の行う社会教育のための講座の開設及びその奨励に関すること。 </p>

分 類	掛 川 市	大 東 町
スポーツ 行 事 等	<p>スポーツ大会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市の主催大会 <ul style="list-style-type: none"> <li>掛川市武道大会</li> <li>掛川市駅伝競走大会</li> <li>掛川市婦人バレーボール大会</li> <li>掛川市トリムバレー大会</li> <li>掛川市民グランドゴルフ大会</li> <li>市民一人スポーツフェスティバル</li> <li>体育の日記念行事（ふれあいウォーキング）</li> </ul> </li> <li>・市の補助大会 <ul style="list-style-type: none"> <li>市町村対抗駅伝大会</li> <li>小笠掛川マラソン大会</li> <li>東海道旅の詩人ウォーク</li> </ul> </li> </ul> <p>スポーツ教室</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>レディースフィットネス教室</li> <li>ミセスフレッシュ教室</li> <li>シルバースポーツ教室</li> <li>70歳からの運動教室</li> <li>ヨットカヌー教室</li> </ul>	<p>スポーツ大会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・町の主催大会 <ul style="list-style-type: none"> <li>町民体育祭</li> <li>大東町「潮騒橋」リレーマラソン大会</li> </ul> </li> <li>・町の補助大会 <ul style="list-style-type: none"> <li>市町村対抗駅伝大会</li> <li>小笠掛川マラソン大会</li> <li>大東・豊田柔道交流大会</li> </ul> </li> </ul> <p>スポーツ教室</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>フィットネス教室</li> <li>ダンベル体操教室</li> <li>ファミリーバトミントン教室</li> <li>初心者スキー・スノーボード教室</li> <li>海洋クラブ</li> </ul>
青少年健全 育成事業	<p>青少年問題協議会の開催</p> <p>各種講座の開催</p> <p>青少年健全育団体の支援</p> <p>P T A活動の支援</p> <p>青年海外研修事業の支援</p> <p>青少年補導センターの運営</p>	<p>青少年問題協議会の開催</p> <p>各種講座の開催</p> <p>青少年健全育成団体の支援</p> <p>青少年の補導活動</p> <p>P T A活動の支援</p> <p>青年海外研修事業の支援</p>
成人式等	<p>成人式</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運営方法 <ul style="list-style-type: none"> <li>実行委員会が企画立案して開催</li> </ul> </li> <li>・開催場所 <ul style="list-style-type: none"> <li>掛川市生涯学習センター</li> </ul> </li> <li>・開催日 <ul style="list-style-type: none"> <li>1月の第2日曜日</li> </ul> </li> </ul> <p>年輪の集い</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・概要 <ul style="list-style-type: none"> <li>成人式以降の10年ごとに、各年代ごとの集いを実施</li> </ul> </li> </ul>	<p>成人式</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運営方法 <ul style="list-style-type: none"> <li>教育委員会にて実施</li> </ul> </li> <li>・開催場所 <ul style="list-style-type: none"> <li>大東町文化会館（シオーネ）</li> </ul> </li> <li>・開催日 <ul style="list-style-type: none"> <li>1月の第2日曜日</li> </ul> </li> </ul>

大 須 賀 町	備 考
<p>スポーツ教室</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・町の主催大会 <ul style="list-style-type: none"> <li>ロードレース大会</li> <li>町内駅伝競走大会</li> <li>北方町スポーツ交流大会</li> <li>チャレンジデー大会</li> </ul> </li> <li>・町の補助大会 <ul style="list-style-type: none"> <li>市町村対抗駅伝大会</li> <li>小笠掛川マラソン大会</li> </ul> </li> </ul> <p>スポーツ教室</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>サマージュニアスイミング</li> <li>スイマーズクラブ</li> </ul>	<p>(6) 講座の開設及び討論会、講習会、講演会、展示会その他の集会の開催並びにこれらの奨励に関すること。</p> <p>(7) 家庭教育に関する学習の機会を提供するための講座の開設及び集会の開催並びにこれらの奨励に関すること。</p> <p>(8) 職業教育及び産業に関する科学技術指導のための集会の開催及びその奨励に関すること。</p> <p>(9) 生活の科学化の指導のための集会の開催及びその奨励に関すること。</p> <p>(10) 運動会、競技会その他体育指導のための集会の開催及びその奨励に関すること。</p> <p>(11) 音楽、演劇、美術その他芸術の発表会等の開催及びその奨励に関すること。</p> <p>(12) 青少年に対しボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関すること。</p> <p>(13) 一般公衆に対する社会教育資料の刊行配布に関すること。</p> <p>(14) 視聴覚教育、体育及びレクリエーションに必要な設備、器材及び資料の提供に関すること。</p> <p>(15) 情報の交換及び調査研究に関すること。</p> <p>(16) その他第3条第1項の任務を達成するために必要な事務 (図書館及び博物館)</p>
<p>青少年問題協議会の開催</p> <p>各種講座の開催</p> <p>青少年健全育成団体の支援</p> <p>青少年の補導活動</p> <p>P T A 活動の支援</p> <p>青年海外研修事業の支援</p>	<p>第9条 図書館及び博物館は、社会教育のための機関とする。</p> <p>2 図書館及び博物館に関し必要な事項は、別に法律をもつて定める。 (目的)</p> <p>第20条 公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。 (公民館の設置者)</p>
<p>成人式</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運営方法 <ul style="list-style-type: none"> <li>実行委員会が企画立案して開催</li> </ul> </li> <li>・開催場所 <ul style="list-style-type: none"> <li>中央公民館</li> </ul> </li> <li>・開催日 <ul style="list-style-type: none"> <li>1月の第2日曜日</li> </ul> </li> </ul>	<p>第21条 公民館は、市町村が設置する。</p> <p>2 前項の場合を除く外、公民館は、公民館設置の目的をもつて民法第34条の規定により設立する法人(この章中以下「法人」という。)でなければ設置することができない。</p> <p>3 公民館の事業の運営上必要があるときは、公民館に分館を設けることができる。 (公民館の事業)</p> <p>第22条 公民館は、第20条の目的達成のために、おおむね、次の事業を行う。ただし、この法律及び他の法令によつて禁じられたものは、この限りでない。</p>

分 類	掛 川 市	大 東 町
(前頁続き)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 式の名称 <ul style="list-style-type: none"> <li>30歳 而立の集い</li> <li>40歳 不惑の集い</li> <li>50歳 知天命の集い</li> <li>60歳 耳順の集い</li> <li>70歳 従心の集い</li> <li>80歳 傘寿の集い</li> <li>(85歳 もうひとふんばりの会)</li> <li>90歳 卒寿の集い</li> </ul> </li> <li>・ 運営方法 <ul style="list-style-type: none"> <li>各年代ごとに実行委員会が企画立案して開催</li> </ul> </li> <li>・ 開催場所 <ul style="list-style-type: none"> <li>それぞれ実行委員会で会場を決めて開催</li> </ul> </li> </ul>	
図 書 館	<p>掛川市立中央図書館</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 位 置 掛川市掛川1148-1</li> <li>・ 開館年月 平成13年6月</li> <li>・ 開館時間 9:00～17:00(木曜日は19:00まで)</li> <li>・ 休 館 日 毎週月曜日(その日が祝日のときは、その翌日も休館) 毎月最終金曜日(月末整理日) 国民の祝日 年未年始 特別整理期間(蔵書点検)</li> <li>・ 蔵 書 数 211,231冊(H15.3.31現在)</li> </ul> <p>移動図書館 移動図書館車「おおぞら号」に約3,000冊の図書を積み、市内23ヶ所のステーションを月1回の割合で巡回し貸し出し</p>	<p>(注) 図書館はないが、北公民館及び農村環境改善センターにおいて図書室を設け、図書の貸し出しを実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 北公民館図書室蔵書数 17,381冊</li> <li>・ 農村環境改善センター図書室蔵書数 16,475冊 (H15.3.31現在)</li> </ul>
主な社会教育施設等	<p>掛川市生涯学習センター</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 開館時間 9:00～22:00</li> <li>・ 休 館 日 毎週月曜日、年未年始</li> <li>・ 施設概要 ホール(1,069席)、第1～4会議室、和室、料理室、催物広場、ギャラリー他</li> </ul> <p>掛川市駅南学習センター美感ホール</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 開館時間 9:00～22:00</li> <li>・ 休 館 日 毎週月曜日(その日が祝日のときはその翌日)、年未年始</li> <li>・ 施設概要 多目的ホール(270席)、会議室兼リハーサル室</li> </ul>	<p>大東町文化会館「シオーネ」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 開館時間 9:00～21:00</li> <li>・ 休 館 日 毎週月曜日、毎月第4火曜日、年未年始</li> <li>・ 施設概要 大ホール(652席)、小ホール(200席)、大・小会議室他</li> </ul>

大 須 賀 町	備 考
<p>大須賀町立図書館</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・位 置 大須賀町西大淵63-2</li> <li>・開館年月 平成3年7月</li> <li>・開館時間 9:00～17:00（金曜日は19:00まで）</li> <li>・休 館 日 祝日と毎月末（館内整理日） 年未年始 蔵書点検（毎年2月中の5日間）</li> <li>・蔵 書 数 75,778冊（H15.3.31現在）</li> </ul>	<p>(1) 定期講座を開設すること。  (2) 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。  (3) 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。  (4) 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。  (5) 各種の団体、機関等の連絡を図ること。  (6) その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること。  （公民館の設置）  第24条 市町村が公民館を設置しようとするときは、条例で、公民館の設置及び管理に関する事項を定めなければならない。  （公民館類似施設）  第42条 公民館に類似する施設は、何人もこれを設置することができる。  2 前項の施設の運営その他に関しては、第39条の規定を準用する。</p> <p>スポーツ振興法（抄）  （目的）  第1条 この法律は、スポーツの振興に関する施策の基本を明らかにし、もつて国民の心身の健全な発達と明るく豊かな国民生活の形成に寄与することを目的とする。  2 この法律の運用に当たっては、スポーツをすることを国民に強制し、又はスポーツを前項の目的以外の目的のために利用することがあつてはならない。  （施策の方針）  第3条 国及び地方公共団体は、スポーツの振興に関する施策の実施に当たっては、国民の間において行なわれるスポーツに関する自発的な活動に協力しつつ、ひろく国民があらゆる機会とあらゆる場所において自主的にその適性及び健康状態に応じてスポーツをすることができるような諸条件の整備に努めなければならない。</p>
<p>大須賀町中央公民館</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・開館時間 9:00～22:00</li> <li>・休 館 日 年未年始</li> <li>・施設概要 ホール（632席）、控え室（和洋室）、会議室2、研修室他</li> </ul>	<p>2 この法律に規定するスポーツの振興に関する施策は、営利のためのスポーツを振興するためのものではない。</p> <p>図書館法（抄）  （この法律の目的）  第1条 この法律は、社会教育法（昭和24年法律第207号）の精神に基き、図書館の設置及び運営に関して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もつて国民の教育と文化の発展に寄与することを目的とする。</p>

分 類	掛 川 市	大 東 町
	<p>地域生涯学習センター（市内に20箇所）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用時間 8:30～22:00</li> <li>・施設概要 研修室、会議室、調理室、和室等</li> </ul> <p>掛川いこいの広場</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用時間 6:00～22:00</li> <li>・休 日 毎週火曜日、年末年始</li> <li>・施設概要 野球場、多目的広場（野球場2面分）、テニスコート5面</li> </ul> <p>掛川市安養寺運動公園</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用時間 6:00～22:00</li> <li>・休 日 毎週水曜日、年末年始</li> <li>・施設概要 多目的グラウンド、テニスコート2面、プール</li> </ul> <p>掛川海洋センター</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用時間 9:00～21:30</li> <li>・休 日 毎週月曜日、年末年始</li> <li>・施設概要 体育館、艇庫</li> </ul> <p>掛川市下垂木多目的広場（ゆうゆうパーク）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用時間 8:30～17:00</li> <li>・休 日 毎週月曜日、年末年始</li> <li>・施設概要 多目的広場（芝生広場）、ゲートボール場</li> </ul> <p>掛川市こどもの森</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用時間 9:00～16:00</li> <li>・休 日 毎週月曜日、年末年始</li> <li>・施設概要 芝生広場、アスレチック</li> </ul>	<p>北公民館</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用時間 8:00～22:00</li> <li>・休 館 日 毎週月曜日、年末年始、地区祭典日</li> <li>・施設概要 集会室（200人）、調理実習室、図書館、会議室4、陶芸室</li> </ul> <p>大東農村環境改善センター</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用時間 8:00～22:00</li> <li>・休 館 日 毎週月曜日、年末年始、地区祭典日</li> <li>・施設概要 大会議室（350人）、調理実習室、図書室、会議室7</li> </ul> <p>大東町総合運動場</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用時間 6:00～21:30</li> <li>・休 日 毎週月曜日、年末年始</li> <li>・施設概要 野球場、多目的広場、テニスコート4面、町民プール2他</li> </ul> <p>大東町北運動場</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用時間 6:00～21:00</li> <li>・休 日 毎週月曜日、年末年始</li> <li>・施設概要 多目的広場、テニスコート4面、ライフスポーツ広場</li> </ul> <p>大東町民体育館</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用時間 8:00～22:00</li> <li>・休 日 毎週月曜日、年末年始</li> <li>・施設概要 アリーナ（バレーコート2面）、剣道場、柔道場他</li> </ul> <p>大東町B &amp; G海洋センター</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用期間 7月20日から8月31日</li> <li>・利用時間 9:00～16:00</li> <li>・施設概要 プール、艇庫、管理棟</li> </ul> <p>大東町ビーチスポーツ公園</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用時間 6:00～17:00</li> <li>・休 日 毎週火曜日、年末年始</li> <li>・施設概要 ビーチバレーコート6面</li> </ul>
	<p>東遠カルチャーパーク総合体育館（さんりーな）</p> <p>バレーボール4面、バスケットボール3面、バトミントン12面、卓球22面、室内プール（25m×6コース、幼児用）、武道場（柔道場、剣道場）、弓道場、トレーニングルーム</p>	

大 須 賀 町	備 考
<p>大須賀町町民運動場</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利用時間 5:00～21:30</li> <li>・ 休 日 年末年始</li> <li>・ 施設概要 野球場、ソフトボール場2面、陸上競技場、テニスコート2面</li> </ul> <p>大須賀勤労者体育センター</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利用時間 8:30～21:00</li> <li>・ 休 日 年末年始</li> <li>・ 施設概要 バレーコート2面、バスケットコート2面</li> </ul> <p>大須賀B &amp; G海洋センター</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利用期間 7月20日から8月31日</li> <li>・ 利用時間 9:00～21:00</li> <li>・ 休 日 毎週月曜日</li> <li>・ 施設概要 プール、幼児用プール</li> </ul>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この法律において「図書館」とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設で、地方公共団体、日本赤十字社又は民法(明治29年法律第89号)第34条の法人が設置するもの(学校に附属する図書館又は図書室を除く。)をいう。</p> <p>2 前項の図書館のうち、地方公共団体の設置する図書館を公立図書館といい、日本赤十字社又は民法第34条の法人の設置する図書館を私立図書館という。</p> <p>(図書館奉仕)</p> <p>第3条 図書館は、図書館奉仕のため、土地の事情及び一般公衆の希望にそい、更に学校教育を援助し得るように留意し、おおむね次の各号に掲げる事項の実施に努めなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 郷土資料、地方行政資料、美術品、レコード、フィルム等の収集にも十分留意して、図書、記録、視覚聴覚教育の資料その他必要な資料(以下「図書館資料」という。)を収集し、一般公衆の利用に供すること。</li> <li>(2) 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。</li> <li>(3) 図書館の職員が図書館資料について十分な知識を持ち、その利用のための相談に応ずるようにすること。</li> <li>(4) 他の図書館、国立国会図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室及び学校に附属する図書館又は図書室と緊密に連絡し、協力し、図書館資料の相互貸借を行うこと。</li> <li>(5) 分館、閲覧所、配本所等を設置し、及び自動車文庫、貸出文庫の巡回を行うこと。</li> <li>(6) 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を主催し、及びその奨励を行うこと。</li> <li>(7) 時事に関する情報及び参考資料を紹介し、及び提供すること。</li> <li>(8) 学校、博物館、公民館、研究所等と緊密に連絡し、協力すること。</li> </ol> <p>3 先進事例</p> <p>【静岡市】 社会教育については、学習機会・情報の提供に努めるなど、市民サービスの向上を図るよう調整するものとする。 なお、公民館については、現行のとおりとする。</p> <p>【さいたま市】 社会教育事業については、引き続き学習機会、情報の提供に努めつつ、市民サービスの低下を生じないように再編する。</p>

## 23 文化振興関係事業

分 類	掛 川 市	大 東 町
文化振興事業	市民芸術祭 文化講演会 文化教室「茶道教室」 美術館講座 文芸かけがわの発行 文化団体への支援	文化祭 音楽教室 やすらぎの広場づくり 郷土資料展 文化団体への支援
文化財保護事業	史跡等の整備、維持管理 埋蔵文化財発掘事業 文化財建造物修復事業 和田岡古墳群講演会 出前文化財講座 夏休み文化財教室 出土文化財展 考古展 文化財パンフレットの作成	史跡等の整備、維持管理 埋蔵文化財発掘事業 文化財建造物修復事業 考古展 文化財パンフレットの作成
指定文化財	建造物 掛川城太鼓櫓、ほか5件 絵画 村松以弘筆「青緑董法山水」、ほか2件 書跡 掛川城絵図、ほか2件 古文書 長松院古文書、ほか2件 工芸 萩間八幡宮鰐口、ほか1件 史跡 キリシタン燈籠、ほか4件 天然記念物 事任八幡宮の大スギ、ほか6件 有形民俗 獅子頭 無形民俗 紺屋町木獅子の舞 附太鼓1 鉦5 彫刻 なし 考古資料 なし 合計31件	建造物 なし 絵画 本勝寺七面堂野賀岐山画45画 書跡 有栖川宮熾仁親王書跡 古文書 なし 工芸 盛岩院鰐口、ほか1件 史跡 刀工高天神兼明屋敷跡 天然記念物 興禅庵マキの自然門、ほか9件 有形民俗 なし 無形民俗 なし 彫刻 本勝寺本堂立川流彫刻、ほか1件 考古資料 なし 合計17件
文化芸術施設	掛川城天守閣・御殿 ・開館時間 9:00～17:00(11月1日～1月31日は16:30まで) ・休館日 年末年始  二の丸美術館 ・開館時間 9:00～17:00 ・休館日 毎週月曜日、年末年始  二の丸茶室 ・開館時間 9:30～17:00 ・休館日 毎月第4月曜日	吉岡彌生記念館 ・開館時間 10:00～16:30 ・休館日 毎週月曜日、毎月第4火曜日、年末年始

大 須 賀 町	備 考
文化祭 文化講演会 文芸おすかの発行 文化団体への支援	1 概要 文化振興事業については、文化芸術活動の推進や行事の開催、文化芸術施設の整備、地域の伝統文化・歴史的財産の保護等の各種事業がある。特に、合併に際しては、各市町において指定済みの文化財の取扱いについて、事前に協議をしておく必要がある。
史跡等の整備、維持管理 埋蔵文化財発掘事業 文化財建造物修復事業 文化財パンフレットの作成	2 国指定文化財 掛川市（2件） 建造物：掛川城御殿 史 跡：和田岡古墳群 大東町（1件） 史 跡：高天神城跡 大須賀町（1件） 史 跡：横須賀城跡
建造物 町番所、ほか4件 絵画 なし 書跡 なし 古文書 横須賀惣庄屋覚帳、ほか2件 工芸 なし 史跡 十内塚、ほか3件 天然記念物 西大淵大松、ほか2件 有形民俗 なし 無形民俗 大淵のさなぶり 彫刻 高麗（こま）神社伎楽（ぎがく）古面、ほか2件 考古資料 横須賀城の鯨瓦と鬼瓦 合計20件	3 県指定文化財 掛川市（15件） ・建造物：龍華院大猷院霊屋 附春日厨子、ほか3件 ・絵 画：松平遠江守定吉画像、ほか1件 ・工 芸：刀銘「義助」、ほか2件 ・考 古 資 料：宇洞ヶ谷横穴墳出土遺物一括 ・天然記念物：大尾山鳥居スギ、ほか2件 ・無 形 民 俗：獅子舞かんからまち ・無形選定保存技術：手もみ製茶技術 大東町（7件） ・建造物：赤山神社本殿 ・絵 画：白隠筆揚柳観音像、ほか3件 ・天然記念物：マキ・ナギの門 ・無 形 民 俗：八坂神社祇園囃子と祭礼行事 大須賀町（8件） ・建造物：窓泉寺山門、ほか1件 ・絵 画：「真人図（しんにんず）」大久保一丘画、ほか1件 ・天然記念物：中新井池のオニバス ・無 形 民 俗：三社祭礼囃子、ほか1件 ・史 跡：撰要寺墓塔群 4 関係法令 文化財保護法（抄） （政府及び地方公共団体の任務） 第3条 政府及び地方公共団体は、文化財がわが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるように、周到の注意をもつてこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない。 文化芸術振興基本法（抄） （地方公共団体の責務） 第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、文化芸術の振興に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。
民俗資料館 ・開館時間 13:00～17:00 ・休 館 日 年末年始	

# 新市建設計画（素案）

平成16年2月17日

掛川市・大東町・大須賀町合併協議会  
新市建設計画策定小委員会

## 目 次

．序論	1
1．合併の必要性	1
2．計画策定の方針	2
．新市の概要	3
1．位置と地勢	3
2．気候	3
3．面積	3
4．歴史	3
5．人口	3
6．産業	4
．主要指標の見通し	6
1．総人口	6
2．年齢別人口	6
．新市建設の基本方針	7
1．新市の将来像	7
2．新市の基本目標	8
3．土地利用の方向性	9
4．重点プロジェクト	11
5．重点プロジェクト概念図	13
．新市の施策	14
1．住民が安心して暮らすことができる健康長寿のまちを創る	14
2．美しい風景と快適な居住環境を備えたまちを創る	16
3．子供の健やかな成長と、住民の夢実現を応援するまちを創る	18
4．活発な産業活動が生まれ、住民の豊かな暮らしを支えるまちを創る	20
5．南北軸の創出と東西軸との連携によって利便性の高いまちを創る	22
6．住民参加、連携と協働による自立の気風に満ちたまちを創る	24
7．行き届いた行政サービスと、効率的な新市運営が両立するまちを創る	26
．新市における県事業の推進	28
．公共施設の適正配置と整備	30
．財政計画	31

# ．序論

## 1．合併の必要性

### (1) 住民生活圏の広域化への対応

住民の日常生活圏は、鉄道や道路網の整備、車社会の発達などにより市町村の区域を越えて広域化している。毎日の通勤・通学を例にとると、他市町村への流出人口は、掛川市 16,720 人、大東町 5,707 人、大須賀町 3,505 人であり、流入人口は掛川市 16,089 人、大東町 6,488 人、大須賀町 3,330 人である。毎日約 26,000 人が市町村を越えて通勤・通学しており、こうした住民の生活圏の広域化に対応するためには、1市2町が一つになり、一層利便性の高いまちづくりを進めていくことが必要である。

### (2) 住民ニーズへの的確な対応

住民の価値観の多様化、ライフスタイルの変化、情報化社会の進展などによって、行政に対する住民や地域からのニーズは多様化・細分化し、よりきめ細やかな事業の推進が求められている。医療・福祉・健康・安全面など、豊かで安心できる地域生活の実現をはじめとして、良質な行政サービスを提供し、増大する住民ニーズに的確に対応していくためには行財政基盤の充実が必要になっている。広域的に取り組むべき課題、新たな課題も増加している状況下では、もっとも基本的で身近な行政主体である市町村は、迅速で的確な対応ができるよう、行財政力を強化することが求められている。

### (3) 少子高齢化への対応

1市2町では少子化と高齢化が徐々に進行している。平成 12 年国勢調査の 1市2町の年少人口（14 歳以下）は 18,463 人、老年人口（65 歳以上）は 21,018 人であるが、平成 22 年には年少人口は約 17,200 人に減少し、老年人口は約 25,000 人に増加すると予想される。地域を支える若者が減少すれば地域活力は低下し、高齢者が増加すれば、福祉や医療の充実が求められる。こうした社会環境の変化に対応するためには、合併して行政組織の合理化を図り、合理化で生まれた余力を今後ニーズが高まる分野へ手厚く投入することが必要である。子育てや高齢者に対してきめ細かい行政サービスを提供するためには、既存施設・人材・活動組織等を有効に活用することが望ましく、1市2町が合併して対処することが求められている。

### (4) 地方分権に対応した行政基盤の強化

地方分権の進展に伴い、地方自治体にはさらなる自治能力の向上が求められる。国・県の権限や事務が委譲される中で、自治体が主体性や独自性を発揮し、質の高い住民サービスを提供するためには、行財政基盤の強化とともに専門的能力を備えた人材養成が必要である。一般的に、人口が小規模な市町村では仕事の種類に比べて職員数が少なく、職員は分野が異なる仕事を兼務し、専門性を発揮しにくい。一方、合併によって人口規模が大きくなれば、仕事の種類に応じた専門担当者を配置しやすい。地方分権に対応した市町村に転換するためには、合併に

よって自治体の能力をさらに向上させることが必要である。

#### ( 5 ) 厳しい財政状況の中での財政基盤の強化

国と地方を合わせた債務残高は 700 兆円に達しており、財政の健全化を図ることが急務となっている。国は地方交付税や国庫補助金を見直すとともに、税源移譲による三位一体改革を進めようとしており、国への財源依存体質からの脱却が求められている。自治体も社会経済の見通しが厳しい時代の中にあっては、現状の行政サービスを維持しようとしても、財政的には厳しさを増していくことが予想される。こうした状況の中では、1 市 2 町が合併して行財政の効率化を進めるとともに、都市基盤の整備や産業基盤の整備等を通じて地域産業の活性化を図り財政基盤を強化していくことが必要である。

#### ( 6 ) 都市間競争への対応

静岡県内各地で市町村合併が推進され、将来的には県内市町村の平均的な人口規模は拡大するものと予想される。こうした状況の中で、1 市 2 町が現状のままで過ごした場合、相対的に自治体の規模は小さくなり、人、物、情報の吸引力は低下することが危惧される。1 市 2 町の持つ魅力を相対的に低下させることなく、さらに発展を遂げていくためには、1 市 2 町が合併して都市的規模の拡大を図り、東海道新幹線駅や東名高速道路インターチェンジを最大限に活用するとともに、海・川・山、工業集積、歴史文化等をはじめとする地域資源に磨きをかけて、新しい個性を発揮していくことが必要である。

## 2 . 計画策定の方針

### ( 1 ) 計画の趣旨

本計画は合併特例法に基づき、掛川市、大東町、大須賀町合併後の新市建設のあり方を示したものである。上記法律によれば、新市建設計画は「合併市町村の建設を総合的かつ効果的に推進することを目的とし、合併市町村の一体性の速やかな確立及び住民の福祉の向上等を図るとともに、合併市町村の均衡ある発展に資するよう適切に配慮されたものでなければならぬ」とされ、本計画もこの趣旨に沿って策定したものである。

### ( 2 ) 計画の構成

合併特例法では、新市建設計画は「1. 合併市町村の建設の基本方針」「2. 市町村の建設の根幹となるべき事業に関する事項」「3. 公共的施設の統合整備に関する事項」「4. 合併市町村の財政計画」を定めることとされており、これらの事項を中心に本計画を構成した。

### ( 3 ) 計画の期間

本計画の計画期間は、平成 17 年度から平成 26 年度までの 10 年間とした。

# ．新市の概要

## 1．位置と地勢

新市は、静岡県の西部に位置し、静岡県の二大都市静岡市と浜松市の間位置している。東側は金谷町、菊川町、小笠町、浜岡町に、西側は袋井市、森町、浅羽町に接する。市北部は、標高 832mの八高山をはじめとする山地であり、その南側に平地が開ける。市中央部には標高 264mの小笠山があり、その山麓は複雑な谷戸を持った丘陵地である。市南部には平地が広がり、遠州灘に面して約 10 k mにわたる砂浜海岸がある。

## 2．気候

新市の1年を通じての平均気温は 17 前後、年間降水量は約 1,800mm、気候は温暖であるが、冬季は「遠州の空っ風」と呼ばれる寒風が吹く。

## 3．面積

新市は、東西約 16 k m、南北約 30 k mで南北に細長く、小笠山付近でくびれた形状である。面積は 265.63 k m<sup>2</sup>であり、県内で 3.4%を占め、県内 20 市の中で 3 番目に広い都市となる。

## 4．歴史

新市は遠州灘に面し、温暖な気候と生活しやすい地形に恵まれ、5 世紀前後の築造とされる大規模な古墳もあり、早くから組織化され高度な技術を備えた社会が営まれていた。戦国時代には、中遠地方の要所として高天神城を舞台とした戦いが行われ、その後は掛川城と横須賀城を中心に城下町が形成された。江戸と上方との中間に位置することから、城下町としての発展とともに、東海道の宿場町として、海上交易の中継地としての役割も果たしつつ栄えてきた。

明治 22 年に市制町村制が施行された当時は、新市は 1 町 28 か村に分かれていたが、昭和 29 年から昭和 35 年にかけての合併によって、現在の掛川市と大須賀町が誕生し、昭和 48 年には大浜町と城東村が合併して大東町が誕生して今回合併する 1 市 2 町が成り立っている。

## 5．人口

### (1) 人口

新市の人口(平成 12 年国勢調査人口)は、114,328 人であり、県内で 3.0%を占め、県内 20 市中第 8 番目の人口規模を持つ都市となる。新市の年少人口(14 歳以下)は 18,463 人、構成比は 16.1%、県内市部平均値 15.1%を上回っている。老年人口は(65 歳以上)は 21,018 人、高齢化率は 18.4%であり、県内市部平均値 17.0%を上回っている。

表 新市の人口（括弧内は構成比）

	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年
総人口	105,030 人	109,978 人	114,328 人
年少人口（14 歳以下）	22,029 人 （21.0%）	20,243 人 （18.4%）	18,463 人 （16.1%）
生産年齢人口（15～64 歳）	68,335 人 （65.1%）	71,720 人 （65.2%）	74,843 人 （65.5%）
老年人口（65 歳以上）	14,650 人 （13.9%）	18,015 人 （16.4%）	21,018 人 （18.4%）
年齢不詳	16 人	0 人	4 人

## （ 2 ）世帯数

平成 12 年国勢調査によれば、新市の世帯数は 34,926 戸であり、県内で 2.7% を占め、県内 20 市中第 9 番目である。一世帯当たり人数は 3.3 人 / 戸である。

表 新市の世帯数

	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年
世帯数	27,667 戸	31,185 戸	34,926 戸
一世帯当たり人数	3.8 人 / 戸	3.5 人 / 戸	3.3 人 / 戸

## 6 . 産業

### （ 1 ）産業別就業者数

平成 12 年国勢調査によれば、新市の就業者数は 63,643 人であり、第一次産業就業者数は 6,606 人で 10.4%、第二次産業就業者数は 28,773 人で 45.2%、第三次産業就業者数は 28,188 人で 44.3% である。近年、第一次産業就業者数が減少し、第二次、第三次産業就業者数が増加している。

表 新市の産業別就業者数（括弧内は構成比）

	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年
就業者総数	56,963 人	61,254 人	63,643 人
第一次産業就業者数	7,868 人 （13.8%）	7,326 人 （12.0%）	6,606 人 （10.4%）
第二次産業就業者数	26,309 人 （46.2%）	27,868 人 （45.5%）	28,773 人 （45.2%）
第三次産業就業者数	22,735 人 （39.9%）	25,998 人 （42.4%）	28,188 人 （44.3%）
不詳	51 人	62 人	76 人

### （ 2 ）農業

平成 13 年生産農業所得統計によれば、新市の農業産出額（農業粗生産額）は 229.2 億円であり、県内 20 市中第 3 番目の産出額である。近年、農業産出額は減少傾向にある。

表 新市の農業産出額

	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 13 年
農業粗産出額	276.3 億円	250.3 億円	244.5 億円	229.2 億円

### (3) 工業

平成 14 年度の工業統計調査（速報値）によれば、新市の製造品出荷額等は 11,954 億円、従業者数は、19,841 人である。製造品出荷額等は、県内 20 市中第 6 番目である。平成 12 年から 14 年にかけて、製造品出荷額等、従業者数は減少している。

表 新市の製造品出荷額等（工業統計）

	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 14 年
製造品出荷額等	5,787 億円	8,649 億円	12,926 億円	11,954 億円
従業者数	19,049 人	19,800 人	20,058 人	19,841 人

### (4) 商業

平成 14 年の商業統計調査によれば、新市の小売業販売額は 1,193 億円、従業者数は 7,261 人であり、新市の小売業販売額は、県内 20 市中第 8 番目である。最近、小売業販売額はほぼ一定している。

表 新市の小売業販売額（商業統計）

	平成 3 年	平成 6 年	平成 11 年	平成 14 年
小売業販売額	1,045 億円	1,198 億円	1,198 億円	1,193 億円
従業者数	5,526 人	6,079 人	6,865 人	7,261 人

## ．主要指標の見通し

### 1．将来総人口

新市の平成 27 年における推計人口は、123,700 人とする。新市はこれまでも人口が増加しており、新市建設計画における事業が実施され、生活利便性の向上、産業振興等が進むことから、今後も人口は増加するものと想定した。

### 2．年齢別人口

近年の出生率の低下、高齢化は今後も継続するものと見込み、年少人口（14 歳以下）の構成比は将来徐々に低下し、平成 27 年には 13.8%と想定した。また、老年人口（65 歳以上）の構成比は将来さらに上昇し、平成 27 年には 23.2%と想定した。

表 新市の将来人口（括弧内は構成比）

	平成 7 年 国勢調査	平成 12 年 国勢調査	平成 17 年 予測値	平成 22 年 予測値	平成 27 年 予測値
総人口	109,978 人	114,328 人	118,072 人	121,240 人	123,687 人
年少人口 （14 歳以下）	20,243 人 (18.4%)	18,463 人 (16.1)%	17,374 人 (14.7%)	17,210 人 (14.2%)	17,068 人 (13.8%)
生産年齢人口 （15～64 歳）	71,720 人 (65.2%)	74,843 人 (65.5%)	77,521 人 (65.7%)	79,049 人 (65.2%)	77,959 人 (63.0%)
老年人口 （65 歳以上）	18,015 人 (16.4%)	21,018 人 (18.4%)	23,177 人 (19.6%)	24,981 人 (20.6%)	28,660 人 (23.2%)

（予測値：財団法人統計情報研究開発センターによる平成 12 年国勢調査に基づく推計値）

（注 年齢不詳者がいるため、年齢別人口の合計と総人口は一致しない年がある）

# ．新市建設の基本方針

## 1．新市の将来像

### 海と山と街道がつながり、夢・未来を創るまち

「海」とは遠州灘であり、「山」とは新市北部の山間地を意味している。この「海」と「山」は、新市が多彩な地域資源に恵まれていることを象徴するものであり、豊かさを備えたふるさとであることを示している。そして「街道」とは、新市を東西に横断する広域交通体系を意味し、我が国の「人」「物」「情報」の動脈を抱えていることを示している。この「海」と「山」が融合し、さらに「街道」と連携することによって、新市全体はさらなる発展の可能性が広がり、住民の「夢」を実現し、「未来」を創造していくまちに変わること示している。

#### ( 1 ) 海山連携のまちづくり

「南北軸の創出、東西軸との連携によって便利になる、豊かになる、一つになる」

南北幹線道路を中心とする南北軸を創出し、遠州灘から掛川北部山系に至る円滑な往来を実現する。この南北軸と東西軸を連携させることによって、新市全体の生活利便性を高めていく。新市の広域的な交通条件がさらに向上することを活かして、人、物、情報の交流を活性化させ、優れた人材、勢いある産業が集積する豊かなまちとしていく。そして南北軸が新市の背骨となって地域相互の一体性を強めるとともに、住民の気持ちも一つにしていく。

#### ( 2 ) 健康長寿のまちづくり

「都市と田園の良さを充実させ、元気になる、楽しくなる、安心できる」

都市の利便性を一段と向上させ、田園の快適性をさらに充実させるとともに、1市2町が築き育ててきた公共施設、人材を結ぶネットワークを形成し、さらなる有効活用を図り、元氣あふれるまちとしていく。新市には遠州灘、小笠山をはじめとする地域資源があり、それらの持つ魅力を引き出し、楽しさあふれる生活を提供していく。さらに新市の医療、福祉分野の機能充実や連携を進めると同時に、生活環境の向上に力を入れて、住民が心から安心できる暮らしを実現していく。

### ( 3 ) 生涯学習のまちづくり

「住民参加と協働、報徳精神によって優しくなる、手をつなぐ、未来を拓く」

住民が新市のまちづくりに積極的に参加し、住民、企業、行政が相互に協力することによって、地域で福祉や教育を支え、地域で環境を守る優しいまちを実現していく。異なる風土を育んできた地域間の連携や、住民と行政のパートナーシップの確立を積極的に進め、効率的な地域運営を目指すとともに、視野の広い次代を担う人材の育成、住民活動を支援し、住民が主役となって、新市の未来を拓いていくまちを実現する。

## 2 . 新市の基本目標

### ( 1 ) 健康・福祉・医療系

「住民が安心して暮らすことができる健康長寿のまちを創る」

保健、医療、福祉をさらに充実させ、高齢者、障害者、子育てしている人をはじめとして、すべての住民が安心して暮らすことができるまち、優しさにあふれたまちを実現する。新市の保健、医療、福祉機関が相互に連携し、健康予防医学や介護体制等を充実させ、住民の健康を守り、長寿につながるまちを実現する。

### ( 2 ) 自然・環境系

「美しい風景と快適な居住環境を備えたまちを創る」

新市には山間地、丘陵地、平地、海岸、河川があり、自然環境は多様性に富んでいる。貴重な動植物が生息する自然環境を保全し後世に残すとともに、茶畑や砂浜海岸に代表される新市の個性的な風景を活かし、人々が訪れ、住みたくなるまちを実現する。さらに、生活排水や廃棄物の処理・再生を進め清流を取り戻し、美しい風景と快適な居住環境を備えたまちを目指す。

### ( 3 ) 教育・文化系

「子供の健やかな成長と、住民の夢実現を応援するまちを創る」

子供の健全な成長と学習を促し、住民の夢実現を応援するまちを創出するとともに、新市の歴史的資源や田園環境から育まれた伝統的文化と、先進的な都市型文化とが共生したまちを目指す。そして、地域に根付く報徳の精神に基づき、生涯学習先鞭の地にふさわしい社会に貢献する人材を育てるまちを実現する。

### ( 4 ) 経済・産業・観光系

「活発な産業活動が生まれ、住民の豊かな暮らしを支えるまちを創る」

地域特性に応じて個性的で競争力ある農業が営まれているまち、商店が繁盛し地元企業が

成長するまちを目指す。さらに、高次都市機能の充実、多様な都市型サービス業の集積を図り、雇用機会に恵まれ、知的創造が盛んに行われ、住民の豊かな暮らしを支えるまちを実現する。

#### (5) 都市基盤系

「南北軸の創出と東西軸との連携によって利便性の高いまちを創る」

南北軸を創出し、新市の南北方向の時間距離を縮め、新市に散在する公共施設、交通施設等へ短時間で到着できる便利なまちを実現するとともに、南北軸と東西軸とを連携させて、広域的な交通利便性の良さに磨きをかける。さらに、この南北軸を活用して、中心市街地を連絡する公共交通を充実させて交通弱者にも優しいまちを目指し、さらに中心市街地では都市機能を充実させて、賑わいのあるまちを実現する。

#### (6) 連携・協働・交流系

「住民参加、連携と協働による自立の気風に満ちたまちを創る」

住民が主体的にまちづくりを考え、老若男女がともにまちづくりに参加して、自立の気風に満ちたまちを実現する。そして、異なる個性を備えた地域が相互に連携し、中心地域と周辺地域の隔てなく均衡ある発展を目指す。さらに、異なる立場の住民、企業、行政が相互に協力し、地域活動、地域間交流、国際交流を活発に行い、住民の意思と活力に支えられたコミュニティ活動や交流活動の盛んなまちを実現する。

#### (7) 行財政改革系

「行き届いた行政サービスと、効率的な新市運営が両立するまちを創る」

新市に散在する公共施設の有効活用、情報通信技術の導入、住民ニーズの高い部門への重点的な職員配置等によって、行き届いた行政サービスが提供できるまちを目指す。また、人材の有効活用や育成を通じて政策立案能力を高め、国・県に対しても提言を行える自立した地方都市を目指す。その一方で、行政組織のスリム化や業務の効率化を進め、無駄を省いた新市運営を実現する。

### 3. 土地利用の方向性

新市は北部に山を、南部に海を、また、南北の市街地間には小笠山を有するといった地理的特徴を持つ。産業的には農・工・商業のバランスの良い発展を遂げているが、今後のさらなる発展にあたっては、南北交通基幹道路網や地域の幹線道路の整備を進め、大動脈である東西交通網への良好なアクセスを確保する必要がある。

新市の土地利用については、道路網整備による新市のネットワーク化・一体化を進めるとともに、自然的、社会的、経済的及び文化的な諸条件に十分配慮しつつ、都市的整備及び農業基

盤整備を積極的に進めるものとする。

なお、これらの方針を実現するため、新市において国土利用計画等を策定し、適正な土地利用の確保を図る。

## 4. 重点プロジェクト

### 重点プロジェクト - 1

#### 新市融合に向けた南北幹線道路と交通システムの整備

名 称	新市融合に向けた南北幹線道路と交通システムの整備
目 的	新市の背骨となる南北幹線道路の整備により、新市の一体化を促すとともに、新市の南北間の円滑な往来を実現する。さらに旧市町を連絡するバス路線の確保により、旧市町の市街地間の円滑な移動を実現する。
内 容	<p>新市の一体性の確保のため、海山を連携する道路整備を図る。なお、早期に合併効果を発揮させるために、まずは旧市町の市街地間を円滑に結ぶよう路線の一部をバイパス化するなど重点的に整備するとともに、幹線となる県道の整備について強く要望していく。</p> <p>交通システムについては、新たに南北幹線道路が整備されるまでは既存幹線道路を利用し、乗り換えなしの大須賀発大東経由掛川行きバス路線の確保に努める。また、新たな南北幹線道路の完成後については、この幹線道路を利用したバスの運行等についても調査検討を行う。</p> <p>さらに、公共交通が不便な地域の改善を図るため、地域特性に応じた交通システム導入に向けた調査を行う。</p>
事 業 費	101億円

### 重点プロジェクト - 2

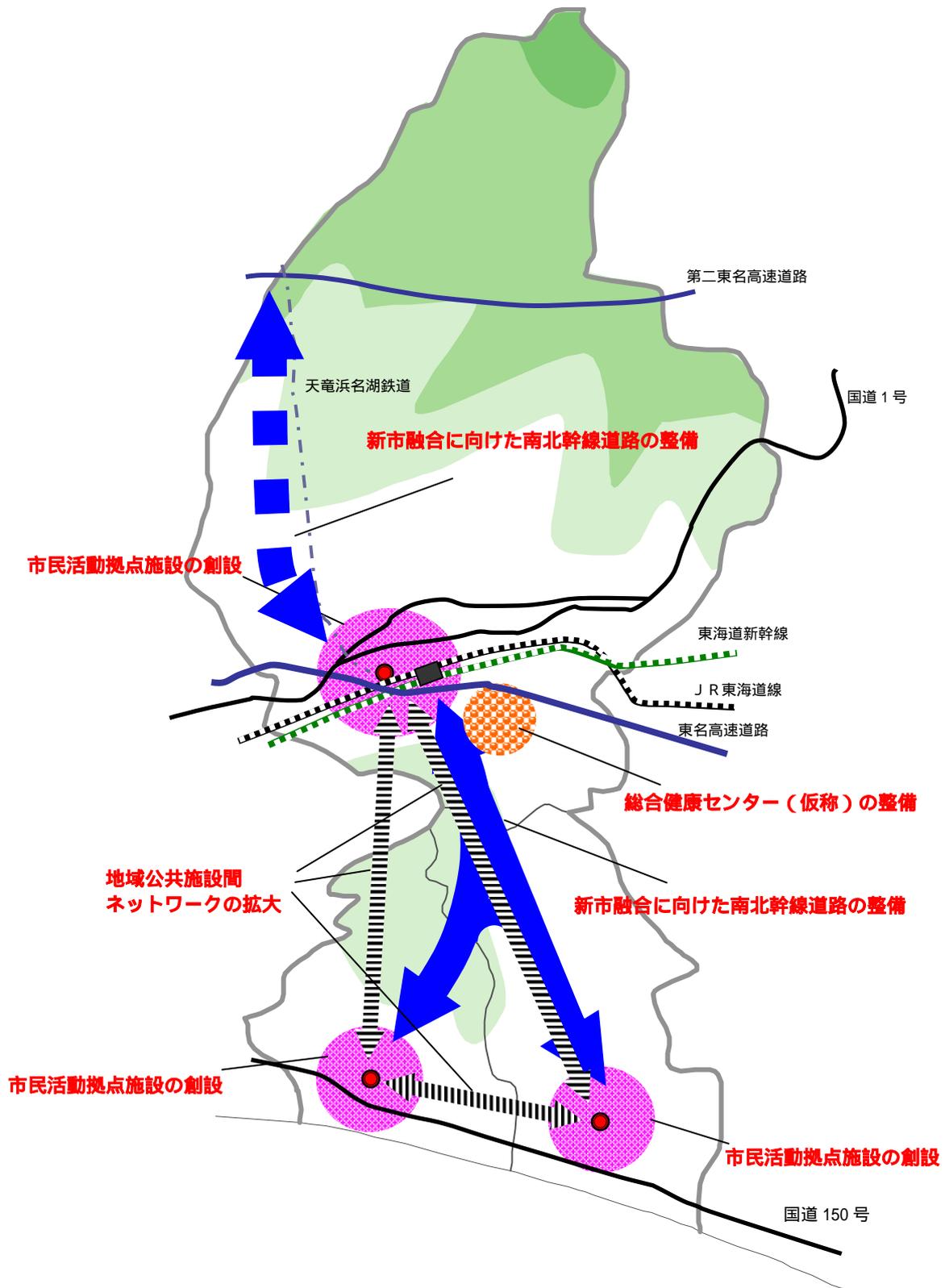
#### 医療機関の連携による予防医学の充実「総合健康センター（仮称）の整備」

名 称	総合健康センター（仮称）の整備
目 的	現在の社会においては、全ての人が普通の生活を営むことができる社会を実現するノーマライゼーションや、健康管理を重視して疾病予防を図る考え方が求められている。福祉と保健が連携した「総合健康センター（仮称）」の整備により、地域福祉の向上を図るとともに予防医学を充実する。
内 容	健診機能（より高度な人間ドック機能）、健康・福祉相談機能、福祉ボランティア支援機能等を兼ね備えた施設を、医療連携の円滑性から市立総合病院の近隣に設置する。住民の健診のほか、市内企業や団体の定期健康診断などを積極的に受入れ、住民の健康確保に努める。また、市内医療機関、東京女子医科大学、福祉団体等と連携し、健診データの共用・活用を図るほか、健康づくりに関する公開講座の充実等によって、地域医療・健康管理の向上を図る。
事 業 費	11億8,000万円

### 重点プロジェクト - 3 市民活動支援体制の充実

名 称	市民活動支援体制と支援基盤となる地域公共施設間ネットワークの拡大
目 的	市民活動拠点施設の創設とネットワーク基盤の整備により、既存のボランティア活動の充実、NPO 法人の設立を促すとともに、活発な情報交換の中から各種団体の相互連携を強化し、自主自立の精神に基づく市民主体のまちづくりの推進を図る。
内 容	<p>旧市町市街地の公共施設等を有効活用して、ボランティア等の活動拠点となる市民活動支援センターを整備する。支援センターには、NPO 法人設立相談コーナー、資料コーナー、会議室、情報機器室、印刷室などを備え、手軽に活動ができる場を提供する。3 箇所の市民活動施設は、新市の拠点施設を結ぶ地域公共施設間ネットワークに組み込み、相互に連携させていく。さらに、公共施設の管理運営に対する住民参加を促進し住民主体の社会づくりを実現する。</p> <p>また、交流を通じた生涯学習の推進、まちづくりの推進のため、全ての地域情報化の基盤として学校、図書館、市民活動施設など主な公共施設を結ぶ地域公共施設間ネットワークを拡大する。</p>
事 業 費	2 億円

## 5. 重点プロジェクト概念図



## ．新市の施策

### 1．住民が安心して暮らすことができる健康長寿のまちを創る

#### 健康づくり・予防医学の充実

市立総合病院、医科系大学、行政が連携し、健康づくり、予防医学・検診体制の充実を図り、住民が健康で長生きできるまちを実現する。

#### 先進的な保健医療機能の集積

新市の良好な自然環境を活かしつつ、住民や来訪者の心身をリフレッシュさせる「癒し」機能の集積を図り、住民の健康増進を実現する。

#### 在宅医療・在宅福祉の充実

市内の医療機関の連携を促し、在宅医療を充実させて、通院困難な住民や独居老人等に対してきめ細かい医療を提供していく。さらに行政、福祉団体、民間事業者が協力し、充実した在宅福祉を実現する。

#### 高齢者福祉施設の充実

高齢者の増加を踏まえて、高品質で家族的雰囲気具备した高齢者福祉施設を充実させて、住民が安心して老後を迎えることができる社会を実現する。

#### 障害者支援の充実

障害のある人もない人と全く同じように活躍できる社会を目指し、障害者福祉施設、支援体制、相談機能を充実させて、手厚い障害者福祉を実現する。

#### ユニバーサルデザインに配慮した社会の実現

高齢者や障害者のみならず、すべての住民が安全かつ容易に利用できる建物や街に改善し、ユニバーサルデザインに配慮した社会を提供し、高齢者や障害者をはじめとしてすべての住民が積極的に社会参加できるまちを実現する。

#### 子育て環境・子育て支援策の充実

子育てに対するニーズが多様化していることを踏まえて、保育サービス、保育内容、保育環境、育児支援策を充実し、住民が安心して子育てができるまちを実現する。

#### スローライフによる健康増進

効率性や速さを重視し過ぎた生活を見直し、伝統的食文化、温泉等による伝統的療法を生活に取り入れ、自然と調和した暮らしを取り戻して、健康増進を図る活動を普及する。

新市が実施する主要な事業

事業名	事業概要
医療機関の連携による 予防医学・治療医学の 充実	<p>市内医療機関、東京女子医科大学、福祉ボランティア団体との連携により、予防医学の普及、治療医学の充実、先進的な健康医療技術の習得を図り、健康づくりを推進する。さらに、健康管理や健康増進の機会を住民に均等に提供できるよう、健診・相談指導・福祉ボランティア機能等を備えた(仮称)総合健康センターを整備する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・(仮称)総合健康センターの整備(重点プロジェクト)</li> <li>・医療機関の連携による予防・治療医学の普及(重点プロジェクト)</li> </ul>
新たな手法による健康 づくり	<p>福祉と保健の連携によって、健康増進機能を強化していく。高齢者福祉施設等へのユニバーサル園芸が普及されるよう、指導者の育成を図るとともに、施設整備に対する支援を行なう。さらに温泉に併設して健康増進設備や健康指導体制を充実させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ユニバーサル園芸指導者の育成及びユニバーサル園芸施設整備に対する支援</li> <li>・温泉利用健康増進設備の整備(トレーニング施設の整備、温泉入浴指導員の常駐)</li> </ul>
子育て支援体制の充実	<p>育児相談、育児教室等を行う子育て支援施設、共働き家庭などの子供の育成支援をするために学童保育施設を拡充する。さらに育児中の母親世代と、子育てを終えた世代との交流等を通じて、子育てを応援する仕組みを整える。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域子育て支援センターの整備</li> <li>・放課後児童クラブの整備</li> <li>・子育て応援の仕組みづくり</li> </ul>
スローライフ実践コースの提供	<p>新市を探訪しながら健康増進に役立ち、新市の一体性形成にも貢献する新市探訪自転車ロードマップを作成するとともに、スローライフに合致した自転車イベントを開催する。さらに新市のほぼ中央に位置する小笠山にハイキングコースを整備し、スローライフについて思いをめぐらす散策コースを提供する。また、市民自らが農産物を栽培できるよう、休耕地を活用した市民農園を提供する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新市探訪自転車ロードマップの作成とイベントの開催</li> <li>・小笠山ハイキングコースの整備</li> <li>・休耕地を活用した市民農園の提供</li> </ul>

## 2. 美しい風景と快適な居住環境を備えたまちを創る

### 貴重な自然環境の保全

新市北部の山間地、中央に位置する小笠山、南部の海岸線や河川は、新市の骨格をなす自然環境であり、保全と管理に努め、自然環境の豊かなまちを継承していく。

### 美しい景観の形成

砂浜海岸、丘陵地の茶畑、屋敷の楨囲いは新市を特長づける景観である。良好な景観の保全、美しい景観形成に向けた仕組みを整え、人々が訪れ、住みたくなるまちを実現する。

### 安全で安定した上水の提供

信頼できる安全な水の安定的な提供体制、災害にも強い供給体制を整備し、安全・安心な市民生活の実現を図る。

### 生活排水対策の充実

人口密度や地形等の地域特性に合わせて、公共下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽等を組み合わせた生活排水処理対策を実施し、河川の水質を向上させるとともに、快適な居住環境を実現する。

### 資源循環型社会の実現

環境教育を充実させ、住民、事業所、行政が協力して廃棄物の排出を抑制するとともに、廃棄物の再利用、再資源化の仕組みを整え、資源循環型社会の実現を図る。

### 自然エネルギーの活用

太陽光や風力などの自然エネルギーや新エネルギーが、住宅や事業所で積極的に活用されるよう支援策を充実させ、地域のエネルギー自給率が高い環境都市を実現する。

新市が実施する主要な事業

事業名	事業概要
自然環境保全体制の充実	<p>新市の貴重な自然環境の保全に向けて市をあげて環境教育に取り組み、自然環境調査を充実させて市民とともに自然を守り育てる仕組みを作るとともに、自然保護団体の活動を支援する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境教育の充実</li> <li>・自然環境調査の拡充</li> </ul>
歴史伝統街並み空間の活用	<p>城下町や宿場町等の歴史的街並みの保全、良好な都市景観や田園景観の形成に向けて、景観形成ガイドラインを作成するとともに、町屋の保存及び利活用等について調査する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・町屋の保存及び利活用のための計画作成</li> </ul>
上水道の整備、水道連絡管敷設事業	<p>安全・安心な水の供給に向け上水道の整備を図るとともに、旧市町間の上水道管の連絡管接続を早期に図り、大井川広域水道企業団からの責任水量を有効活用することで、安心な水の安定供給を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水道連絡管敷設事業</li> </ul>
廃棄物再利用の充実	<p>資源循環型社会の実現に向けて、廃食用油、生ごみ等、廃棄物を利用したエネルギーシステムの構築・導入について検討する。さらに全庁内で、環境に対する管理の仕組みを整備し、環境ISOの認証取得を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・バイオディーゼル、バイオガスなどの導入調査</li> <li>・環境ISO14001の認証取得</li> </ul>
自然エネルギー発電施設の拡充	<p>環境に優しい都市の実現に向けて、公共施設の新改築等に際して、太陽光や風力等の自然エネルギー発電施設の導入を図る。さらに住宅用ソーラー発電設備導入に対する補助等を積極的に行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公共施設への自然エネルギー発電施設の導入</li> <li>・ソーラー発電の普及促進</li> </ul>

### 3 . 子供の健やかな成長と、住民の夢実現を応援するまちを創る

#### 子供たちの教育環境の充実

地域、家庭、学校の連携により、豊かな心を育む教育、子供の能力を引き出す教育、情報化や国際化に対応した教育等がさらに充実するよう、次代を担う子供たちに優れた教育環境を提供する。

#### 生涯学習の推進と地域を支える人材の育成

全国有数の生涯学習が盛んなまちであり、報徳の精神が根付いている土地柄を踏まえ、さらに人材育成を充実させて、まちづくりをはじめとして地域を支える人材を育成する。

#### スポーツ環境の充実

青少年の心身の強化や、幅広い住民の健康増進を目指し、住民が手軽にスポーツに親しむことができる環境を創出する。

#### 学習・文化機能の充実

住民が気軽に利用できる図書館の拡充、地域の歴史文化を保存・伝承する学習施設の充実等により自由に学習できる場を充実させる。また伝統的文化を地域の財産として後世に伝えていくとともに、新しい都市的文化を広めることに努め、住民が幅広い文化に触れる環境をつくることで、住民の夢実現を応援するまちを実現する。

#### 歴史的資源の再生と活用

掛川城、横須賀城跡、高天神城跡、城下町や宿場町の面影を残す街並みなどは、新市の貴重な歴史的資源であり、統一的な考えの下に保全、再生、活用を図り、地域の歴史を後世に伝えていく。

新市が実施する主要な事業

事業名	事業概要
学校間ネットワークの活用とIT教育の充実	<p>情報化社会に対応した教育環境の提供に向けて、教育用パソコン及び指導体制等のIT教育環境の充実、ネットワーク化による学校間の連携強化を図り、情報通信機器をより活用できる生徒を育成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・パソコン機器、環境の充実</li> <li>・市教育センター機能の強化による指導者体制の充実</li> <li>・生徒が自ら作るホームページによる学校間交流の促進</li> </ul>
海山交流、歴史文化交流を生かした体験学習	<p>豊かな心を備えた児童・生徒の育成に向けて、新市の恵まれた地域資源を活用し、海や山の自然体験学習、歴史や文化交流を生かした体験学習を導入する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・海と山の自然を活用した体験学習の充実</li> <li>・歴史や文化交流を生かした体験学習の充実</li> </ul>
幼稚園・保育所の再編	<p>少子化の中、優れた幼児教育環境の実現に向けて、幼稚園、保育所の枠を超えて再編整備を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・幼稚園、保育所の再編整備</li> </ul>
ネットワーク活用による生涯学習情報の交流促進	<p>均等な生涯学習機会の提供に向けて、新市の公共施設を情報通信網で結び、生涯学習情報の提供及び生涯学習講座を拡充するとともに、身近な場所で受講できる仕組みを整える。さらに文化施設の連携により、企画運営能力の向上を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ITを活用した生涯学習情報・講座の提供</li> <li>・文化施設の企画運営能力の向上による市民が利用しやすくなるメニューの提供</li> </ul>
スポーツ施設・活動推進体制の充実	<p>住民が手軽で身近にスポーツに親しむことができるよう、新市のバランスを考えたスポーツ施設の整備を図る。さらに幅広い住民のスポーツ活動参加に向けて、指導体制の充実した地域に根付いたスポーツクラブを育成する。また、住民がより多彩で幅広く施設を選択して、手軽に利用できるよう公共施設予約の広域的な連携を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新市南部のスポーツ施設の整備</li> </ul>
図書館・資料館の充実	<p>住民が身近に学習・文化に親しむことができるよう、新市におけるバランスに配慮し図書館、資料館を整備する。さらに既存の図書館も含めた連携強化と、役割分担を考え、収蔵図書、映像、音楽などに特徴を持たせて個性ある図書館を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・図書館・資料館の整備</li> </ul>
3城跡の保全再生生活用の推進	<p>新市が誇る3箇所の城跡の保全再生を進めるとともに、散在する歴史資源マップの作成、歴史資源ガイドボランティアの育成を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保全再生・活用検討の推進</li> </ul>

## 4 . 活発な産業活動が生まれ、住民の豊かな暮らしを支えるまちを創る

### 地産地消のまちづくり

遠州灘の海岸線を中心として砂地農業が生まれ、高品質な野菜や果物が生産されている。平地では良質の米が栽培されるとともに、丘陵地では日本有数の生産量を誇る茶が栽培されている。安全で美味しい地場農産物の地域消費を促し、地産地消のまちづくりを進めていく。

### 次世代型農業の実現

農業生産基盤の充実とともに、経営組織の強化、生産体制の効率化、流通経路の開拓等を促し、競争力ある農業に向けて法人化や企業経営の手法を取り入れた合理的な農業経営の実現を図る。さらに、新規就農者に対する支援拡充を通じて担い手の確保及び育成を行う。

### 地域商業の活性化

便利で快適な暮らし、まちの活気、住民の交流等にとって地域商業はなくてはならないものであり、新市の各地域の商店街の活性化を図る。

### 雇用機会の確保に向けた企業誘致と支援拡充

有力企業の集積実績、交通利便性の向上等を生かして、企業誘致活動を積極的に展開するとともに、地場企業、立地企業さらに起業家に対する支援を拡充し、地域産業の活性化を図り、住民に多様な雇用機会を提供する。また、工業用水の水利確保について研究を進める。

### 観光の振興

歴史的資源、風景や温泉等の自然環境の活用や、農業や民間集客施設との連携を通じて、来訪者にとって魅力あるまちづくりを進め、交流人口を増やして地域経済を活性化していく。

### 高次都市機能の充実

新市の高次都市機能の充実を目指し、緑茶、種苗、予防医学等の地域資源に関する研究開発機能、既設有力企業の研究開発機能の誘致を行う。

### 都市型サービス業の集積促進

市街地再開発ビルを核としながら、新たなサービス業の進出を促す仕組みを整え、住民の暮らしや事業活動をサポートする多様な都市型サービス業の集積を図る。

新市が実施する主要な事業

事業名	事業概要
地産地消の環境づくり	<p>朝市等のイベントを活用して、海産物を山側で、山地ものを海側で販売するなど販売交流の促進を図る。地域の特色ある農産物の加工・体験・販売施設の戦略的な整備とネットワーク化による連携事業の推進を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・イベントを通じた販売交流の促進</li> <li>・地場産品の販売施設、設備の充実</li> </ul>
農業法人化の促進	<p>合理的で足腰の強い農業経営の実現に向けて、地域農業の調査研究、組織の支援等により農業法人化を促進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域農業振興組織への支援</li> <li>・農業法人化への支援</li> </ul>
新規就農者の確保	<p>農業研修または農業大学校等の修了者に対する新規就農を支援し、農業者としての定着を促進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農業研修者への就農支援</li> </ul>
空き店舗・オフィスを活用した起業家創出事業	<p>地域商業の活性化と起業家支援のため、商店街の空き店舗、空きオフィスを利用した事業について全国から広く企画・運営者を募集し、優秀な企画については一定期間、事業運営の支援を行う。さらに起業家を育成するため、報徳の思想に基づいたビジネス教育を充実させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・空き店舗・オフィスの利活用による商店街の活性化</li> <li>・報徳の理念を生かしたビジネス教育の創出・研究</li> </ul>
工業用水の水利確保	<p>企業立地条件の向上を目指して、工業用水の安定供給に向けた調査研究を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工業用水確保に向けた調査研究</li> </ul>
企業誘致・産学連携体制の充実	<p>企業誘致の促進、既存立地企業の定着化を図るために、企業誘致体制・産学連携体制を充実する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・産業コーディネーターの配置</li> </ul>
観光施設ネットワーク創出と周遊型イベント開催	<p>市内の3城跡を中心とした観光コースの創設、さらに周辺市町の観光施設やイベント等と連携し誘客を促進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・3城跡を中心とした観光ネットワークの検討</li> </ul>

## 5 . 南北軸の創出と東西軸との連携によって利便性の高いまちを創る

### 海山連携道路の実現

渋滞を解消するとともに1市2町の市街地間を20分程度で結ぶ道路の早期実現を目指し、南北間の円滑な生活・産業交通を実現する。さらに抜本的な解決策として、国道150号から第二東名高速道路に至る海山連携道路を計画し、新市の背骨となる南北軸を創出する。

### 南北軸と東西軸の連携

南北幹線道路と東西幹線道路及び東海道新幹線等の連携がもたらす、関東中京関西圏へ時間短縮効果や交通結節点としての特性を活かし、人、物、情報の活発な交流を促して、地域全体の活性化を実現する。

### 地域間道路・生活道路網の充実

南北幹線道路とともに、健康・医療、経済・産業、文化、行政などの市民生活に密着した公共施設・交通施設を連絡する道路についても充実を図り、新市全体の均衡がとれた利便性が高く生活環境の充実したまちを実現する。

### 地域特性に応じた交通システムの導入

人口密度や地域コミュニティの熟度に応じて、利便性と経済性を備えた新公共交通システムの導入を図り、交通弱者の通学、買物、通院等の利便性向上を図る。

### 中心市街地の活性化

集客の核となる商業機能や文化余暇機能、憩いの場や子供たちの遊び場となる身近な公園を充実させて、中心市街地への居住促進を図り、人が集まり賑わいある中心的市街地を実現する。

### 中心的な憩いの場（交流広場）の提供

全住民のレクリエーション活動の拠点となり、住民相互の交流の場となり、住民の健康づくりにも役立つ、新市の中心的な憩いの場を創出する。

### 防災拠点の確保、防災機能の強化

防災拠点の充実、避難路の確保、公共施設の耐震性の向上、河川や池沼の治水機能等の強化などによって、災害に強い安全なまちを実現するとともに、ハザードマップの整備・公表・周知により住民の防災意識の向上を図る。

新市が実施する主要な事業

事業名	事業概要
新市融合に向けた南北幹線道路の整備	<p>新市の一体性形成、全市的な交通利便性の向上に向けて、南北軸幹線道路を整備する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市街地間連携ルートの整備（重点プロジェクト）</li> <li>・海山連携ルートの整備（重点プロジェクト）</li> </ul>
地域間道路・生活道路網の充実	<p>新市全体の均衡がとれた利便性が高く生活環境の充実したまちの実現のため、公共施設・交通施設等を連絡するための道路を整備する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域と公共施設・交通施設等を結ぶための地域間道路・生活道路の整備</li> </ul>
新市民の円滑な往来に向けた交通システムの充実	<p>新市民の円滑な移動を実現するため、旧市町の市街地間を結ぶ循環バスの開設や、新市全体の公共交通利便性向上に向けた調査を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・旧市街地間を乗り継ぎなく結ぶバス路線の確保（重点プロジェクト）</li> <li>・総合交通体系の調査（重点プロジェクト）</li> </ul>
新市民の交流広場の整備	<p>旧市町の結節点となる小笠山山麓部において、新市の一体性形成、住民の交流や健康づくりに貢献する、自然を生かした拠点的公園を整備する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小笠山の自然を生かした交流広場の整備</li> <li>・自然観察会、フリーマーケット等のイベント開催による住民交流促進</li> </ul>
全市的な防災機能の強化	<p>新市全体の防災機能の向上を目指し、防災計画の策定、通信システムの充実、消防施設の充実、公共施設の耐震性向上を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新市防災計画の作成</li> <li>・同報無線、行政無線等の防災無線体制の整備</li> <li>・広域的な消防施設の整備</li> <li>・ハザードマップの整備</li> </ul>

## 6 . 住民参加、連携と協働による自立の気風に満ちたまちを創る

### 住民参加システムの構築

地域のことは地域で考え、地域で行動を起こしていくことができるよう、住民が自ら積極的にまちづくりに参加する仕組みを整え、自立の気風に満ちたまちを実現する。

### 男女共同参画の推進

性別にかかわらず個性や能力を発揮できる社会を目指し、男女共同参画の視点に立った社会制度や慣行の見直し、意識の改革を行う。男女がともに活躍できる環境の実現に努め、市民の個性がより活かされる新市を実現する。

### 均衡ある発展に向けた役割分担

異なる個性を備えた地域が相互に尊重し合い、地域ごとに特徴ある役割を担うことによって、全市域が均衡ある発展を実現していく。

### 新たな情報媒体による地域情報発信

コミュニティーFMといった新たな情報媒体の導入を検討し、日常生活に密着した地域情報を全住民に効果的に伝達する仕組みを整えるとともに、魅力ある情報発信ができる人材の育成を図り、地域情報の共有化によって新市の一体感を早期に実現する。

### 報徳の精神に基づいた地域活動の促進

報徳の精神が根付いている地域特性を踏まえ、地域活動に対する支援を拡充し、新たなボランティア活動、NPO活動などの地域活動が次々と生まれてくる自立の気風に満ちたまちを実現する。

### 国内・国際交流、国際化の推進

若者の国際感覚の醸成、地場企業の国際化を促すため、在住外国人との交流や国際姉妹都市との交流を推進し、国際的に活躍できる人材を養成する。さらに住民に多様な活躍の機会を提供するため、住民や地域の団体が育んできた地域間交流を応援し、市民の交流活動を生かしたまちづくりを実現する。

新市が実施する主要な事業

事業名	事業概要
市民活動支援体制の充実	<p>自治会や集落単位など住民自らが地域整備等を積極的に推進する制度を拡充するとともに、旧市町市街地に、ボランティア活動やNPO活動の拠点施設を整備する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民主体の地域活動への支援</li> <li>・ボランティア、NPOの活動拠点施設の整備（重点プロジェクト）</li> </ul>
男女共同参画の推進	<p>性別にかかわらず男女がともに個性と能力を発揮できる豊かで活力ある社会の実現に向けて、新市における男女共同参画の推進計画を策定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新市男女共同参画推進計画の策定</li> <li>・男女共同参画出前講座の開催</li> </ul>
新市融合に向けた地域情報発信機能の強化	<p>新市の融合促進、地域情報の共有化実現に向けて、災害時の通信手段としても利用可能な新市のコミュニティFM局の事業可能性について調査検討を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コミュニティFM局開設調査</li> </ul>
在住外国人への支援充実	<p>新市の国際化に向けて、国際交流団体の育成支援を通じて、在住外国人の相談窓口の拡大、日本語教室の拡充、活躍の場の提供を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・在住外国人への相談窓口の充実</li> <li>・日本語教室の拡充</li> </ul>

## 7. 行き届いた行政サービスと、効率的な新市運営が両立するまちを創る

### 電子自治体の実現

自宅や身近な公共施設からの申請手続きや行政情報の入手、離れた公共施設で開催される講習会の自宅や身近な公共施設での受講、ICカードを利用した情報の高度利用などのインターネットや情報通信機器を活用や、地理情報システム(GIS)の活用による効率的な土地情報の管理・利用により電子自治体の実現を図る。

### 効率的な行政組織の実現

合併を契機とした行政組織の見直し、住民や企業との連携を進め、行き届いた良質な行政サービス提供と効率化が両立した行政組織を実現する。企業、NPO、ボランティアと行政との適切な役割分担を検討してアウトソーシングの推進に努めるなど、スリムで効率的な行政組織を実現する。また、併せて定員適正化計画を速やかに策定し、行政組織のスリム化推進に資する。

### 政策立案能力に優れた人材の育成

企画部門の充実、職員の育成を強化し、地方分権時代にふさわしい政策立案能力の高い組織を目指していく。行政ニーズの多様化や高度化に対して的確に対応できる専門的な知識を有する職員を育成する。

### 広域行政による効率化の実現

新市の周辺自治体との連携によって機能補完や業務効率化等が実現できる場合は、積極的に広域行政に取り組み、周辺自治体と協力して行政サービスの向上、コストダウンを目指していく。

### 成果を重視した新たな仕組みの創設

行政評価システム、公共事業コスト削減指針、PFI事業ガイドライン等、行政を効率的かつ効果的に進める新しい仕組みを検討し、住民や地域への貢献の視点に立った行政サービスを実現する。

### 戦略的な都市経営と健全な財政運営

バランスシートの作成、外部監査制度、成果主義に基づく人事評価制度等の導入を検討し、経営的視点を一段と充実させて、人件費をはじめとする行政経常経費の削減を図り、新市の効率的な運営、財政的な健全性を維持していく。

### 市民の声を大切にすまちづくり

地域の声を積極的にまちづくりに活かしていくことができるように、地域の声をくみ上げる新たな仕組みを整える。

新市が実施する主要な事業

事業名	事業概要
生活利便性向上に向けた電子自治体の実現	<p>生活利便性の向上に向けて、地域高速通信基盤の充実を図る。さらに、情報通信機器、情報通信網を活用して、公共施設のネットワーク化、ＩＣカードの活用などにより、住民が利用しやすい住民サービス、高度な情報サービスを提供する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域公共施設ネットワークシステムの拡充（重点プロジェクト）</li> <li>・総合窓口システムの導入</li> <li>・ＩＣカードを利用した証明、届出、施設予約等の高度情報システムの導入</li> <li>・地域高速通信基盤の充実</li> </ul>
身近な住民サービス保持に向けた庁舎機能の整備	<p>新市全体に均等な住民サービスを提供するため、住民サービス機能の保持と住民の安心を守るための機能を持つ庁舎を整備する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本庁の改修・支所の整備等</li> </ul>
スケールメリットを生む広域処理の推進	<p>行政サービスの向上とコスト削減に向けて、火葬場、一般廃棄物処理、消防業務等は、スケールメリットが期待できる広域処理を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・火葬場、一般廃棄物処理、消防業務等の広域処理</li> </ul>
行政効率化に向けた新たな制度等の導入	<p>事務事業、住民サービスなど行政全般の効率化を図るため、住民、成果、コスト等を重視した行政評価システムの構築、管理手法の導入を行うとともに、事業のアウトソーシング化についても計画的に進める。また、財務等の透明性の確保に向けて、外部監査制度導入調査を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新しい行政管理手法（ニューパブリックマネジメント）の導入</li> <li>・外部監査制度導入調査</li> </ul>
住民意見反映の仕組みづくり	<p>住民の意見を今まで以上に大切に汲み上げるため、インターネット等を通じて計画段階から内容を広く公開し意見を求める仕組みを導入する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・パブリックコメント制度の導入</li> </ul>

# 新市における静岡県事業の推進

新市は、静岡県の諸施策の推進と協働して計画的なまちづくりを推進する。

## 1 静岡県に要望する事業

分野	主要事業概要	地区名・路線名等
美しい風景と快適な居住環境を備えたまちを創る	多様な生態系など農業・農村の持つ多面的機能を生かすため、土地改良施設等の適切な維持管理、多面的機能の発揮や自然環境の保全・再生を推進する。	・田園自然環境保全整備事業(田ヶ池地区)
活発な産業活動が営まれ、住民の豊かな暮らしを支えるまちを創る	農業経営体の育成及び農業経営の安定等に資するため、生産基盤及び生活環境の整備を一体的に実施する。	・経営体育成基盤整備事業(大須賀地区) ・畑地帯総合整備事業(浜・藤塚地区)
南北軸の創出と東西軸との連携によって利便性の高いまちを創る	南北間の円滑な生活・産業交通を実現するため、市街地間連携ルートの整備を行う。 また、地域相互の一体性強化のため、散在する公共施設・交通施設等への道路の整備を行う。	・掛川大東線 ・掛川大東大須賀線 ・大須賀掛川停車場線 ・掛川天竜線
	高潮・津波・洪水・土砂崩壊等の災害から住民の生命・資産を守るため、河川改修、砂防事業等を行う。	・与惣川 ・新田川 ・垂木川

## 2 静岡県が実施を予定する事業

分野	主要事業概要	地区名・路線名等
美しい風景と快適な居住環境を備えたまちを創る	都市と農村の共生、地域の活性化のため、伝統的農業施設や美しい農村景観等の保全、復元に加え、これらを結ぶ田園散策道等の整備を行う。 また、農業水利の確保とともに生態系を守るため魚道整備等を行う。	・田園空間整備事業(遠州南部地区) ・地域用水環境整備事業(原野谷川地区)
活発な産業活動が営まれ、住民の豊かな暮らしを支えるまちを創る	農業経営体の育成及び農業経営の安定等に資するため、生産基盤及び生活環境の整備を一体的に実施する。	・畑地帯総合整備事業(牧之原・掛川地区、東山口地区、大浜地区、千浜地区、本谷地区、沖之須・雨垂地区) ・農地総合開発整備事業(東山口地区) ・経営体育成基盤整備事業(平塚地区)

分野	主要事業概要	地区名・路線名等
活発な産業活動が 営まれ、住民の豊かな暮らしを支える まちを創る	農業水利施設の機能診断及び劣化の 予測に対応した予防保全及び更新を行 い、用水の安定供給を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・かんがい排水事業(大井川 用水掛川幹線、菊川左岸幹 線平田用水)</li> <li>・農業水利施設保全対策事業 (大井川用水菊川右岸幹線)</li> </ul>
	農業生産の集団化、組織化を推進す るとともに農産物の集荷・出荷及び輸 送体制の確立するため、地域の幹線と なる農道及び集落間農道を整備する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農免農道整備事業(伊達方 公文名地区、千羽八坂地 区)</li> <li>・一般農道整備事業(掛川高 瀬地区、高天神地区)</li> </ul>
南北軸の創出と東 西軸との連携によ って利便性の高い まちを創る	豊かで創造的な地域社会の形成及び 安全で快適な生活環境を確保し、地域 間の物流・移動を確保して地域産業の 活性化のための道路整備を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・掛川大東線</li> <li>・掛川川根線</li> <li>・焼津森線</li> <li>・中方千浜線</li> <li>・原里大池線</li> </ul>
	高潮・津波・洪水・土砂崩壊等の災 害から住民の生命・資産を守るため、 河川改修、砂防事業等を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・佐束川</li> <li>・亀惣川</li> <li>・坊主淵川</li> <li>・三沢川</li> <li>・下紙川</li> </ul>
	農地災害の未然防止のため、台風な ど的大雨や地震等の自然災害に対して 非常に弱いため池・河川を整備する。 また、湛水による災害を防ぐため、排 水機能の機能低下を防止するための整 備を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ため池等整備事業(小笠池 地区、正道頭首工地区)</li> <li>・農地防災ダム事業(西大谷 池地区)</li> <li>・農業用水利施設保全対策事 業(大須賀地区)</li> </ul>

## ．公共施設の適正配置と整備

公共施設の統合整備については、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮し、地域の特殊性やバランス、さらには財政に与える影響を十分に考慮した上で、再編整備していくことを基本とする。

学校、幼稚園、保育所等については、将来人口や地域の特性を考慮しながら、今後のあり方を検討する。

支所については、市民窓口サービスの低下を招かないように配慮し、必要な機能の整備を図る。

## ・財政計画

財政計画は、健全な財政運営を行うことを基本として、合併による歳出の削減効果、住民負担の調整、高齢化に伴う扶助費等の拡大、新市建設計画の実施に必要な経費等を反映させ、新市の普通会計の歳入・歳出の項目ごとに作成した。

〔財政計画作成にあたっての前提条件〕

### 1. 歳入

#### (1) 地方税

地方税を市町民税個人分、市町民税法人分、固定資産税、その他に分け、市町民税個人分については将来の人口と連動、それ以外の地方税については直近の税額で横ばいとする。さらに、市町民税個人均等割、町部における都市計画税の課税等合併による調整分を見込む。

#### (2) 地方交付税

普通交付税通常分については、現行の交付税制度を基本とし、地方税の増減と連動させる。さらに、合併に伴う普通交付税の算定の特例（合併算定替）、地方債の元利償還金に対する交付税措置を反映する。

特別交付税については、合併に伴う支援措置（3年間）を見込む。

#### (3) 国庫支出金、県支出金

過去の実績を基に、扶助費分については扶助費の動向に連動させる。また、合併に伴う国・県の財政支援等を見込む。

#### (4) 繰入金

主要事業の実施等に伴う年度間の財源調整のために財政調整基金を効率的に活用していく。

#### (5) 地方債

通常分については、過去の普通建設事業費に占める地方債の割合の平均を求め、将来の普通建設事業費に乗じて推計する。臨時財政対策債については直近の金額で横ばいとする。また、新市建設計画に基づく事業の合併特例債発行分を見込む。

#### (6) その他

その他の歳入については、現況及び過去の実績の推移などを勘案し推計する。

### 2. 歳出

#### (1) 人件費

合併後の退職者の補充を抑制することによる一般職の職員数の減少、合併による特別職の職員数、議会議員数等の減少を見込んで推計する。

#### (2) 扶助費

直近の実績を踏まえ、少子高齢化などの影響を勘案するとともに、行政サービスの格差是正などの経費を見込んで推計する。

#### (3) 公債費

合併前の地方債借入れに対する償還予定額に、合併後の新市建設計画に基づく事業の実施に伴う合併特例債や新たな地方債の償還見込額を加えて推計する。

#### (4) 繰出金

老人保健特別会計、介護保険特別会計については現行制度を基本とし、高齢化の影響を勘案し推計する。また、公共下水道事業特別会計と農業集落排水事業特別会計については、それぞれの事業

の計画に合わせて繰出金を計上する。

(5) 普通建設事業費

事業費が突出した年度を除外した実績値を基にして将来の普通建設事業費の基準額を設定した上で、新市建設計画に伴う事業を考慮して計上する。

(6) その他

その他の歳出については、現況及び過去の実績の推移などを勘案し推計する。

歳入

(単位：百万円)

区 分	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	計
地方税	18,381	18,289	18,427	18,600	18,629	18,659	18,682	18,706	18,729	18,752	185,854
地方譲与税	799	802	802	802	802	802	802	802	802	802	8,017
交付金	2,347	2,354	2,368	2,378	2,389	2,400	2,410	2,421	2,432	2,443	23,942
地方交付税	4,031	3,854	3,846	3,897	4,089	4,065	4,277	4,436	4,560	4,703	41,758
分担金・負担金	527	532	532	532	532	532	532	532	532	532	5,315
使用料・手数料	1,024	1,026	1,030	1,045	1,060	1,074	1,089	1,104	1,119	1,133	10,704
国庫支出金	2,986	3,308	3,344	3,210	3,254	3,277	3,315	3,353	3,392	3,431	32,870
県支出金	1,927	1,929	1,939	1,700	1,713	1,717	1,727	1,737	1,748	1,759	17,896
繰入金	1,377	1,096	226	651	535	308	320	430	65	65	5,073
地方債	5,006	6,127	7,446	6,389	5,144	5,502	5,027	5,027	4,903	4,903	55,474
うち合併特例債	230	1,422	2,820	1,597	877	1,235	760	760	637	637	10,975
諸収入・その他	2,784	2,409	2,261	1,873	1,774	1,774	1,775	1,774	1,775	1,774	19,973
歳入合計	41,189	41,726	42,221	41,077	39,921	40,110	39,956	40,322	40,057	40,297	406,876

歳出

(単位：百万円)

区 分	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	計
人件費	6,266	6,368	6,314	6,277	6,241	6,204	6,178	6,132	6,067	5,998	62,045
扶助費	3,499	3,526	3,434	3,412	3,390	3,367	3,378	3,389	3,400	3,411	34,206
公債費	5,524	5,532	5,192	5,407	5,218	5,292	5,716	5,931	6,077	6,200	56,089
物件費	6,318	6,236	6,351	6,236	6,236	6,236	6,236	6,236	6,236	6,236	62,557
維持補修費	422	424	424	423	424	423	424	424	423	424	4,235
補助費等	5,047	5,205	5,205	5,205	5,205	5,205	5,205	5,205	5,205	5,205	51,892
繰出金	3,050	3,342	3,477	3,645	3,793	3,858	4,028	4,165	4,321	4,399	38,078
投資・出資・貸付金	1,280	1,082	1,010	1,010	1,010	1,010	1,010	1,010	1,010	1,010	10,442
積立金	927	973	197	0	0	0	0	0	0	0	2,097
普通建設事業費	8,749	8,931	10,510	9,355	8,297	8,408	7,674	7,723	7,211	7,307	84,165
うち合併特例債事業	242	1,497	2,968	1,681	923	1,300	800	800	670	670	11,551
その他投資的経費	107	107	107	107	107	107	107	107	107	107	1,070
歳出合計	41,189	41,726	42,221	41,077	39,921	40,110	39,956	40,322	40,057	40,297	406,876